

寒冷な風が吹いて来て、夜分は夏でも霜が降つたり結氷したりすることがある。これは農業のために恐るべき災害とされてゐる。

フィンランドは地質も氣候も農業の發達には適しない。耕農に適する地域はバルチック沿岸の沖積粘土地や砂質粘土地帯にして全面積の約七〇%に過ぎない。

地表は海拔百五十米の平坦な高地を形成し、この高地は海に近づくに従ひ低下する。一番高いところは北西の國境地方にして、こゝには一千三百五十三米の山がある。

フィンランドは太古歐洲における大氷原の中心をなしたもので、氷河の痕跡は今尚ほ其の全地域に亘つて見受けられる。

有用礦産物中にて第一位を占めるものは泥炭にして、石炭は全然産出しない。鐵は出るけれども貧弱である。その他に少量の銅、鉛、石棉、亞鉛を産する。砂金はイナリ湖に注ぐ河川から出る。また北部海岸にニツケル礦が最近發見されたが、英國人がその探掘の利権を獲得した。又森林が多いので既述の通木材は豊富である。建築材料としては木材の外に尙ほ花崗石を大量に産する。

△住民と教育▽ フィンランドは面積の老犬なるに比較し人口は稀薄にして僅に三百七十萬人に過ぎない。その人口は一平方軒につき平均十人の割である。

住民の大部分即ち約六五%は農業、林業、漁業に従事し、一五%は工業、三・四%は運輸交通業、三・九%は商業にして殘餘の一三%は他の業務に従事してゐる。

人種的に言へば、フィン人が全人口の八九・四%を占めるが、フィン人は固有のフィン人(タウオト人)とカレリヤ人(カレリヤ人)に二大別される。フィン人の他に少數(〇・一%)のスウェーデン人がゐるが、スウェーデン人は主としてフィンランド灣、ボトニア灣の沿岸に住し、またオーランド群島(アーランド島)の住民は全部スウェーデン人にして、オーランド群島は自治地方として別天地の觀を呈してゐる。

ロシア人は〇・二%、ドイツ人は〇・一%を占める。

住民の八〇%は村落に住し、都市居住者は一九乃至二〇%である。

國民教育は全國に亘り最も普及し、工業學校も發達してゐる。高等教育は大學三、高等工業學校一、高等商業學校二を有する。基督教(ルツター教)の盛んな國で、大小の學校を通じて宗教科の設けがあるのは教育界の一特徴であらう。

△主要都市▽ フィンランドの主要都市を左に列挙する。

首府ヘルシンキ(舊名ヘルシングフォルス) は約二十七萬の人口を有し、首要海港たると同時に、冶金業、造船業、製紙業、酒造業、煙草製造の中心にして、市内には大學、高等工業、氣象臺、軍用飛行機工場その他がある。

ウイプリー市(舊名ウイボルグ) はフィンランド灣の沿岸、ソヴィエト聯邦の國境に近く、サイマ運河の河口附近に位し、ヘルシンキ—レニングラード間鐵道の間中に當る。木材輸出の中心である。

ツルク市(舊名アボ) はフィンランド灣とボトニア灣との境界、バルチック海の沿岸に位し、更に北に進んでボ

トニア灣沿岸にはワサ(舊名ニコライスタート)、オウル(舊名ウレアボルク)、トルネオ等の都市がある。ツルク市は人口約六萬九千を有する都市にしてフィンランドにおける工業の中心にして、製糖、機械製作、繊維業、煙草製造の諸工場はこのツルク市に集中されてゐる。尙ほ同市には大學二及び多數の學校がある。

ワサ市 は商業都市にして人口二萬七千、造船工場を有し、商取引の主要品目は木材と家畜である。

オウル市 は主として木材輸出の海港にして人口二萬五千五百人。

トルネオ市 はスウェーデン國境附近におけるフィンランド最北の都市である。

タムベレ市(舊名タムメルフォルス) はフィンランドの南西ネシヤルウイ湖畔に位し人口五萬八千人、繊維業及び皮革業の中心にして、同市には最近軍用飛行機工場が開設された。

△産業▽ フィンランドは牧畜が盛んで、耕農地總面積の約五割即ち二百四十萬ヘクタールは家畜の飼料たる牧草を播種する。

又南西部は地味氣候共に農業に適するので、この地方では農業が行はれるが、その作物は燕麥、大麥、小麥、馬鈴薯、ライ麥等である。

牧畜業の産物はバター、チーズ、豚肉、鶏卵にして、海外に輸出する年額は約五億フィンランド・マルクに上り、特にドイツ及び英國に向け輸出される。

内地で産出する穀類だけでは全國の需用を満たし得ないので、年々外國から穀類を輸入しつゝある。農村では

協同組合やその他の組合が大に發達してゐる。

全領域の約六割は森林に覆はれてゐるから農村における經濟の根幹は林業に存する。森林は薪炭となり、種々の建築材料となり、また對外輸出品の重要項目となつてゐる。官有林は約一千三百萬ヘクタールにして、殘餘は個人の所有に屬する。製材所の中心地はコトカ、ツルク(アボ)、ピエルネボルケ各市である。全労働者の約半數は製材、製紙業に従事しつゝある状態によつて、林産物が同國經濟界において如何に重要性を有するかを知り得る。

製材及び紙類は殆んど全部海外へ輸出され、輸出總額の約八割五分を占め、牧畜産物は一割、その他の工業品は僅かに五分に過ぎない。セルロイド及び紙類の輸出においてフィンランドは全歐中スウェーデンに次いで第二位を占め、木材の輸出においては全歐中にて首位にあつたが、最近に至りソヴィエト聯邦に凌駕されるやうになつた。

フィンランド政府は軍事工業に特に意を注ぎ、今では國內數箇所に兵器廠、火藥製造所を設けるに至つた。ツルク市には自動車工場、タムベレ市には飛行機工場があり、ヘルシンキ市には軍用造船所がある。

交通は甚だ發達して居り、舟運の利くところは約三千軒に及ぶが、水運中で重要な役割を演ずるものは運河と河川にして、例せば南東部において海に注ぐサイマ運河や、中央部の水系とフィンランド灣とを繋ぐキュンメネ河の如きである。

鐵道線路の總延長は約五千六百軒にして、主として南東部に集中されてゐる。最近政府は軍事的見地から約二

千軒の新線の敷設を計畫してゐる。

自動車道路は約三千五百軒に及ぶ。

フィンランド政府は航空路の開設と發達に鋭意努力しつゝある。ヘルシンキ——ツルク——アーランド島——
ストックホルム線はドイツの援助で設定されたものである。

この篇は講和條約締結前の事情を述べたもので、講和條約に依りフィンランドの面積は多少狭くなる。

(一九四〇年三月十五日)

5 ベッサラビヤ問題と石油争奪戦

——ルーマニアと獨ソ關係——

一、ベッサラビヤ問題

△ベッサラビヤの沿革▽ 現今のベッサラビヤやルーマニア等は元とオトマン帝國(トルコ)の版圖であつたが、今から約三十年前の一八二二年五月トルコとロシアが英國の仲介によつてブカレスト市で調印した條約でトルコがロシアへ割讓したものである。降つて一八五六年クリミア戦争の終つた時、締結されたパリ條約によつてベッサラビヤの境界の一部を改訂し、ベッサラビヤからイスマイル、カフル、ボルグラド諸地方を割いてモルダヴィヤに分與した。しかしモルダヴィヤに分與した上記地方は一八七八年に至り再びロシアへ割讓されることになつた。

帝政ロシア政府は過去百年間に亘りベッサラビヤにおいてロシア化政策を遂行してロシア人のベッサラビヤ移住をも奨励したが、大戰勃發の一九一四年現在の調査によれば、同地における住民の多數はモルダヴィヤ人であつた。

ルーマニアは久しい前からベッサラビアの還付を望んでゐたが、一九一七年ロシアに革命勃發するや、ルーマニアはベッサラビア奪還の機会を狙つた。ロシア革命後間もなくベッサラビアにモルダヴィヤ國民委員會が組織され、更に一九一七年十月二十三日ベッサラビア軍事會議は百二十名の代表から成る最高評議員會を設置し、十二月に最高評議員會はモルダヴィヤ・ベッサラビア自治共和國を建設した。翌一九一八年一月下旬モルダヴィヤ共和國は獨立を宣言し、ルーマニア政府に交渉して、ベッサラビアの安寧秩序を維持するためルーマニア兵を招致した。

しかるに一九一八年三月上旬ソヴェト政府とルーマニア外相アヴレスク將軍との間に協定成立し、この協定によつてルーマニア政府は向ふ二箇月間にベッサラビアから撤兵することになつてゐたけれども、ルーマニア政府は遂に協定の約束を實行しなかつた。同年四月最高評議員會はルーマニアと政治的同盟を決議した。尤もこの同盟はベッサラビアを以て自治的地方にするといふ條件付きであつた。しかるに同年十一月に至り評議員會はルーマニアとの同盟に更に一步を進めてベッサラビアを無條件でルーマニア國に併合することに同意した。

聯合國側（英佛）最高會議はルーマニアが大戦に當り英佛側として參戰したため報酬として、前記合併を事實的に承認するに決し、一九二〇年十月二十八日英、佛、伊、日四箇國調印の條約によつてこれを確認した。北米合衆國はこの條約には參加してゐない。ベッサラビアに對して特別の關係を有するソヴェト政府は無論、ベッサラビアのルーマニア併合を承認するに至つた國際聯盟の權能を拒否した。この條約の批准は非常に遅れ、英國は一九二二年に、フランスは一九二四年に、またイタリアは一九二七年に各々批准したけれども、調印國の一な

る我が國だけは今日まで未だ批准してゐない。

ソヴェト政府は建國後幾何もなく隣邦ポーランド、バルチク諸國及びフィンランドとは國境劃定の取り極めを行つたけれども、ルーマニアとだけは國境協定を結んでゐない。尤もソ政府とルーマニアとは一九二一年以來幾度か國境劃定の交渉を企圖して見たが遂に成立に至らなかつた。

△兩國互に譲らず▽ 一九二一年九月ソ政府代表カラハンとルーマニア代表フライリチはワルソウにおいて會見し、兩國間の繋争問題に關し將來交渉を開かんことを議したけれども意見が纏まらなかつた。この時カラハンはルーマニア代表に對し、ルーマニア及びソ聯邦の何れかが第三國から攻撃を受ける場合、兩國は互に中立を嚴守すべき條約の締結を提議したが、ルーマニア代表は同意しなかつた。

一九二二年ソ政府が主唱者となつてソ聯邦及びその隣接諸國間の軍備縮少會議を召集した時、招請を受けたルーマニア政府は若しベッサラビアのルーマニア併合を承諾するならば會議に参加すると回答した。ソ政府は無論ル政府のかゝる條件に應じなかつた。

越えて一九二三年冬、ルーマニア政府はソ政府に對し兩國通商關係の整調を申し込んだので、ソ政府はその提議に應じ十一月十日兩國の代表者は南露チラスボル市において會談したが、これもまた無結果に終つた。この會談において兩國代表は近く政治、經濟上の一般的諸問題に關して會議を開催することを申し合せ、そしてウイーンを會議地に選定した。

一九二四年三月二十七日ウイーン市においてソル會議は開かれたが、ソ政府代表は次の各問題の討議を提議

した。

- 一、地域上の問題。
- 二、財政及び経済問題。
- 三、法律上並に政治上の問題。

ル代表は前記諸問題の討議には異議はないが、然しベツサラビア問題だけは除外し度いと告げたので、折角のウイーン會談は會議續行の可能を失つた。ソ代表は已むなく單獨でベツサラビア問題に對するソヴィエト政府の態度見解を發表するに決した。この時ソ聯代表が發表した聲明の大意は次の如きものであつた。

ベツサラビアは曾てルーマニアに屬したことはない。ベツサラビアはトルコ領域の一部分であつた。曩にルーマニア政府はベツサラビアを占領するや、ル政府の目的は占領でない、戰略上から餘儀なくされたものであると言明した。英、佛、日、伊四國大使會議でルーマニアのベツサラビア領有權を承認した決定は毫もソヴィエト政府を拘束するものでない。ソヴィエト政府はこれ等の事情を考慮しかつ平和の見地から、ベツサラビアからルーマニア軍隊の撤退を敢て要求するものではない。ソヴィエト政府の欲するところは、ベツサラビア住民はルーマニア合併を欲するか、獨立國を形成することを希望するか、但しはソ聯邦の一構成部分となることを望んでゐるか、を國民投票に訴へて決定するにある。

この提案に對しル代表は斷乎拒絶して會議の中止を要求した。

▽未解決のベツサラビア▽ ロシヤにソヴィエト政權樹立以來、フランスはロシヤの大戦脱退、對獨單獨締和、

債務破棄等のいきさつでソヴィエト政府に極度の反感を抱き、赤化防止の目的を以てソ聯邦西隣諸國即ちポーランド、チエコスロヴァキヤ、ルーマニア等をフランス勢力下に糾合して對ソ共同防衛線を築いた。しかるにその後、ナチス獨逸の勃興はフランスの對ソ政策に至大の影響を及ぼし、その時までソ聯邦を敵視したフランスは急角度の轉向を敢てした。ナチスの出現はフランス許りでなくソ聯邦に取つても同様に危険信號であつた。ソ政府もフランスも共にナチスの脅威を痛切に感ずる點においては利害が一致した。そこでフランスはこれまでの反ソ政策を一擲して親ソ政策に轉向し、一九三二年十一月二十九日ソヴィエト政府と不侵略條約を締結し、更に一九三五年五月二日に至りドイツの攻勢に對する共同防衛を目標とする相互援助條約を締結した。

ポーランド及びルーマニアは曩に反ソ政策の盟主たるフランスの取り持ちで一九三一年一月十五日保障條約を締結してソ聯の侵略に備へた。このルーマニア及びポーランド間保障條約はその第二條に、

ポーランド又はルーマニアが國際聯盟規約第十二條、第十三條及び第十五條に依りて課せられたる拘束に反し挑發することなくして攻撃せられたる場合にはルーマニア及びポーランドは相互的に聯盟規約第十條を適用して行動、直に救援及び援助を與ふることを約す云々。

とある。この條文によつて明かなるが如く、この條約は名目は保障條約と稱せられるけれども、實質においては相互援助條約にして、その目標とするところがソ聯邦にあることは言ふまでもなからう。

ルーマニア政府はベツサラビア問題でソ政府との關係が兎角思はしくないもので、バルカン諸國を誘うてルーマニアの國際的地位を鞏固にし以てソ聯邦に備へんと努めた。ポーランド及びチエコスロヴァキヤは曾て黒海にの

ぞむルーマニアの港灣コンスタンツァ、ブライリ、ガラツを經由して黒海への出路を獲ることに關してルーマニア政府と交渉したことがある。ル政府は若しポーランドがベツサラビヤ問題に對してルーマニアを支持することを約束するならば、ポーランドの要求に同意すると言つた。ポーランドの技師等は時々ガラツ、コンスタンツァ兩港を視察して、この兩港をポーランドの通過輸出の見出から研究してゐた。ポ政府はコンスタンツァ港を以て黒海に於けるポーランド艦隊の根據地たらしめるとの風説さへ傳へられたことがあつた。ルーマニアの一部においてはポーランドとルーマニアとの前記同盟條約を擴大する希望からポーランドの黒海艦隊建設案に賛意を表した。またフランスの肝煎りでドナウ河沿岸諸國の關稅聯盟を設定するため會議召集が唱道された時、ルーマニアはベツサラビヤ國境の保障にこの問題を利用しようと思つてフランスの提唱に對し積極的に賛成した。

ベツサラビヤ問題がルーマニア外交の中心點をなして來たことは上に略述したところによつて首肯出來ると思ふ。

斯くの如くルーマニアはフランスの指圖によつて反ソ政策を固持して來たが、反ソ政策の盟主たるフランスが前述の事情で既に反ソから親ソに早替りしたので、ルーマニアも對ソ態度の再檢討を餘儀なくされるに至つた。

フランスはルーマニアをしてソ聯邦と妥協させるために、一九三二年にソ政府と不侵略條約を締結した際に、ルーマニアに對する政府の意向を打診した。ソ政府はフランスに對し、ソ政府はルーマニアとの懸案解決のために暴力に訴へることはしないといふ回答を與へた。ベツサラビヤ問題で久しい間不和の間柄にあつたルーマニア

對ソ聯邦は漸く握手する機運に達した。一九三四年に至りルーマニア政府は正式にソ政府を承認し兩國間に文書を取り交はして、兩國は互に主權を尊重することに同意した。この時ソ政府はベツサラビヤに對するルーマニアの主權を暗黙裡に承認したものと見做された。當時のルーマニア政府はこの機運を利用して更に一步を進めソ政府と不侵略條約の締結を希望したけれども、ルーマニア國內においては尙ほソ政府の赤化政策を恐れ一般の輿論はソ聯邦との接近政策に反對する傾向が強硬であつたため政府の希望は遂に實現の運びに至らなかつた。

一九三七年に至りソ政府はベツサラビヤのルーマニア併合を決定的に承認する意向であるとの情報が傳へられたので、ルーマニアは多年の懸案を解決することが出来るかと喜んだが、この時もまたルーマニアの希望は實現されなかつた。同年四月五日ソ聯邦新聞は斯の種の情報は全然事實無根であると打消し、ソ聯邦國民がベツサラビヤの復歸を望んで止まない熱情は、革命當時喪失した帝政時代の領域バルチク諸國（エストニア、リトアニア、ラトヴィア）やポーランドの復歸に對する希望の比でないと同様の強硬な論説を發表した。越えて七月四日に至りモスクワ發行プラウダ紙は、ベツサラビヤ方面國境地帯の物騒なことを指摘して、ベツサラビヤ國境問題は未だ落着いてゐない、同地方國境において頻發する事件は「或は悲しむべきそして不測の結果」を惹起しないとは誰が保證出來ようと論じた。

同年九月ジュネーブにおいてソ聯邦外務人民委員リトヴィノフはルーマニア外相アントネスクと長時間に亘り會談したことがあつて、これはベツサラビヤ問題に對するソ、ル兩國間に妥協に關して會談を遂げたものであるとの報道が傳へられた。この時も解決の希望は遂に現實化せられなかつた。かくしてベツサラビヤ問題は未解

決の儘、今次の歐洲戦まで持ち越されたのである。

△ソ政府の態度▽ ソヴィエト政府とルーマニアとの関係はソ政府がドイツとの協定下にポーランドを占領した一九三九年九月、十月前後から一段の緊張を見せて来た。當時ソ政府はポーランドの東南部占領の餘勢を驅つて機会を逸せずベッサラビヤに進出するであらうとの風説が頻りに傳へられた。ルーマニア政府は時局の重大性に鑑み同年九月二十六日ソ、ル兩國は爾今協力して嚴正中立の基礎において國交整調を圖ることとなつた旨左の如く發表した。

ソ聯駐劄ルーマニア公使ディアノはモロトフ外務人民委員よりソ、ル國交調整に關するソ政府の見解に就き公式開陳に接した結果、ソ、ル兩國政府は協同して爾今兩國關係の調整を相互に嚴正中立を基礎として行ふべきことを決定した。

ル國の北方舊ポーランド領域がソ聯領となつたのでドイツからの直接脅威は一應解消した譯であるが、その代り今度はベッサラビヤ問題といふ大きな懸案を有するソ聯邦との關係調整が緊急かつ重大となつて来た。若しソ聯との國交調整に成功する時はルーマニアは當分安全であるから、今回ソ政府と協同して國交の調整を期することになつたのである。

ソ政府はフィンランド攻略戦に次いで如何なる方面に觸手を延ばすであらうかは各方面注視的となつてゐたが、コミンテルン機關紙コンムニスティチエスキ・インタナショナルは一九三九年十二月六日附の紙上にルーマニア問題を取上げ大要左の如き評論を試みて世上の注意を惹いた。

ルーマニアは現下の政治的、經濟的狀態に鑑みルーマニアに住する諸民族のためにルーマニアがソ聯邦と緊密な友好關係を確立することは極めて必要なことである。ルーマニアの勤勞民衆はルーマニアからの分離權を含む民族自決の確利獲得のために闘争を續けるであらう。かゝる状態にあつてソ聯邦との相互援助條約のみがルーマニアを第二次的世界戦に捲き込まれることから防止し得るのである。

ソ政府がコミンテルンの機關誌を通じてルーマニアに對し、ソ政府との間にバルチック諸邦と同様な相互援助條約を締結すべしと勸告したことは現下におけるソ政府の動向が那邊にあるかを示すものとしてルーマニア社會の注目を惹いた。

ソ政府は前記コンムニスティチエスキ・インタナショナル誌の論文が海外において意外な反響を喚起したのを見て世上の誤解を避けるため外務人民委員部情報部をして同十二月八日次の打消しを發表せしめた。

コンムニスティチエスキ・インタナショナル誌のルーマニアに關する論文は諸外國新聞の荒唐無稽なる論評を招きつゝあるが、該論文は何等ソ、ル兩國關係の真相を反映するものでない。

更にルーマニア駐劄ソ聯代理公使はルーマニア外相ガフエンコを訪問して、ソ、ル相互援助條約即時締結を主張した最近のコミンテルン機關誌の論説は筆者の個人的見解であつて、ソ政府の意向を誤り傳へたものである。

と釋明に努めてルーマニア政府の諒解を求めた。

一九四〇年三月二十九日開催のソ聯邦最高會議における外交方針演説において外務人民委員モロトフはルーマ

ニアとの關係に言及し、ルーマニアのベッサラビヤ併合に對し不承認の態度を明かにして左の如く述べた。

聯邦及びルーマニア兩國間には一ツの問題が未解決の儘で残されてゐるが、ソ聯邦は未だ會てルーマニアによるベッサラビヤ地方の接收を承認してゐない。

モロトフ外務人民委員の言明はソ、ル關係に關して再び種々の風説を生み、ソ聯邦のバルカン進出は各國の視聽を蒐めるやうになつた。ソ聯邦は既にベッサラビヤ問題に關しルーマニア政府に通牒を送致したとの情報まで傳へられたがルーマニア外相ガフェンコは四月十三日新聞記者團との會見において、モスクワからは未だ何等の通牒に接してゐないとして、

ルーマニア政府はソ聯邦から未だ何等の通牒も受け取つてゐない、またこれを受取ることを希望もしてゐない。ルーマニアとその隣接諸國との關係は依然良好であり、この點に關しルーマニア國民が驚愕するやうな事實は何も存在しないと言明した。

▽ベッサラビヤの現状▽ ベッサラビヤは約四萬四千平方呎の面積と約三百十萬の人口（一九三七年現在）を有し、住民は主として農業に従事してゐるが、住民を人種別に觀ればモルダヴィア人が約半數を占め、ウクライナ人も相當多く、他はユダヤ人、ロシア人、ブルガル人、ドイツ人等である。

現在ベッサラビヤにはどれほどのルーマニア人が住するかは調査の徵すべきものがないから審かでないが、去る一九三〇年の人口調査によれば、ベッサラビヤの全人口二百八十六萬四千人に對しルーマニア人は一百六十一

萬一千人であつた。ルーマニア人は北部と中部に多い。

ドニエストル及びブルト兩河の下流域は麥の産地として聞えるがその地方にはロシア人、特にウクライナ人が集合してゐる。それ等ロシア人中にはソヴィエト政府になつてから亡命した者も相當にゐる。

北部の高原地帯（八五〇——一、一五〇呎）にはブルガリア人が住し、南部にはドイツ人の移住地があつて約八萬乃至十萬のドイツ人がゐる。これは十九世紀の初葉に帝政ロシア政府が特典的條件の下に移住せしめたものである。ユダヤ人の數は二十萬人内外と稱せられるが、その四割はチシナウ市（舊キシネフ市）に集中してゐる。

ルーマニア政府はソヴィエト聯邦コミンテルンの煽動に對抗する政策上からベッサラビヤにおいて土地整理を斷行し、兵役を終えた者に土地を與へると共に、廣く小作人に土地を提供して自作農たらしめた。しかしベッサラビヤは交通機關が尙ほ不十分なために經濟界が孤立状態を呈するのみならず、農村の出産率が高いので農民の生活状態は困窮を極めつゝある。そんな事情で農民は政府から分配を受けた土地を富裕な地主や農村の商人に賣却するもの續出の有様で、政府の土地整理も水泡に歸せんとしつゝある。

ルーマニア政府はベッサラビヤ農村の窮乏を救済する目的で農村協同組合をして自作農を指導してその産物を市場に搬出する方法を講ぜしめたけれども、政府の奨励は効果を齎らさなかつた。元來ベッサラビヤ産の小麥及び葡萄はロシア市場へ移出されてゐたものであるが、ベッサラビヤがルーマニアに併合されてからはソヴィエト聯邦への輸出は全然杜絶し、またルーマニア國內では思はしいハゲロがない。しかのみならず、ドニエストル河に依る交通はとまり、鐵道線路は何れもソヴィエト聯邦との國境方向へ發達してゐるので鐵道による輸送も役に

立たない。帝政時代においてベッサラビヤの農産物を海外へ輸出するにはオデッサ港から積出し黒海を経て地中海へ出たものである。今日これをドナウ河諸港に向け替ようとしても現在の設備では不適當であり、またルーマニア本國との連絡も至つて悪い。かゝる状態であるからベッサラビヤの窮乏救済のためには道路及び鐵道の建設に莫大の費用をかけなければ効果を擧げるとは困難であると觀られる。

二、ルーマニアの石油とドイツ

△問題の石油▽ 今次の英佛、對ドイツの戦争開始以來、ルーマニアを繞る國際關係は多事多端かつ極めて複雑性を帯びて來た。

ソヴェエト政府はベッサラビヤを奪還するため虎視眈々としてその機會を狙つて居り、ドイツは戦争の繼續に必要な食糧及び石油の供給地としてルーマニア抱き込みに狂奔し、それに對し英佛側はルーマニアを抑へてドイツへの物資供給を阻止するために全力を盡しつゝある。ハンガリーは曩の大戦でルーマニアに割讓を餘儀なくされたトランシルヴァニアの回收に注意を怠らず、而してブルガリアまたドブルッヂヤ地方に野心を藏するといふ有様である。

今次の戦争開始以來ドイツは戦時必須の軍需品たる石油及び小麦類の供給を主としてルーマニアに仰ぎこれ等物資の對獨輸出を増額するためにルーマニアとの通商經濟關係の密接を圖り、物資輸送路を確保するために全力を竭しつゝある。然らばルーマニア國は幾何の石油及び小麦類を産出するかを左に示す。

一九三九年

石油	六、一八五、〇〇〇噸
小麦	一、八〇〇、〇〇〇メートル噸
玉蜀黍	一〇〇、〇〇〇メートル噸

ヨーロッパにおける石油の産額においてはルーマニアにソヴェエト聯邦に次ぎ、ルーマニアの石油事業に最も多く投資してゐるのは英國系會社である。今ルーマニア石油事業總資本に對する各國の投資比率を左に示す。

英國系	四二%
フランス、ベルギー	二三%
米國	六%
ルーマニア	二九%

ドイツの投資は殆んど論ずるに足りないほど少額であるけれども、ルーマニア産石油の需要においてはドイツは第一位を占める。平時ドイツの石油消費額は約七百十二萬六千噸にしてドイツ本國內における石油産出額は六十二萬八千噸に過ぎない状態であるから、平時においてさへもドイツは約六百五十萬噸の不足をルーマニア始め諸外國から輸入してゐる。特に今次の戦争に當つては概算二千一百万噸の石油を要するといふから今日ルーマニアの石油の大部分を獲得確保することがドイツのためには全く死活問題であると言ふも決して過言でないであらう。

△獨、ル新通商協定▽ ドイツは開戦以來ルーマニアの資源獲得の必要上、早くからルーマニア政府と通商問題に關して交渉を進めて來ると同時に、特使をルーマニア國へ派遣して兩國の經濟提携を策した。傳へられる所によれば、一九三九年九月二十九日兩國間に新通商協定が成立し、新協定は、ドイツからルーマニアに武器、飛行機、機械類其の他の工業品の輸出を増加し、ルーマニアはそれに對し原料品のドイツ向け輸出を増加することを眼目としたものである。

ドイツは戰爭の進展に伴ひルーマニアとの經濟關係を層一層緊密ならしめる必要に迫られ、その後引き続き新通商協定に對する追加協定を交渉しつゝあつた。

ドイツとルーマニア兩國は一九三九年十一月二十一日新協定に調印の運びとなつたが、新協定は曩に成立した通商協定の追加協定として取り極めたものである。新協定はルーマニア石油の對獨輸出量を年一百二十萬噸と規定し同時にこれが運輸資金としてドイツに總額四千萬マルクのクレジットを設定する筈である。この結果ルーマニアの石油は全産額の五分の一をドイツへ輸出することになり、從來に比し七%の對獨輸出増加である。

ドイツがルーマニア政府に壓力を加へて同國産石油を獨占せんとする策動が愈々露骨となるに従ひ、英佛側は躍起となつてドイツの運動を妨害しルーマニア政府牽制策を試みた。

ルーマニア政府はドイツの新通商協定に基き石油其他の對獨輸出増加を圖るため石油統制委員會なるものを設立し、英佛系會社に對し強制石油生産を命令した。これに對し英佛側は一月下旬ルーマニア政府に向ひ、英佛系石油會社をしてドイツに石油を供給せしむるが如き措置を取れば、將來重大な紛争を生ずるのであらうと抗議す

るところがあつた。英佛側の抗議に關しルーマニア政府は回答を寄越したが、右回答に接した英官邊は二月二十一日『この回答が果して満足なものとして受理すべきか否かは今後の検討に俟つ』とだけ語つて回答内容に言及するを避けた。

ル政府は英佛側の壓迫に屈しドイツ向け高級石油の積出しを停止するに決定した模様には傳へられたが、今回の決定に關しル政府はル國自身が戰爭に備へるために貯藏するものであると語つた。

英佛側の壓迫效を奏してルーマニア政府はドイツ向け高級石油の積出しを見合せるに決したとの報傳はるや、當時ルーマニア滯在中のドイツ經濟代表のクロチウスはルーマニア政府に向ひ、

石油の豊富なる供給如何はドイツの死命を制するものであるから、若し石油供給がドイツを満足せしめない場合にはドイツは他の方法に訴へても石油供給の途を確保せざるを得ないであらう。と強硬態度を披瀝したと傳へられる。

獨、ル石油供給協定によれば毎月十五萬噸の石油をドイツに供給することになつたが、實際はその半額にも達しないので、ドイツ側は輸送量を増加せしめるため輸送の改善、ドイツ向貨物積換の國境驛の改築等をル政府に提議した。

△ドナウ河の輸送路▽ ドイツはルーマニアから軍需物資を輸入する輸送路として鐵道及び河川に依頼し、鐵道に就いてはソ政府と交渉して舊ポーランドにおける鐵道を利用してゐる。河川の方はドナウ川によるもので、ドイツ政府は鐵道の輸送力のみでは到底間に合はないので、ドナウ川の輸送に依頼しなければならぬ必要上、

關係諸國と折衝を重ねてゐたが、四月十一日ドイツ官邊はこの問題に就き、左の如く語つた。

ドナウ河上の輸送に對し英國が妨害を加へてゐることに關しドイツ政府は關係諸國と交渉してゐる。ルーマニアとはドナウ河の輸送路をあらゆる方法を以て確保するの必要ある點で既に完全な意見の一致を見てゐる。

ドイツはドナウ河關係諸國に對し同河輸送路に對する軍事的防衛權を要求したとの説が傳へられたが、四月十一日ルーマニア官邊の語るところによれば、ルーマニア及びユーゴスラヴィアの兩國はドイツの要求に對する妥協的措施として陸軍の統率下に數百名から成る水上警察隊を同河沿岸に配置するに決したといふ。またブルガリヤ及びハンガリー兩國も同様の措置を講ずることによつてドイツの要求に妥協するものと觀られた。

平時におけるルーマニア石油はコンスタンツァ港から黒海を経て地中海に出でドイツへ海路によつて輸送されたものであるが、戰爭勃發と共に英國が地中海經由ドイツへの輸送を遮斷したため爾來ドナウ河か若くは鐵道に由ることになつたのである。

ルーマニア政府はドナウ河輸送問題に關し前記の如くドイツの要求を容れ、ドイツ船舶の航行を保護するため砲艦を派遣して警戒に當らしめることにした。四月十五日に政府當局はこれに關し左の如くその理由を發表した。

ルーマニア政府は今回ドナウ河の平和及び秩序維持のためその警備を強化することゝなつた。若しドナウ河流域の全ての國が凡ゆる必要なる警戒措置を採用したならばドナウ河の航行は將來とも安全なものとならう。

ならう。

ルーマニア政府はその措置の一として軍艦及び武装商船は今後ドナウ河に入るを禁止した。茲でドナウ河即ち英語讀みのダニューブ河のことに就いて簡単に述べて置かう。

ドナウ河は一名ダニューブ河で通つてゐる。ドイツ國內に源を發して東流してオーストリー國に入りウィーン市を経てハンガリー國を貫流して南下しユーゴスラヴィア國ベルグラード市に至り、更に東南に向ひブルガリアとルーマニアの國境を形成しつゝ、下流はルーマニアにおいて黒海に注ぐ、總延長二千八百五十軒に及ぶ。ドナウ河は舟運の利便最も開けた國際河川としてその名著はれ、ドイツ國レーゲンスベルグ市から下流は汽船の航行が可能である。バルカン諸國は鐵道による輸送機關の發達が遅れてゐるためドナウ河は中南歐における輸送路として實に重大な意義を有する。ただドナウ河の缺點は冬季十一月末から三月末頃まで結氷して舟運を杜絶することである。

ドナウ河は數箇國に跨る國際河川であるから航行の取締り等に關して古くから關係諸國間に種々の條約が出来てゐる。簡単に言へば現在では、歐洲委員會と國際委員會との二つの國際的委員會が組織されて、ドナウ河の航行、警察、改良工事、航行税等のことを分擔執行してゐる。歐洲委員會は英、佛、伊、ルの四國代表によつて構成され、國際委員會は沿岸諸國の外に英、佛、伊から代表者を出してゐる。

今日、ドナウ河の石油輸送に従事してゐる各國の槽油船(タンカー)の隻數は略ぼ左の如し。

ドイツ	一二八
ルーマニア	五六
英 國	三〇
フランス	一四

また船舶の噸數から觀てもドイツが一位を占めてゐる。従つてドイツはドナウ河輸送力の大部分を有してゐる譯である。

三、ルーマニアの國情

△國境と住民▽ ルーマニア國が現在の如くバルカン地方における大國となつたのは世界大戰の結果にして、大戰前と戦後のルーマニアを比較すると面積、人口共に約二倍に増加してゐる。戦前のルーマニアは面積十三萬八千平方杆、人口約八百萬に過ぎなかつたのが、今日は二十九萬五千平方杆の面積と約一千八百萬の人口を有する。

國土の擴大に應じて國境も著しい變化を來たし、以前は、オーストリ・ハンガリー・セルビヤ・ブルガリヤ・ロシヤと國境を接してゐたが、今では南は以前と同じくブルガリヤと接し、西はユーゴスラヴィア、北西はハンガリー、北は舊チエコスロヴァキヤ及び舊ポーランド、東南はロシヤと接し而して東は黒海にのぞんだ。しかる

に、今次歐洲戰の結果としてルーマニアの國境は新たな變化を見るに至つた。即ち今までポーランドの南部との國境は同地方がソ聯邦の占領地となつたのでソ聯邦領域と接することになつた。

黒海にのぞむ海岸線の延長は約五百杆に及ぶ。

軍事専門家に言はせると、ルーマニア現在の國境は大なる優越性を有つてゐる。東方トニエートル河及び南方ドナウ河の進攻に對して重大かつ天然の障礙をなしてゐる。殊にドナウ河はその南方がドブルツチ山脈で掩護されてゐるためドナウ河の國防上の意義は更に一層大である。西部國境はトランシルヴァニアの山岳で掩護され、これまた敵の侵入のため大なる障礙になつてゐる。たゞ北部國境地方はカルパト山脈が天然の障礙となつてゐるが、この障礙は餘り頼むに足りない。

ルーマニアは人種が雜駁で異民族間に互に利害の對立を見るのみならず、各民族によつてその率する宗教または宗派を異にするので、住民の間には面白からぬ宗教的感情がわだかまつてゐる。本來のルーマニア人の最多數はギリシヤ正教を奉じてゐるが、ドイツ人はルーテル教徒で、ハンガリーはカルヴィン派、カトリック教またはユニテリアン宗である。ユダヤ人は無論ユダヤ教徒である。外に回教徒が約二十六萬人ゐる。

△工業▽ 大戰前までルーマニアは石油事業のみは相當に發達してゐたけれども農業國を脱し得なかつた。大戰の結果、新たに隣國の舊領土を併合したので經濟的資源は増大し、産業開發のため好條件を具備するに至つた。新地域、特にバナツト及びトランシルヴァニア兩地方は産業が發達し、この地方には炭坑、天然ガス、鐵礦、金銀其の他の礦物を産し、そのため礦山事業や冶金業が盛んである。トランシルヴァニアには兵器製作の冶金工

場、農具工場、鐵工場等がある。大戦前における工業製品の年産額は農産物産額の一七%であつたが、今日では二〇%に達すると言はれる。

大戦前までルーマニアの重要産業たる石油、製糖、化學工業は外國の經營するところであつたが、戦後は事態に稍々變化を來たしたけれども、現今でもルーマニアは外國資本の投資場たる觀を呈し、または外國商品の市場であると共に外國工業の原料供給地である。

戦後に至り一方ドイツと他方英、佛側とはルーマニアの市場を繞つて激烈な争奪戦を演じてゐたが、この市場争奪戦は次第にドイツのために有利に展開したやうであつた。投資の方面では英、佛側が優勢を示したけれども、商品の點においては何と言つてもドイツ及びオーストリーの製品は品質も良いが、第一に價格低廉で英、佛品を壓倒驅逐するに成功した。

ルーマニアは自國の産業が相當發達してゐるに拘らず工業品は外國に供給を仰ぎ、その代りに自國の農産物を海外に輸出しつゝある有様である。

大戦後に隣國から合併した新領土を除いた舊來のルーマニア本國においては纖維工業、食料品工業等が廣く發達してゐる。その他工業としては製粉、醸造事業で、一九三六年の調査によれば、ルーマニア全國を通じて工場の数三千五百五十三、これに使用する勞働者約二十六萬人であつた。

△農業▽ ルーマニアは今尙ほ農業國と稱せられる如く、全人口の約八割は農民である。最近は工業の發達や農産物價格の下落やその他の原因で耕作地の面積は漸減の傾向にあると言はれる。一九三六年調査によれば、耕

地は約一千四百萬ヘクタール、牧場五百十六萬ヘクタール、葡萄其の他の果樹園六十六萬ヘクタール、森林六百五十八萬ヘクタールであつた。一九三七年の農産物の産出額(メートル噸)は左の如し。

小 麥	三、八〇九、〇〇〇
ライ 麥	四五四、〇〇〇
大 麥	九四六、〇〇〇
カラス 麥	五一五、〇〇〇
玉 蜀 黍	四、六五六、〇〇〇

主要礦産物は鹽、褐炭、鐵、銅、石油、天然ガス等にして就中麥と石油は有名で、石油はブラホワ、ダンボウイツァ、バカウ、ブザウ地方に産出する。最近の石油産額(メートル噸)は左の如し。

原 油	一九三六年	一九三七年	一九三八年
	八、七〇三、〇〇〇	七、一五〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇

ルーマニアの鹽は皆岩鹽にして産地はカルバト山脈地帯である。採鹽業は官營で、一九三六年度の産額は二十八萬三千メートル噸に達した。

鐵礦の産額は一百八萬噸(一九三六年)にして鉄鐵九十七萬メートル噸、鋼鐵二百二十萬メートル噸を産した。前記礦物の他に尙ほ黃鐵礦、鉛、亞鉛を産する。

▽國內政情▽ ルーマニアの對外關係が、複雑紛糾を極め、延いて國內漸く多事多端ならんとする折、一九三

九年九月二十一日に首相アルゼンド・カリネスケは數名の青年の爲め暗殺された。カリネスケ首相は内相及び國防相をも兼任し強硬な反ナチス主義者として知られた人で、暗殺者は鐵衛團の一味であると傳へられた。カリネスケ首相はかねて鐵衛團を彈壓しその領袖連を死刑に處したことがある。

ル國の資源たる石油と小麥を繞つて一方英、獨は互にル國政界に勢力扶植に努めて來た。他方ルーマニア自身から言へば、ル國は自國の獨立を保持して行くにはどうしても強國の援助にすがらねばならない運命に置かれてゐる。ルーマニア國內における英、獨兩國の策動はル政界をして親獨派、親英佛派、中立派に分裂せしめ、常に反目して政争を繰り返した。

後繼内閣はアルゲトイアヌ將軍を首相として組織された。アルゲトイアヌ内閣はドイツとの通商協定不成立の責を負うて一九三九年十一月二十三日總辭職し、前首相タレスコが新たに首相となつて二十四日新内閣を組織した。主なる閣員の顔振左の如し。

外相兼宣傳相	ガフエンコ
國防相	イルコス將軍
海、空相	テオドレスコ將軍

茲に注意すべきことは、タレスコの首相任命によつて對獨通商に反對してゐた分子の清算されたことであるが、しかし新外相ガフエンコはかねて親英佛派として知られた人物であるから内閣の更迭によつて直にドイツとの通商交渉が果して成立するかは疑問視せられた。タレスコ首相は二十六日新聞記者團に新内閣の外交方針に

關して左の如く語つた。

ルーマニアの外交方針は前内閣のそれと變化なく、隣接諸國との親善關係を促進し、今次の歐洲動亂に對する嚴正中立の維持に基礎を置くものである云々。

前記首相の談話に次いでガフエンコ外相は二十九日上下兩院外交委員會において外交方針を左の通闡明した。

ル國の外交政策は内閣の更迭によつてもその中立政策に何等の變更はない。最も重要な當面の問題は對ソ關係であるが、我々は未だ曾てソ聯邦を敵とするかの如き政策を採つたことはなく、また獨、ソ兩國の中、ドイツに偏してソ聯邦を疎んずるやうな方針に出たこともない。ソ政府の政策とルーマニアの獨立とは決して矛盾しない。ベツサラビア問題の如きは紛争問題とはなり得ないだらう。ルーマニアの英、佛兩國との關係は獨、ル通商交渉によつても何等搖ぎを見せるものでない。我が國は兩國の援助に對しては滿腔の感謝の念を禁じ得ないものがある云々。

一九四〇年六月一日ガフエンコ外相は病氣の理由で突如辭職し、後任には交通相ギグルトが任命された。歐洲戦局がドイツ側に有利に展開しつゝある時、親英佛系のガフエンコが辭職して親獨派のギグルトが新たに外相に任命されたことは、ルーマニア外交の轉換を齎す前提ではないかと觀られた。イタリアの參戰説を繞つてバルカの風雲急を告げんとする折柄、ギグルトを外相に起用した事情はドイツ及びソヴェエト聯邦の兩國との關係改善の意味を含んでゐるのではないかとの説が傳へられた。

△バルカン協商▽バルカン諸國は昔から四隣強大國のために壓迫され斷えず戰亂の巷となり、バルカン各國

民はつぶさに弱小國の悲哀と苦惱を嘗めさせられて来た。この苦い経験のためにバルカン諸國民の間には強國の侵入を受けないで各自の獨立を維持し平和な生活を送り度いといふ念願が強く湧いた。この念願が動機となつて過ぐる一九三四年二月九日ギリシヤ、トルコ、ユーゴスラヴィア、ルーマニアの四箇國間にバルカン協商が結成されるに至つた。

バルカン協商の目的とするところは、現存諸條約の尊重と、各國領域の現状維持にあつて、協商規約の附屬議定書中に明記される如く、バルカンの現状を破壊せんとする國家を抑壓し、現状打破を防止せんとする消極的性質の一種の防禦條約であることは大に注意すべき點である。従つてバルカン協商は大戦の結果他國に併合された失地回復の機會を狙ふブルガリア、ハンガリーを目標とするものであることはこれを看取することが出来る。バルカンには大戦のため領土を擴大した國家と、これに反して領土割讓を餘儀なくされた國とがあつて、相互の利害關係が非常に錯綜紛糾し相對立する現状にある。列國はバルカン諸國間の不和反目に付け込んで種々策動し勢力を扶植しようとして來た。バルカンは大戦前まではヨーロッパにおける火藥庫として厄介視せられ而して大戦後は一時その危險が去つたかの如くに見えたが、最近に至り一方ドイツ、イタリア他方、英佛の制覇角逐が激甚の度を増すに従ひバルカンはまたヨーロッパの危險地帯となつた。

ルーマニアを始め一般バルカン問題が列國注視の的となつてゐる時に當り一九四〇年二月二日からバルカン協商會議が協商國たるルーマニア、ユーゴスラヴィア、トルコ、ギリシヤの四國外相出席の下にユーゴスラヴィア國首府ベルグラードにおいて開催されることになつた。會議の内容は發表しないので判明しないが、會議の内容

に關し傳へられるところは左の如きものであつた。

- 一、バルカン經濟中立案　バルカン協商國は平時における貿易額を基礎として交戰國の双方に物資を補給し以て經濟的にバルカンの中立を圖ること。
- 二、共同防衛案　協商國の一國が他の一國から侵略を受けた場合は協商各國は共同の軍事措置を執る。
- 三、協商國と列強との個別的關係　英佛土相互援助協定並に英佛兩國のギリシヤ並にルーマニアに對する一方的保障をバルカン協商國共同の立場から検討すること。

協商四箇國は相互の利害の一致する點よりも寧ろ錯綜してゐる點が多いので共同防衛案の如き、その成立は望み薄であると觀られた。

協商國會議は二月二日を以て閉會することになつたが、會議終了に際し四國共同コミュニケを發表した。

バルカン協商四國代表は去る二日より前後三日間ベルグラードに會合し相互に意見の交換を遂げた結果、滿場一致の諸項を承認した。

- 一、東南歐における平和、秩序及び安全保障の維持は四國の共通利益である。
- 二、東南歐を戦局外に留まらしめるため四國は今次戦争に對する各國独自の立場を嚴格に維持し以て平和的政策を斷乎遂行するの固き決意を有する。
- 三、四國はバルカン協商の域外に出でないでバルカン協商独自の目的を遂行し、如何なる他國も目標とせず、かつ加盟各國の獨立及び領土保全の權利維持に就き共同的監視を怠らない。

四、四國は相互理解及び平和的提携の協商的精神を以て隣接國との友好的關係を維持促進せんとする眞摯なる希望を有する。

五、四國は相互の經濟的紐帶並に交通の強化完成を欲する。就中通商交易の整備を欲する。

六、バルカン協商協定の有効期間を一九四一年二月九日より更に七ヶ年延長する。

七、次回會議は一九四一年二月アテネにおいて開催する。

右協商國會議が發表したコンミュニケを一讀して肯かれる如く、協商四國の熱望して止まないものは今次の戰禍にまき込まれることなく中立と平和を保持して行くことである。バルカンに最も緊密な利害關係を存するイタリアのジョルナーレ・ディタリヤ紙は今回の協商四國會議の結果を左の如く評した。

バルカン會議終了に際し發表された共同コンミュニケを一瞥するに英佛兩國が望む如きイタリアを首班とする所謂バルカン中立ブロックに關しては一言も觸れてゐない。イタリア自身嘗てかゝる中立ブロック結成に就いて各國を勧誘した事實はない。たゞ特記すべきはバルカン協商國が等しく戰禍より逃れ度いといふ一致した意思を表明したことで、それはイタリアの中立的態度に勢を得たものと見られる。

今次の會議召集の發意國たるルーマニア新聞界は協定の期限を更に七ヶ年延長せしめたことはルーマニアの成功であると特筆した。ル國ガフエニコ前外相の機關紙チンブル曰く、

一 協商國がその國家的利益を抛棄し若くは讓歩しないことは他の協商國に對する實力援助の保障をなす最大の手段である。

またユニヴェルサル紙は曰く、

バルカン協商の紐帶はこの時局にあつては勿論將來平和が到來する時も有効である。

ルーマニアの言論界はルーマニアがダブルチア、トランシルヴァニア、ベツサラビヤ等を讓歩するの意思なきことを暗示した。

ハンガリー及びブルガリア兩國はルーマニアのために領土の一部を割かされてゐるので、かねて失地回復を狙つてルーマニアと仲の好くないことは前述の如くである。協商四國會議が相互の領土保全を強調したことはハンガリー及びブルガリアの共に不快とするところとなつた。ハンガリー外交の機關紙ベスター・ロイドはバルカン協商の崩壊を示唆して、

今次のバルカン協商會議は危險性に富んだものであり、恰も没落した小協商を想起せしめるものがある。若しバルカン協商國が二百萬のハンガリー少數民族を有するルーマニア領トランシルヴァニアの國境保全を確認するものであるならば、ハンガリーは多年の宿志たる同地方返還交渉のため一語を費す値打ちもないといふことになる。

と現状打破をほめかし、またブルガリア言論界も一齊に、

東南歐に平和を齎らさんとするためには領土返還問題が當然討議されねばならないのであるが、今回のバルカン協商會議はそれを全然無視した。これでは失敗に終つたと言つても過言でない。と論じて大に不満の意を洩らした。

6 第一回米洲外務大臣會議要領

(所謂パナマ汎米會議)

序 説

ダンチヒ歸屬問題を挾んで俄然發展し來つた獨波間の軍事行動は、忽ち英佛兩國の對獨開戰宣言を激發し、巷間の第二次大戰不可避論に盛られた机上の戰亂は、茲に一個の現實として人々の面前に投げ出され、英本國の參戰に引續き、英帝國の構成部分たる各自治領も逐次獨逸と戰爭状態に入るに及んで其の規模は漸く世界的となり、西半球の天地も亦自ら之が影響を被り、

「何處かに平和の破綻があれば、何處の國と雖も悉く危險に陥る。」(米國大統領九月五日放送)といふ状態に立到つた。

此の成行をみた米國政府は先づ局外中立の宣言を行ふと共に、國內法たる中立法を發動せしめ(九月五日)且準緊急状態を布告して陸海軍兵員の充實等を圖つたのであつたが、他の米洲諸國も亦これと前後して對策を講じ、就中、アルゼンチン政府は逸早く外交的動きをみせ、九月一日、關係諸國の大公使と懇談を遂げ、他方米洲二十

一個國の公的機關たる華府の「パン・アメリカン・ユニオン」(以下「汎米聯合」と記す)に於ても活動が開始せられ、結局一九三八年の「リマ宣言」其の他に根據して右各國の外務大臣會議(註一)を開くべき機運が急速に作り出され、主動的地位に在る數國よりパナマ共和國政府を促し、同國とも都合九個國の名に於て九月五日右會議の招集狀が發せられ、九月二十三日より十日間の會期を費して、決議四、「パナマ宣言」とも宣言六、勸告三、動議四、建議一を採擇し、かくして、

- 一、米洲經濟金融協議委員會を十一月十五日以後華府に設立すること。
 - 二、米洲の通貨爲替金融問題に關する各國蔵相會議を十一月十三日グアテマラ國に開催すること。
 - 三、第二回米洲外相會議を一九四〇年十一月一日よりキューバ國に開くこと。
 - 四、米洲國際中立委員會を設置すること。
- 等をも決定した。

上記「パナマ宣言」には、本外務大臣會議の著しき收穫の一たる「米洲安全水域」(Pan American Security Zone)の設定其の他の規定が置かれてゐる。彼の微妙なる米洲共同防衛の問題と關聯する右安全水域の設定乃至警備は、米國案(平和委員會に提出)とキューバ案(中立委員會に提出)とを折衷按配したものであるが、一九三八年の「リマ宣言」は、主として米洲の連帶制を重ねて強調し、米洲共同防衛の原則を明かにした點に於て、又今次「パナマ宣言」は米洲「屬海」より歐洲交戰諸國の軍事行動を排除し、新たに各國の自主的警備の問題を實際に處理する規範を樹立した點に於て相當の意義を藏するものとされてゐる。

尙ほ今次外務大臣會議の成果は、十月三日の閉會式の席上、パナマ國ガライ外相の試みた演說中にも要約されてゐるが、米國一評論家(註二)も事前に一應論じた如く、「如何に低く評價するも空前の中立國ブロックの出現を可能ならしめ……而して最も高く之を評價するならば、北米、中米、南米の全般に亙る米洲の經濟を新たな基礎の上に完成すべき素地を作るもの」とも見らるべく、其の本質如何は將來個々の具體的問題に觸れてはじめて分明すべき部分が多いのみならず、議事(註三)は多く秘密會議に於て行はれた關係もあり、旁々會議の順序と其の收穫の一端とを略叙して差當りの参考に資することとした。

〔註一〕 本會議は便宜上「パナマ汎米會議」とも呼び做されてゐるが、後述の如く、實は第八回汎米會議の決議を遂行する意味に於て開かれた「第一回米洲外相會議」に外ならぬ。又、正規第七、第八兩回の汎米會議の中間に臨時に開催され例のアエノス・アイレス會議(一九三六年十二月)を以て米洲諸國間の平和維持會議とするならば、本會議は一面に於て、第二次大戰に處する米洲諸國の中立維持會議とも看做し得べきものである。

〔註二〕 米紙クリスチャン・サイアンス・モニター通信員ローランド・ホール・シャープ

〔註三〕 本會議(全員委員會)を開くこと七回、此の間「中立」「平和維持」及「經濟」の三委員會の會合が之と併行して開催せられ、各國の提出に係る五十四案件に付検討を重ねた。尙委員會の議事は秘密會に於て行はれた。

一 會議の招集——議題に就て

獨波間に戦端の開かれた一九三九年九月一日、アルゼンチン國外相ホセ・マリア・カンテイロ氏は「歐洲に於

て戦争状態發生の報ありたるに鑑み」取り敢へず「リマ宣言」に基づいて米洲諸國の大公使を外務省に招き、執らるべき共同の對策に付て協議を遂ぐる所があつた。蓋し、「リマ宣言」第四節には、

「或一國の平和、安全、領土が、行爲の性質如何を問はず脅かされる場合には、他國は之に共同利害を有し、連帶性を有効化する決意あり。之が爲現行條約及諸宣言の規定する相互協議の手續に依り各自の自主的意思を統合し適當なる方法を執るべし。……」(要旨)

と規定されてゐるからである。

アルゼンチン側の此の動きを承けて、米、墨、亞、伯、智の米洲五大國間には夫々豫備的協議が行はれ、更にコロンビヤ、ペルー、キューバ等も議に加はつて、是等諸國の意のある所がパナマ共和國に傳へられ、同國主催の下に、例の「リマ宣言」に規定されてゐる「外務大臣會議」(註)を、パナマ市に開催するの運びとなり、上記の如く九月五日附で、匆々招集狀の發出を見たのであつた。

〔註〕「リマ宣言」第四節(要旨)

「本宣言及米洲平和諸條約中定むる相互協議を容易ならしむる爲各國外務大臣は適當の時期及何れかの發議を待つて米洲諸都市に會合す。代理の任命を妨げず。」

他方既述の如く、必要な準備的活動を續け來つた華府の汎米聯合は、右招集狀が發せられてより一週日後、即ち九月十二日、

一、中立の維持

二、西半球の平和擁護

三、關係諸國の經濟的協調

の三大綱目の下に議題(輯末、備考二)の作成を了し、又各國代表の顔觸も此の頃略ぼ決定された。(輯末、備考一)

(1) 中立及平和の維持

米洲各國とも、時局に際し中立乃至平和を維持することに付て異論のあらう筈はないが、米國側には國內法としての中立法が存在し、其の中立的措施は自ら之に依つて規制される。茲に於てか、西半球の重鎮たる同國は、他の米洲諸國の中立維持に付て米國一流の方式を強ひ來る嫌ひはないか、換言すれば、他國側は、場合によつて、好ましく相件を中立問題の上に餘儀なくされるやうな氣味がありはせぬか、との懸念も一部に生じてゐたらしく、此の點に氣づいたものか、米國のウェルズ代表は早くも出發に際し、

「本會議は、米洲諸國の關係調整を期するものである。従つて、米國に於ける中立法の修正は全然之に影響する所はなす。」

と辯じ、華府政府の實勢力が中・南米に向つて更に強化せらるべきを危惧する方面に對して一應の安心を與へんとした。此の點は一九三八年の「リマ會議」に於ける所謂「米洲共同防衛案」の成行も思ひ合されて、同政府の用意の程を窺はしむるものがあつた。

又、一概に中立又は平和維持の問題と稱するも、戦争不介入の原則を固守せんとする側の各國の中立的心構へ

と、而して参戦一步前の處まで踏込んで英佛側に支援の手を伸べんとする國の心構へとは自ら差別が想見されるのみならず、殊に通商貿易の分野に關して言へば、英、佛、獨の交戦三國は固より、ソ聯、伊太利其の他の重要な中立國に對する米洲二十一個國の利害乃至交渉の厚薄親疎には相當の開きが考へられ、(例へば英亞、伊伯の關係の密なるが如き) 本會議に於て成立した中立に關する原則的協定が、實地の問題に當面して如何に作用し來るかは之亦當然將來に徴するの外なきものとされてゐる。

(2) 經濟問題

米洲諸國の通商事情は此の戰爭によつて夥しく影響せられ、貿易の流れも變化を被ること愈よ甚しからざるを得まい。而して、今次會議の主たる目標の一是、之に伴ふ衝擊を如何にして緩和せんとするかに存すべきは、米國の代表も語る所であつた。

然し通商事情の變化といつても其の程度なり方向なりは各國の國情次第で變りもするし、戰爭上の影響も極めて複雑な内容をもつものであるから、經濟問題に關する協定も、實は簡單に成立し難き状態に在り、一應之が成立を見ても運用の上に摩擦なきや否やは均しく將來に俟つべき事柄とされてゐる。

例へばベルギー國の如く、對歐貿易に依存する所多きもの——對米貿易額を別とすれば、其の半ばは英獨向輸出に依つて占められてゐる——は新たに輸出先の大いなる部分を他に轉じ、主として米國の財經的援助に俟つの外なかるべきに反し、メキシコ國の如く豊富なる原料資源を擁し、此の際愈よ生産を擴充し、輸出振興の一路に邁

進するを利とするものは、「交戦國と雖も好意を寄せ來る向に對しては所安原料を輸出して之と協力せんとするものである。」こと、同國外務大臣が今次戰爭の直前(七月)に言明した所によつても明らかである。

況んや、「獨貨拿捕令」をはじめ、經濟戰爭と稱する英國政府の奥の手は、歐洲等の海洋に於ける制海權の強味を自己の爲に極度に利用して直接間接、獨逸側の勢力を外がんとするもの故、さなきだに變態化してゆく國際商品の戰時の動向に深甚の影響を及ぼし、一波は萬波を呼び起さんとするの事情がある。従つて、第一次大戰に際し、米國が、忙殺されつゝあつた交戦國の虚に乗じ、ラテン・アメリカ方面に於ける彼等の經濟的地盤を著々覆滅、繼承し、茲に劃期的進出を遂げ得た當年の事態が其のまま繰返されるとは限らず、最近の錯雜した國家の離合集散と、自給自足經濟制やブロック經濟の盛行する現状とが纏れ合ひ、第二次大戰を契機として一舉に攪亂され了つた國際貿易、國際經濟金融が、新たな平衡の原理を見出して、落付くところに落付くまでには幾多の波瀾曲折を経験するであらうこと推想に難くない。今次バナマ會議の本問題に關する措置は、従つて、此の動亂紛擾の裡に於ける米洲各國の苦悶の現はれとも觀じ得るのである。

(3) 主要國外務大臣の不參可

本會議は、米洲二十一個國の外務大臣を以て構成すべき建前(註一)のものなるは既に述べた。然るに米國側に於て國務長官の出席を見合はせ、サムナー・ウェルズ國務次官を代表全權に任命するや、アルゼンチン、ブラジル及チリーの所謂ABC國は何れも外相を出席せしめざることとなり、又各種の事情よりホンジュラス、サル

パドル、ウルグアイ、サント・ドミンゴ及ベネスエラ諸國も同じく外相を出さず、「代理の任命を妨げず」の規定の下に、外交官其の他の全權が相當の數を占めた。(註二)

〔註一〕 外務大臣會議招集の通告に對しハイチ國より、威信増進の爲此の際寧ろ各國主權者の會議としては如何との提議が行はれた。但し右は規約の變更を意味するものとして容れらるるに至らなかつた。

〔註二〕 チリー國ラ・ナシオン紙社説(九月十二日)

「ハル米國々務長官不参加の爲南米諸國外相中多數の不出席者を出し、諸國間の歩調が早くも紊れたに徴し、米洲諸國は此の際儀式的見得を捨てて協調團結せざる以上、其の主張を貫徹し、世界の安定に寄與することは出来ぬ。」

二、開會式——パナマ國大統領演説

第一回米洲外務大臣會議は一九三九年九月二十三日午後五時パナマ共和國首都のパナマ國立大學大講堂に於て、假議長巴國外相司會の下に舉行された。

ガライ假議長開會を宣し、パナマ國ファン・デモステネス・アロセメーナ大統領を紹介すれば同大統領は左記の如き演説を試み、次いで墨國代表、エツアルド・ヘイ外相發言を求め、大自由主義者シモン・ポリーバルの表彰方を動議して可決せられ、假議長主宰の下に全員起立、此の米洲解放の恩人の爲一分間の黙禱を捧げ、之を以て開會式は終了した。

(一) パナマ國大統領演説(要旨)

「余は米洲各共和國が其の最高目標を自覺し、一個の結合體として團結すべき時機に到達したものと確信する。米洲は單なる地理的協同體たる以上に、デモクラシー精神の基礎に立脚せる精神的綜合體たるべきである。但し余は米洲を單一の政治體たらしめようとするものではない。現に米洲に於ける共同的理念は大陸を構成する諸國間の相互的尊重の上に成立するものである。

現下重大時局に際し、人類の爲に貴重なる西歐文化を擁護することは米洲に課せられたる任務であり、之が遂行の爲には必要に應じ、急速且效果的に一致團結すべき米洲共通の良心を確立することを極めて緊要とする。而して右共通の良心は即ちデモクラシーの精神に外ならぬ。

今次會議は最高の愛國心と、一切の害惡、憎惡及野望を離れた所の『アメリカ精神』の息吹に依つて結成されたものなることは疑を容れない。若し不幸にして吾人が今次災害を鎮壓し得ざる場合は、少くとも其の災害より離れ人類の未來の救済の爲獻身的努力を捧げんとするものである。之即ち今次の歐洲戰亂に對し米洲が中立を宣する所以であつて、吾人は中立を確保し之を尊重すると共に、他の諸國が吾人の眞意を汲み、目的遂行の爲協力を吝まざらんことを切望する。

米洲諸國は此の歴史的使命を自覺し、唯之が遂行を希求するものである。即ち吾人には、侵略の意圖なく、他國の權利を尊重し、自國の文化と制度とを擁護し、更に貿易を確保し資源の自由なる利用を望むのみである。

三、本會議の審議概況

第一回（九月二十五日）——パナマ國代表、米國代表演説

假議長たるパナマ國外相司會の下に、第一回本會議は九月二十五日に開催せられ、同外相より各全權に對し歡迎の挨拶を述べ、次いでコスタ・リカ國外相よりパナマ國外相を本會議議長に推戴する動議を提出し、満場一致を以て之を可決した後ベルギー國代表ゴイチソロー・ポロネシ氏各國全權を代表してパナマ國代表の歡迎の辭に對する答辭を述べ、次で米國サムナー・ウエルズ代表の演説あり、更にチリ國代表より一九三九年一月の同國の震災に對し、米州各國より寄せられた同情と救恤とに對して深甚なる謝意を表し、引續きキューバ國外相、ウルグアイ國代表、サルバドル國代表、エクアドル國外相の演説があつた。

(一) パナマ國外相ガライ代表の演説（要旨）

「リマに於ける第八回汎米會議は、米洲への侵略若は其の脅威に對し、米洲諸國の執るべき措置を決定する爲開催を見た彼のブエノス・アイレス特別汎米會議に於ける基礎的決議を更に強化確立することを目的としたものであるが、同會議の開會後未だ一年も経たぬ中國際情勢は急激なる進展を見せ、世界は狂へる時計の如く亂調子の廻轉を開始し、遂に完全に破壊せらるる迄は停止しまいと豫想されるに至つた。此の間に處し吾人は

何を爲すべきや、吾人の努力が能く世界の破滅を防止し、米洲の平和を擁護し得べきやは、唯積極的行動のみが解決し得るであらう。リマ會議當時の情勢に比すれば今日の事態は餘りに險惡化し、今や人類は凡ゆる智能と技術とを傾注して鬭争の道程に入らんとしつつある。

時局の重大性は吾人をして一堂に會せしめ、我が米洲をして神の命に依り、世界を襲ひつつある政治的、社會的、經濟的及精神的混亂を解決し、基督教文明を救済する爲の方策を協議せしめた次第である。現實の状態は餘りに急迫を告げ、徒らに机上の空論に耽るを許さない。即ち今次會議の任務は速かに全世界に對し、平和維持に關する吾人の理想を宣明するに在る。」

(二) 米國國務次官サムナー・ウエルズ代表の演説（要旨）

ウエルズ代表は、「本會議の目的は基本議題に列記する諸問題を検討し、特に戦争に依り生ずる經濟問題を調整せんとするに在る。第一次歐洲大戰勃發當時、米洲諸國間の經濟は大衝擊を受け、交通運輸は杜絶若は跛行状態に陥り、貿易は大打撃を被つた。今次歐洲戦争に際しては斯の如き事態を繰返すことなきやう萬全の策を講ずることが肝要であらう。」と述べ、米國政府の委託に依り、

(イ) 米國は現状の續く限り、米國と他の米洲諸國とを繋ぐ航路の維持に努力するに止まらず、更に必要に應じ之が増加補強に留意すること。

(ロ) 米洲各國に於て、一時的疲弊又は危急状態を招來する産業の助成、若は之に代る新産業の振興に資する

爲の金融的援助乃至協力の措置を講ずること。

(ハ) 米洲各國は其の經濟を健全にし、相互的競争を回避する方針の下に米洲の資源開發に協力すること。

(ニ) 米國政府は米洲各國に散在する米國銀行又は政府機關をして、米洲各國に必要な短期若は長期の資金を融通せしむる用意あること。

(ホ) 爲替の急激なる變動は貿易に甚大の影響を招來するを以て、之が防止の爲本會議中に豫備的協定を成立せしむること。

等に關する米國政府の意見乃至希望を聲明し、併せて労働、生産、通商貿易等は凡て平和的繁榮の爲にのみ之を行ふべきこと、米洲諸國は其の中立國たる權利を完全に擁護すべきこと、世界の秩序は法と道徳とに立脚して再建すべきものなること等を更めて力説する所があつた。

第二回 (九月二十六日) — 第五回 (九月二十八日)

九月二十六日午前の第二回本會議は「中立」、「平和維持」及「經濟的協力」三委員會の構成を決定し、同日午後の第三回本會議は各國より提出した議案を受理しただけで終了し、越えて二十七日午前の第四回本會議には之れ迄未着缺席中であつたアルゼンチン代表全權が出席し、茲に全代表の顔觸が揃ひ、提出案件の討議も活潑に行はれた。

かくて翌二十八日午前第五回本會議が開かれ各國提出の議案は當該委員會に附託せられたがボリビヤ、パラグ

アイ兩國の共同提案たる「米洲に於ける自由通行及通信に關する件」に關し亞、伯、智、ベルー各國代表より執れも提案の趣旨に賛成し、海口を有せざるボリビヤ、パラグアイ兩國に對し通信、通行の自由を保障する旨の聲明あり、又米國代表より戰時禁制品問題は之を經濟委員會の討議事項とせず、中立委員會に於て審議するを適當と認むとの提議が出て討議の結果、問題は先づ中立委員會に於て之を審議し、然る後必要と認められた場合之を經濟委員會に廻附することに決定した。尙バナマ國外相提出の、會議終了後米洲二十一個國の名に於て大自由主義者シモン・ポリール伯の像に花輪を捧げ、引續き一八二六年第一回汎米會議の開催された會場を訪問するの動議も満場異議なく可決を見た。

第六回 (九月三十日)

九月三十日午後の第六回本會議に於ては劈頭グアテマラ國外相より中米五個國の名に於て、

「戰爭に依り被る生活上の苦難を防止する爲、米洲諸國は經濟的に緊密なる協力を爲すべし。」

との共同宣言の聲明が出された後、前日審議終了せる經濟委員會の決議が上程され、同委員會報告委員エステーバン・ハラミリーヨ代表(コロンビヤ)の説明あり、何等討議なく満場一致可決された。

第七回 (十月二日) — バナマ宣言可決

十月二日午後第七回本會議開催、平和維持委員會に於て結論に達した「バナマ宣言案」及同案に對する伯、亞

及びグアテマラの各附帯宣言、米洲國際聯盟創設研究に對する勸告案、基督教文明擁護等に關する宣言案、民主主義精神擁護に關する勸告案其の他二件及中立委員會に於て決定を見た米洲諸國の中立に關する共同宣言案、中立維持の爲の司法警察措置の統制に關する決議案、戰時禁制品に關する決議案、米洲連帶性に關する共同宣言案、戰爭の人道化に關する決議案が一括上程せられ、各委員會報告委員の説明あり、之れ亦何等異論なく承認可決された。

尙「バナマ宣言」に關し平和維持委員長たるバラグアイ國外相は、

「本宣言をバナマ國大統領より歐洲各交戰國に通知せられたし」。

との動議を提出し、墨國代表又、

「將來の參戰國に對してもバナマ國大統領は直ちに本宣言を通告せられたし。」

と提議し、何れも異議なく承認され、更にコロンビヤ國代表の、

「米洲各國に對し華府に創設せらるる米洲經濟金融協議委員會に速に専門家を派遣せられんことを勸告す。」

との提議も同様可決を見、更に本會議はグアテマラ國提案の、

「一九三九年十一月十三日グアテマラ市に米洲の通貨爲替金融問題審議の爲の米洲大藏大臣會議開催方に關する件」

を可決して審議を終了した。

四、閉 會 式—バナマ國外務大臣演説

かくて十月三日午後四時、最終公開會議が開催せられ、メキシコ國外相エズアルド・ヘイ、ボリビヤ國外相アルベルト・オストリア・グチエレス、ニカラグア國外相マヌエル・コルデロ、レーエス、ブラジル國代表カルロス・マルチンス・ペレイラ・エ・ソウザ、コロンビヤ國外相ルイス・ローベス・デ・メサ及アルゼンチン國代表レオポルド・メロ諸氏より夫々本會議の成功竝に米洲の連帶性、民主主義精神の昂揚、平和思想の鼓吹等を強調せる演説があつた後、ガライ議長が起つて左記の演説を試み以て會議の終了を宣して無事閉會した。

バナマ國ナルシソ・ガライ外相の閉會演説(要旨)

「吾人は過去一週間に亘り、相互的理解と協力の爲特に吾人の歴史的責任を果すべく一大努力を傾倒した。會議の内容は、日日の報告中に公表せる通りであるが、之を單に表面的に觀察すれば吾人の智性、意力、忍耐及犠牲的精神を見逃す處がある。

吾人は理想たる汎米協同精神の具體化に向つての顯著なる發展を意味する數多の結論に到達した。吾人は其の活動を空想的領域より實際的解決に、而して又完全なる行爲の領域に移す爲に努力した。

斯の如くして吾人は最も立派なる連帶性と調和とを確保し、從來の汎米會議に於けるが如き代表竝に原則の對立、紛議の發生、意見の相違の激化を防止することを得た。即ち本會議中意見の相違はあつても幸にして討議の結果圓滿なる解決を見ざるもの無く、各代表の見解にして冷靜なる批判竝に異なる觀察の對象とならざるもの

はなかつた。

本會議に於ける此の協調性を實現せしめたものは、實に正義と自由に基づく平和的意思であつた。本會議は協議會としての最初の試みでもあり、無經驗に依る幾何かの障碍の起つたことは見逃し得ないにしても、吾人が茲に成就した所のもは大きい。他日吾人の後繼者は此の成果を批判するに當り、必ずや之を認識すべきを確信する。唯今日の成功は明日の不完全を意味する。斯して將來の會議は七轉八起の努力と毀譽褒貶との裡に人類の法的秩序の爲に戦ふであらう。

凡ゆる主義思想は時と習慣と技術の制約の下に世界の進歩と共に發展する。目下吾人の最大關心事たる中立の問題も同様である。中立問題は積極的又は消極的に時間と空間とに於て、將又行動と默殺とに於て實現されてゆく。時恰も米國議會に於ては其の行動規範として如何なる中立形態を採用すべきかの問題が採り上げられてゐる。即ち米國は其の商業政策として從來の政策に幾分の修正を施したのみで歐洲交戦國に對し市場を求むべきか、若は斷然法規に準據し、市場を閉鎖して進むべきかの問題が討議されてゐる。

聯盟規約は中立に對し多くの自由を許容した結果、殆んど之を無價値ならしめたのみならず、此等規約は最近に於ける體驗に於て全面的に失敗を見た。吾人は今や中立概念の抹消若は根本的修正に依らずして、寧ろ四圍の状況、時代精神、現代の戦闘方法に準據し、中立制度の實際的應用に依り、米洲の平和を確保せんと欲するものである。

各國の對外政策は、主として自國の利益と必要との方面に於て確立する。而して本會議の經濟委員會の決議

も、此の現實的法則に照應するものであり、右決議中には米洲諸國の種々雜多なる願望が網羅せられてゐる。同委員會は單に主義上の討議を行つたのみで、何國に對しても其の經濟政策の決定に付何等の強制を爲さず、寧ろ單純且實際的方法に依り、各國の最高意思茲に其の法制と個性とを尊重した。

經濟的協力委員會並に中立委員會の凡ゆる行動は、勿論平和維持を目的とするものであるが、別に平和維持委員會が組織された。右委員會の宣言せる『パナマ宣言』はそれ自體本會議の功績たるに充分である。何となれば予が開會の辭に於て述べた米洲全體の願望を良く宣明して居るが故である。

中立、平和維持、經濟的協力の三委員會は昨日の最終全員會議に於て夫々其の報告書並に結論を提出したが、右は同日の公開會議に於ける其の他の決議及規約と共に可決せられ、會議は茲に終了した。

代表諸賢は諸賢の行動に對し満足と矜持とを以て歸國するであらう。諸賢の署名せる宣言と決議とは今を距る百十四年前にポリーバルが數多の念願を盛れる彼の『地峽議定書』の驥尾に附すべきものに非ずして、吾人が今日署名せる議定書は米洲の平和、安全並に幸福の爲健全、有效且直接的效果を齎すべく運命づけられたものである。予は諸賢が歸國に際し、パナマに付て好印象を持ち歸られんことを確信する。何となればパナマは短期間ながら諸賢を其の胸に抱擁し、米洲諸國民の協議場としての責任を果し得た事に對し多少の誇を感じるものなるが故である。』

五、會議の成果

A 「パナマ宣言」(要旨)(平和維持委員關係)

「米洲各共和國は今次歐洲戰爭に對して嚴肅に中立を宣明せり。然れども右を以て米洲の基本的利益が戰爭の擴大に伴ひ不可抗力的に侵害せらるゝことなきを保する能はず。茲に米洲各國は其の中立確保の爲具體的自衛手段を講ずるの已むを得ざるに立到れり。

曩の歐洲大戰當時、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル及ペルー各國政府は、個別的に交戦國に對し、各自の沿海に於ける戰闘行爲を自制せんことを要請せる宣言を發表したることあり。

米洲諸國間の交通が、他洲に於ける戰爭に依り障害せらるることは不當にして、米洲の到底黙止し得ざる所とす。而して之が安全を期する爲米洲は米洲諸國間の交通並に貿易に資する海上航路に一定の安全水域を設定するの要あることを痛感す。即ち第一次歐洲大戰に於て經驗せる米洲各國及其の國民の被りたる慘害と苦難とを再び繰返へさせらるが爲、至急有效適切なる措置を講ずること極めて肝要なり。

米洲各國政府は前記の危険を豫見し、各自の領海及其の沿岸より一定距離に互る海上に於て、交戦國の戰爭行爲を停止せんことを各交戦國に要請するに一致し、茲に本宣言を決議す。

(一) 米洲防衛の爲米洲各共和國は中立を維持する限り、其の基本的利益と直接的效用とを有する米洲沿海を米洲以外の交戦國間の戰闘行爲より解除する權利を有す。

〔米洲沿海の範圍〕

右沿海の範圍は左の通り之を定む。但し右範圍内に於けるカナダ及歐洲諸國の植民地及領土に屬する領海は之を除外す。

(大西洋)

バサマクォディ灣の米加國境地點(北緯四十四度四十六分三十六秒、西經六十六度五十四分十一秒)より北緯四十四度四十六分三十六秒の緯線に沿ひて正東に進み、西經六十度に至り同點より正南に向ひ、北緯二十度の點に至り、更に斜に北緯五度、正經二十四度の交叉點に向ひ同點より再び正南に南緯二十度の點迄進み、之より斜に南緯五十八度、西經五十七度の交叉點に至り、同點に於て西折し、西經八十度に至る。

(太平洋)

南緯五十八度、西經八十度の點より斜に赤道及西經九十七度の交叉點に進み、同點より斜に北緯十五度西經百二十度の交叉點に至り、同點より更に左折し、北緯四十八度二十九分三十八秒、西經百三十六度の交叉點に至り、同點に於て正東に方向を轉じ、ファン・デ・フーカの米加國境に至る。

(二) 米洲各共和國は現在交戦中の國家又は將來參戰する國家の政府に對し共同して本宣言の條規を尊重せしむる爲凡ゆる努力を試みることに一致す。但し米洲各共和國は本宣言に依り主權國たる各自の權利行使を妨げらるることなし。

(三) 米洲各共和國は、本宣言條規の履行に付、單獨又は共同して執るべき措置を決定する爲必要に應じ相互に協議す。

(四) 米洲各共和國は、其の參戰せざる戰爭状態の繼續する期間、必要に應じ本宣言に規定する水域中自國の沿岸に屬する海上の警備分擔に付、相互間の同意を以て、單獨又は共同して其の警備に當るべし。

各國政府聲明 (附帶宣言)

1、伯國政府の聲明 (米洲屬海に關する宣言)

米洲各國の主權は協定の不可侵、内政不干涉、相互的理解、協調並に平和愛好の國民的理念の上に確立す。米洲諸國間には現在及將來とも何等の脅威なく其の地上、海上及空中は相互的に安定す。外部よりの侵略に對する米洲の安全は鞏固なり。

米洲を圍繞する海洋は將來に於ける米洲諸國の主權に對し正に生命線たるべし。蓋し米洲の防衛は其の沿海の安全を伴はずしては不可能なればなり。

米洲の沿岸より僅かに三哩を隔つるに過ぎざる領海外の海洋は單に米洲の支配外に在ると云ふに止まらず、或は米洲主權の自由且平和的伸展を妨げ、米洲諸國間の關係に障害を及ぼし、更に米洲の一國家に屬する諸港間の海上交通をさへ危殆ならしむべき領域たらんとす。

米洲の領土的保全の擁護は「米洲屬海」の安全と不可分の關係に在り。パナマ會議は米洲諸國の參加せざる今次戰爭の當事國に對し、米洲諸國が直接且基本的利益と效用とを有する米洲沿海に於て戰爭行爲を自制すべきこと

を要請すべし。

現在の交戰國及將來の參戰國が本パナマ宣言をモンロー主義及ブエノス・アイレス並にリマ宣言の補則と看做し之を尊重すべきことを期待す。

「米洲屬海」の原則は第三國の主權を侵害するものに非ず、單に米洲諸國の主權を擁護し米洲諸國間の平和關係を助長するものなり。

更に本宣言は戰爭の米洲への波及を防止す。従つて米洲の平靜を紊り、米洲諸國の中立的地位を脅威する一切の危惧を一掃し得べし。

伯國は未だ嘗て「米洲屬海」の聲明を公表したることなし。然れども「米洲屬海」の理念は伯國並に他の米洲諸國の獨立の爲辯護せらるべし。

以上の理由に依り伯國は右宣言に賛成す。

2、亞國政府の聲明

「亞國は凡ての戰爭行爲の解除を決定せる米洲沿岸水域中、亞國沿岸に屬する水域内に於ては歐洲諸國の植民地又は領土の存在を認めず。又マルビーナス(フォークランド)島等の島嶼並に右水域内若は水域外に於ける亞國領土に對する亞國の正當なる權益は之を絕對に確保するものなることを宣言す。

3、グアテマラ國政府の聲明

「グアテマラ國は同國と英國との間の紛議が亞國の留保事項と類似するを以て、亞國と同様の趣旨の留保を附することを聲明す。」

B 米洲諸國の中立に關する宣言 (中立委員會關係)

「米洲各國民はリマ宣言に明示せるが如く、其の共和機構の類似性、平和に對する不斷の願望、人道主義に對する深甚なる同情並に寛容、國際法原則の絶對的恪守、各國主權の平等及宗教的又は人種的偏見なき個人の自由に依り完全なる精神的結合を保持し來れり。」

而して右精神的結合は、今次歐洲戰爭の如き米洲各共和國の安全又は主權に脅威を與ふる情勢に對して豫め運帶的且共同的態度の適用を想定し居るものなるが、米洲各共和國の此の態度は即ち今次の歐洲戰亂に對し中立維持の共同的意思を表示するものにして、米洲各共和國は夫々各自國の法規に遵ひ中立を維持し、同時に中立國も義務を履行し、且中立國の權利を主張する爲國際法に基き左の行動規範を宣明す。

- 一、米洲各共和國は米洲の中立を肯定し、各自其の主權の行使に依り中立に關する具體的法規を制定す。
- 二、米洲各共和國は凡ての交戰國及交戰國の名に於て又は交戰國を代表して、若は交戰國の利益の爲に行動す

る者をして、其の中立國たる權利及地位を完全に尊重せしむ。

- 三、米洲各共和國は其の中立國たる地位に鑑み、現狀に即する左の行動の規範を宣言す。

- (イ) 各國の領土又は領海若は領空を軍事基地として利用せしむることを避す。
- (ロ) 國內法規に依り米洲の中立的地位に違反する各國國民の行動を禁壓す。
- (ハ) 各國領土内に於て、人民をして交戰國の陸、海、空軍に入隊せしめざることを、軍事行動に参加するの目的を以て出國せしむる爲に人民と契約を爲し、又は之を勧誘せざることを、交戰國の爲に陸上、海上、空中に於ける探査を行はざること、交戰國の一方又は其の人民若は財産に對し敵對行爲を行ふ爲、他方交戰國の爲に使用せしむる目的を以て食料品を供給し、武装し、若は軍隊又は船舶の武装を増大せざること、及交戰國又は其の代理者が米洲諸國領土領海内に無線電信臺を設置し、若は交戰國政府又は軍隊と通信する爲之を利用せざること。
- (ニ) 米洲諸國は交戰國軍艦が各國の港灣又は領海内に同時に三隻以上入港するを禁じ、且其の停泊時間を二十四時間以内と規定することを得、但し特に平和的、宗教的、博愛的的使命を有する船舶及難船に付ては之を除外す。

(ホ) 交戰國の船舶及航空機が米洲諸共和國の管轄地域内に於て碇泊又は着陸せんとする場合は其の中立性を尊重し、其の法律規則及中立國並に交戰國の權利義務に關する國際法上の規定を遵守するを命ずる事を得。當該國の權利を違奉若は尊重せしむる爲紛議を生じたる場合に於ては當該國の報告に依り米洲諸國間

に於て協議することを得。

(ハ) 交戦國陸軍航空機が各國の領土の上空を航行する場合は中立違犯と看做す。而して陸軍機に非ざる航空機に關しては左の規定を適用す。

イ、當該官憲の許可ありたる場合のみ航行すること。

ロ、國籍の明示なき航空機は當該官憲の指示に従ふこと。

ハ、指揮者又は操縦者は出發地、寄港地及目的地を申告すること。

ニ、航空路、航空狀況確定の爲に限り其の國語を明瞭に使用し、無線電信を使用することを得。但し所定の縮語法に依ることを得。

ホ、當該官憲は航空機の監督上航空案内者又は無線電信技師の搭乗を命ずることあるべし。

ヘ、軍艦が陸軍機を積載せる場合は米洲各國の領海内に於て之を陸揚することを得ず。

ト、米洲各共和國の領土に陸揚せられたる交戦國の陸軍機は、戰鬪目的地迄當該國に依りて輸送せらるること。而して其の搭乗員も亦同じ。但し證明済の難破船より陸揚げせらるる場合は此の限りに在らず。前記規定は之に反對の協定ある場合は之を適用せず。

(ト) 交戦國商船は其の乗客、書類及貨物と共に當該國港灣に於て其の檢閲に服せしむることを得。

當該領事館は其の寄港地及目的地に付證明すべし。但し其の航海が單に貿易を目的とする場合も亦同じ。前記商船に對し、他の米洲共和國に於ける寄港地に到着する爲必要なる分量の燃料を供給することを得。

但し他大陸へ直航する場合は之に必要な分量を供給することを得。

米洲共和國が交戦國軍艦に燃料を供給せる事實立證せられたる場合は輸送幫助と看做す。

(チ) 自國の領海内に抑留せられたる交戦國商船は之を集結して甲板を監視し、其の目的地に付虚偽の申告を爲したる商船又は航海に甚しき日數を費し、其の正當性を認められざる商船若し軍艦固有の標識を使用せる商船は之を抑留することを得。

(リ) 商船の船籍の米洲共和國に對する移轉は、完全なる善意に基き、豫め買戻契約付に非ず、且當該米洲領海内に於て行はれたる場合に限り之を適法と認む。

(ヌ) 武装せる交戦國商船は、船尾に六吋砲四門以上を裝備せず、船側に武装を施さず、且所在國官憲の認定に依り、該商船が戰鬪行為の爲に使用せらるべきこと明なる他の設備を有せざる場合に限り之を軍艦と看做さず。右商船が寄港する場合は官憲の指示せる場所に爆發物及武器を供託することを要す。

四、本宣言の精神に則り、米洲各共和國政府は中立に關する規定を統制し、且其の基本的權利を擁護する爲密接なる連絡を保持す。

五、本宣言事項實施に伴ふ經驗と事態の推移とを基礎として中立諸問題に關する勸告案を研究制定する爲、今次歐洲戰爭の繼續中、米洲國際中立委員會を設置す。本委員會は國際法の權威者七名を以て構成し、其の人は、一九三九年十一月一日以前に汎米聯合事務局に於て之を決定するものとす。

本委員會の勸告は之を汎米聯合より米洲各共和國に通知す。

C 中立維持の爲の司法及警察措置の統制

一、米洲諸國內に居住せる個人（國民又は外國人）が交戦中一方の外國を利益する爲行ふべき不道法行爲に依り影響せられるべき事項に關し、米洲諸共和國の中立を確保するの目的を以て、司法警察官憲は情報の急速且効果的なる交換及被告の警護、逮捕及管轄に付、豫防若は禁壓的措置を統一すること便宜なること。

二、一九二〇年二月二十九日ブエノス・アイレスに於ける米洲數共和國間の協定は、警察的活動が一般的形態に於て普通犯に關する場合に於ける協力を規定せること。

三、司法的にして且禁壓的なる事項に於て、本目的を助成すべき犯罪人引渡の措置は、米洲諸國間に於て適當なる規則に則り之を厲行すべきものにして、且全米的に普遍化するの要あることに鑑み左の通り決議す。

(イ) 國民又は外國人が、交戦中の外國の利益の爲に行はんとする不法行爲を豫防又は禁壓する爲有效と認めらるる規則、措置及當該國警察及司法官憲の行動を、各國間共通の形式と、最も適切にして有效なる手段とに依り統一する爲の措置を講ずること。

(ロ) 一九三三年モンテビデオに於ける第七回汎米會議の決議せる犯罪人に關する協定を、可及的急速に批准する爲必要な措置を講ずること。

D 戦時禁制品に關する決議

一、一九二八年二月二十日ハバナに於て署名調印を見たる海上中立に關する協定は、其の緒言に於て、米洲連帶責任上中立國に不必要なる貨物を可及的回避したる上、貿易の自由が常に尊重せらるべきことを要求せらるる旨規定すること。

二、同協定第十六條は、中立國が食料品及原料品の販賣若は輸出を容易にする爲供與すべき信用は、該條文が戰爭繼續中、中立國より交戦國に對する貸付金若は信用の許與を禁止せる規定中に包含せられ居らざること。

三、米洲諸國は食料品、被服類及平和産業の爲の原料品に付交戦國との平常の貿易に付規定せる措置に對し無關心たり得ざること。

四、人類の根本的義務は、市民が普通生活の手段を剝奪せらるることを遺憾たらしむること。

五、米洲諸共和國は他大陸の中立國との合法的貿易に對し設定することあるべき制限を中立に關する高度の理念に訴へ不當と認むること。

六、米洲諸國は其の國內法に遵ひ、自國領土内に於て且其主權の犠牲に於て、交戦國政府が中立國に於ける自國民の商業の自由を拘束する爲に設定せる措置より發生することあるべき效果に付豫め警戒すること。

等の諸點に鑑み左の通り決議す。

(イ) 食料品及被服類が非戰用に於て、直接又は間接に交戦國政府若は武装軍隊の用に供せられざる場合は

戦時禁制品中に包含せしむる事に對し反對す。

(ロ) 前項に指定せる商品購入の爲の信用を交戦國に許與する爲、中立國國內法規に基きて爲されたる行爲は、中立に違反するものと認めざることを宣明す。

(ハ) 本會議に於て創設せられたる中立委員會は、米洲諸國の産出する礦、植並に動物原料品の經濟的狀態に付即時研究を開始すべく、且各國政府は交戦國の戦時禁制品宣言及其他の經濟的措置が齎すべき前記原料品の自由通商に對する不利益なる効果を減殺する爲執るべき單獨又は共同的行動を勸告すべし。

E 米洲連帶性に關する共同宣言

米洲諸共和國政府は其の政治組織の基礎たるデモクラシー精神に依りて固く結束し、且此の機會に於て右精神の決定せる連帶性の強化と米洲に於ける平和の維持並に世界的平和の確保を熱望し左の通り宣言す。

一、一九三八年第八回リマ汎米會議に於ける西半球諸國間の連帶性に關する宣言を再確認す。
 二、米洲諸共和國間の平和及協調を保持し且鞏固ならしむる爲、文化及文明の世界史的過程に於ける各國の義務を有効に履行する爲必須缺くべからざる要素としての凡ゆる適切なる精神的並物質的措置を講ずる爲努力す。

三、右の定則は孤立的なる利己的精神とは趣を異にし、寧ろ現下歐洲諸國間に於ける人類の精神的、道德的、經濟的の最高利益の爲大なる危險を伴ふ遺憾なる戦争状態を中止せしめ、且暴力に依らずして正義と權利とに

依りて世界に平和を再來せしむる爲熾烈なる願望と共に米洲諸國を騒起せしむる高度の世界協力的精神を基礎とするものなり。

F 戦争の人道化に關する決議

米洲諸國は國際紛争の解決方法として戦争を是認せざることに於て意見一致し、

米洲共通の協定を渴望し、戦争の無用なる恐怖を緩和し且之を招致すべき手段を禁壓する爲の數次の汎米會議に於ける協定に署名し、戦争と災禍との犠牲に對し有效なる援助を爲したることに依り、

左の通り決議す。

一、米洲諸國を代表し、現下紛争中の歐洲諸國に對し實力を行使することなく、正義と權力との本質的基礎に則り、平和的手段に依り其の紛争を解決せしめ且左の諸點を禁制せしむる爲最大の注意を喚起すること。

(イ) 毒瓦斯又は治療不能にして永久的傷害を及ぼすべき其の他の化學的手段の採用。

(ロ) 海上、陸上若は空中に於ける軍事的價值を有せざる市街、建物及場所の爆撃。

(ハ) 炎症性液體の使用。

(ニ) 飲料水に注毒し、若は病菌を撒布すること。

(ホ) 傷者の苦痛を増加すべき武器の使用。

(ヘ) 市民に對し不必要なる苛酷を強制すること。

- (ト) 乗客、船員及書類を救出せざるに先立ち商船を撃沈すること。
- 二、戦闘行為に於て敵を無用にして非人道的なる傷害を加ふる爲手段方法を選ばざることを禁制す。
- 三、米洲各國に於ける赤十字社の國民兵は現下の歐洲戦争の犠牲救恤運動に従事し、各國政府が右運動遂行の爲各赤十字社協會に對し、凡ゆる援助と支持とを與ふることに對する熱望を表明す。

G 米洲各國の經濟的協力二決議 (内容)

- 一、現状に即し米洲に於ける經濟及金融機構の保全、財政均衡の維持、通貨安定の確保、産業の普及並に擴張、農業の奨励及通商の振興を計る爲、米洲諸國間の協力を益々緊密ならしむべきことを宣言す。
- 二、米洲各國より一名宛任命する經濟専門家をして組織し、左に掲ぐる任務を有する米洲經濟金融協議委員會を一九三九年十一月十五日以後に於て華府に設立す。
- (イ) 米洲の一國政府より提示せらるる通貨、外國爲替又は國際決済の均衡に關する問題を審議し、當該政府に對し其の適當と認むる措置を勧告すること。
- (ロ) 米洲諸國の通貨及通商保全に關し最も實際的且效果的なる手段を研究すること。
- (ハ) 前二項の問題及各國の生産並に輸出入の現状、金融並に通貨の状況、關稅法規及米洲諸國間の貿易狀勢に付汎米聯合と協力して各國政府間に情報交換の措置を講ずること。
- (ニ) 今次歐洲戦争に依り米洲諸國の被りたる通商上の打撃を緩和し、且世界各國との貿易を可及的に確保

- すると同時に、第七回モンテビデオ、ブエノス・アイレス特別及第八回リマ汎米會議に於て採擇せられ且平和克復後は全世界に於て再び採用せらるべき通商自由の原則に準據せる最も有效的措置を考究し、之が採用を各國政府に提議すること。
- (ホ) 關稅休戰、米洲の一國が他の米洲市場に供給し得る特産品に對する關稅の低減並に右特産品に對する輸入許可制又は其の他の輸入制限措置の廢止若は緩和、相互平等の原則の採擇及米洲諸國間に於て旅商に對する便宜供與に關する制度化等の可能性を研究すること。
- (ヘ) 米洲各國に於ける大藏省、中央銀行等の財政的協力を確立する國際機關の創立及其の制度、機能、任務等に關し研究すること。
- (ト) 米洲諸國原産品の輸入並に消費の奨励及之が効果を期する爲、價格の低下、運輸機關の擴張並に資金の融通を計る手段を講ずること。
- (チ) 米洲諸國間の輸出入業者の接觸に資し、且當該業者に米洲國際貿易助長に必要な資料を提供する爲、米洲國際通商機關設立の效用と其の可能性とを研究すること。
- (リ) 新規産業の振興及米洲各國間の原料品の交易に資する爲の通商條約締結の可能性を研究すること。
- (ヌ) 銀を國際決済に使用することの可能性を考究すること。

H 其の他の勸告案等

米洲各國政府に對し左記事項の實行を勸奨す。

- (イ) 米洲各國は各自の法規に遵ひ、米洲に於て運輸に従事する船舶會社及海上保險會社が今次の歐洲戰爭に依り特に生じたる經費及危險の増加率以上に其の運賃及保險料を引上ぐるることなきやう適當なる措置を講ずること。
- (ロ) 米洲各國は旅商及商品見本に對する便宜供與の爲、貨客船定期航路の維持及創設に付二國間又は數箇國間の協定締結に努力すること。
- (ハ) 米洲各國は、特別至急輸送を要する少量商品の運輸に對する領事手数料を、最低限度迄引下ぐることの可能性を研究すること。
- (ニ) 米洲各國は各自の法規に遵ひ、米洲諸國間に於ける商品の運輸に對し適用せらるる港灣、衛生及其他の規則に關する使用料及手数料を可及的最少限度に引下ぐるこの可能性を研究すること。
- 四、米洲諸國間に於ける資本の自由移動に關する障礙を、出來得る限り速に除去することを各國政府に勸奨す。
- 五、米洲各國は國內の事情及各自の法規の定むる所に遵ひ、米洲に於ける産物の交易及資源の開発を振作する爲、必要なる場合、米洲諸國間に資金の貸與を可能ならしむる協定を締結すべきことを各國政府に勸奨す。
- 六、米洲に於て最も工業化の程度高き諸國の政府に對し、其の法規及特殊事情の許す限り、輸已向製造品價格の不當なる騰貴を制止する爲の手段を講ぜんことを要請す。

- 七、現下交戰國の商船内に抑留せられて仕向地への輸送不可能の状態に在る米洲諸國發送に係る商品の處分又は再輸出に付、米洲各國は各自の法規及事情の許す所に遵ひ、最も簡便なる手段を講ずべきことを各國政府に勸奨す。
- 八、現に有效なる國內法規及國際協定に遵ひ、米洲各國の港灣及領土を経て行はるる米洲諸國間の通信及通行の自由の法則を相互的に、又は総合的に保持すべきことを各國政府に勸奨す。
- 九、米洲内の各隣接國は第八回汎米會議に於て採擇せられたる商業政策の原則に基き、相互に共通なる金融、財政又は經濟に關する諸問題の解決を目的とする協定取極の爲、何れかの首都に於て、外務大臣又は大藏大臣若は特派使節の會合を開催すべきことを各國政府に勸奨す。
- 十、第三回汎米道路會議に於て採擇せられたる勸告案の實行を期する爲、一名若は若干名の専門家を任命すべきことを決定せるブエノス・アイレス條約の批准國に對し、各自の分擔に係る汎米道路の建設完成に付努力すべきことを勸告す。

〔備考一〕

各國全權團氏名

アルゼンチン

第一回米洲外務大臣會議に参加せる各國全權の氏名左の通り。

(☆印は代表全權)

☆レオポルド・メロ (特命全權大使、ヘーグ司法裁判所判事)

ルイス・ボアスタ・コスタ (聯盟事務次長)

ホリビヤ

☆アルベルト・オストリア・グチエレス (外務大臣)

ルイス・エフェ・グアチャラ (駐米公使)

フランクリン・アンテサーナ (中央銀行書記官)

ブラジル

☆カルロス・マルチンス・ペレイラ・エ・ソウザ (駐米大使)

マヌエル・セサル・デ・ゴエス・モンテイロ (駐パナマ公使、グアテマラ常駐)

アベラルド・ブレターニヤ・アエノ・ド・アラード (大使館参事官)

ハコメ・パッキ・デ・マレンゲル・セザル

コロンビヤ

☆ルイス・ローベス・デ・メサ (外務大臣)

エステーバン・ハラミリヨ

コスタリカ

☆トビアス・スニガ・モンツーフアル (外務大臣)

エンリーケ・フォンセカ・スニガ (駐パナマ公使)

ラウル・グルダイアン (元外務大臣、元大蔵大臣)

モアスト・マルチネス (前特命全權公使)

キューバ

☆ミゲル・アンヘル・カンバ (外務大臣)

アマデオ・ロベス・カストロ (農務大臣)

ホセ・マヌエル・カサノーバ (上院財政豫算委員長)

ペドロ・マルチネス・フラীগ (駐米公使)

エミリオ・ヌーニェス・ホルツォンド (駐パナマ及ベルギー公使)

ラミーロ・ゲルラ

アー・ボレット・イ・トレモレーダ (辯護士)

レアンドロ・ガルシア (辯護士)

チリ

☆マヌエル・ピアンチ (駐スペイン大使)

ホセリン・デ・ラ・マサ (外務次官)

ベンハミン・コーエン (駐ホリビヤ大使)

カエターノ・ビーガル (商務次官)

エクアドル

☆フリオ・トバル・ドノーン (外務大臣)

アントニオ・ホータ・ケベード (前外務大臣、駐ベルギー公使)

エザアルド・サラサル・ゴメス (駐グアテマラ公使)

ミゲル・アンヘル・テ・イカサ (駐チリ公使)

グイクトル・ウーゴ・エスカラ (駐パナマ公使)

ルイス・エザアルド・ラーソン

セサル・エスピノーサ

サルバドル

☆パトロシニオ・グスマン・トリゲロス (大審院判事、前国防大臣)

米 国

☆サムナー・ウエルズ (國務次官)

エドウィン・シー・ウイルソン (駐ウルグアイ公使)

ハーバート・フエイ (國務省國際經濟問題顧問)

ワレン・ケルチナー (國務省國際會議局長代理)

マジョリー・エム・ホワイトマン (國務省法律顧問補)

グアテマラ

☆カルロス・サラサル (外務大臣)

アルフォンソ・カリリヨ (駐コスタ・リカ公使)

ハイチ

☆レオン・ラロー (外務大臣)

ラウル・リザイル (外務省顧問)

マヌエル・ホータ・カステイリヨ (在パナマ國コロン領事)

ホンジュラス

☆ヘスス・マリア・ロドリゲス (文部大臣)

メキシコ

☆エザアルド・ヘイ (外務大臣)

アンセルモ・メーナ (外務省政務局長)

アルフォンソ・ローセンウエイグ・ディアス (駐パナマ公使)

アントニオ・エスピノーサ・テ・ロス・モンテロース (大藏省顧問)

ニカラグア

☆マヌエル・コルテロ・レイエス (外務大臣)

ホセ・ヘスス・サンチェス (大蔵大臣)

アドルフォ・アルタミラノ・ブラウン (駐パナマ公使)

エミリオ・オルテカ

パ ナ マ

☆ナルシソ・ガライ (外務大臣)

エー・フェルナンデス・ハエン (大蔵大臣)

ルネスト・メンデス (労働商工大臣)

アウグスト・エセ・ボイド (駐米大使)

ペリサリオ・ボルラス・デニアー (駐エクアドル公使)

エツアルド・チアリ (辯護士)

トマス・アチェ・ハコメ (ユニテッド・フルーツ会社 支配人兼ノールウェイ名譽領事)

オクタービオ・ア・ヴァリヤリーノ (パナマ商業會議所會頭)

バラグアイ

☆フスト・ブリエト (外務大臣)

ペ ル

☆エンリーケ・ゴイチソ・ロ・ボロネシ (外務大臣)

フェルナンド・フツチ

ルイス・アルバラード

ファン・チャルベス・ダルトネル

サント・ドミンゴ

☆ホセ・ラモン・ロドリゲス (外務次官)

ニコラス・ヴェーガ (駐パナマ代理公使)

ウルグアイ

☆ペドロ・マニニ・リーオス (特命全權大使)

ウーゴ・ヴェー・テ・ペーナ (駐パナマ公使)

ホセ・アー・モラー・オテロ (外務省國際局長)

ベネスエラ

☆サンチアゴ・ケイ・アヤラ (駐伊公使)

マリオ・プリセーニヨ・イラグリー (駐パナマ公使)

汎米聯合

レオ・エス・ロー (汎米聯合事務總長)

ウィリアム・マンカー (汎米聯合顧問)
 ウィリアム・サンダー (汎米聯合法律部長)

〔備考二〕 會議議題一覽

一、中立維持

- 西半球諸國の獨立主權保全の爲中立國及交戰國の權利義務に關し各國共同若は單獨に左記措置を執ること。
- (イ) 米洲諸國に於ける交戰國國民又は交戰國の利益の爲に働く者に依る中立侵害及破壊的活動の抑壓。
- (ロ) 中立國の領域及領海に於ける交戰國公船及商船並航空機の中立義務履行。
- (ハ) 公海、陸上及空中に於ける米洲諸國の正當なる國際通商及交通の運營確保。
- (ニ) 中立國の交戰國に對する義務の履行。

二、西半球の平和擁護

西半球の陸上、空中、領海或は主要防禦地域内に於て米洲を争闘より防護する措置を執ること。

三、經濟的協調

現下の事態に於て米洲諸國の經濟的及財政的安定を確保する爲左記の措置を執ること。

- (イ) 通商及金融的利益の確保。
- (ロ) 通商及經濟的協調の爲の長期信用計畫の繼續及擴張。

〔備考三〕 各委員會提案一覽

(一) 中立委員會 (二十三件) (括弧内は提出國名)

- (一) 米洲各國の中立維持に關する件 (亞)
- (二) 中立維持の爲司法警察措置の協力に關する件 (亞)
- (三) 食料品及非戰用原料品の交戰國向自由輸出に關する件 (亞)
- (四) 米洲諸國の中立宣言に關する件 (ボ)
- (五) 米洲各國に於て制定せらるる中立法規の相互通報に關する件 (ボ)
- (六) 米洲諸國の連帶性及中立宣言に關する件 (コ)
- (七) 米洲安全地帯設定に關する件 (キユ)
- (八) 交戰國指定に係る戰時禁制品の一部適用拒否に關する件 (智)
- (九) 戰時禁制品の武器限定に關する件 (智)
- (十) 非戰用食料品及衣服類の戰時禁制品除外方に關する件 (智)
- (十一) 米洲在留外國人の中立侵害的行爲抑制方に關する件 (エ)
- (十二) 交戰國に對し中立義務履行方通告に關する件 (米)
- (十三) 米洲各國の中立侵害行爲停止に關する件 (米)

- (十四) 中立國の領土領海内に於ける交戦國軍艦、商船及航空機の義務に関する件 (米)
- (十五) 交戦國潜水艦の米洲國領海灣出入禁止に関する件 (米)
- (十六) 交戦國航空機の米洲國領空飛翔制限に関する件 (米)
- (十七) 米洲國赤十字社の戦争被害者救済に関する件 (米)
- (十八) 戦争の人道化に関する件 (米)
- (十九) 米洲連帯性の共同宣言に関する件 (墨)
- (二十) パラグアイ國の中立宣言に関する件 (バ)
- (二十一) 戦争の人道化に関する件 (ウ)
- (二十二) 食料品、生活必需品及其他平和産業原料品の戦時禁制品除外に関する件 (ウ)
- (二十三) 中立法規の改訂並に米洲諸國の共同中立法規制定に関する件 (バ)

備 考

「ウ」はウルグアイ、「コ」はコロンビヤ、「キユ」はキューバ、「サ」はサルバドル、「ド」はサント・ドミンゴ、「ハ」はハイチ、「バナ」はバナマ、「バラ」はパラグアイ、「ベ」はベネスエラ、「ボ」はボリビヤ。

〔二〕 平和維持委員会 (六件) (括弧内は提出國名)

- (一) 米洲國際法律専門家委員會に米洲國際聯盟創設の研究促進方勸告に関する件 (ド)

- (二) 米洲の平和擁護の爲米洲沿海警備に関する件 (米)
- (三) 一九四〇年十月ハバナ市に第二回米洲外務大臣會議開催に関する件 (墨)
- (四) 在米洲外國領土内に於ける政治的情勢の變更に對し臨時米洲外務大臣會議開催方に関する件 (墨)
- (五) 基督教文明擁護に関する件 (エ)
- (六) 米洲に於ける民主主義精神擁護に関する件 (ハ)

〔三〕 經濟委員會 (二十三件) (括弧内は提出國名)

經濟委員會は同委員會に附託せられた案件中、戦時禁制品に関する分を中途より中立委員會に移管し、結局左の二十三の案件となつた。

- (一) 國際決済手段に銀貨使用に関する件 (墨)
- (二) 資本の移動に関する障碍除去に関する件 (墨)
- (三) 汎米道路に関する件 (墨)
- (四) 經濟協力宣言に関する件 (コ)
- (五) 米洲の通商及爲替の安定に関する件 (米)
- (六) 米洲の貿易及自由通商政策の擁護に関する件 (米)
- (七) 船舶運賃及保険料の騰貴防止に関する件 (バ)

- (八) 米洲内主要工業國に於ける輸出向製造品の價格騰貴防止に關する件 (セ)
- (九) 米洲諸國間の經濟及通商協力の爲六個月間の關稅休戰設定並に定期航路助成に關する件 (倫)
- (十) 港灣規則及手数料の緩和又は廢止に關する件 (キユ)
- (十一) 汎米聯合に對し米洲金融協力機關設立勸告に關する件 (エ)
- (十二) 米洲金融機關創設に關する件 (墨)
- (十三) 米洲經濟金融機關設立に關する件 (ウ)
- (十四) 米洲諸國特産物の交易助成に關する件 (サ)
- (十五) 交戰國船舶内抑留貨物の輸入簡易化に關する件 (智)
- (十六) 米大陸に於ける自由通行及通信に關する件 (ホ及バラ)
- (十七) 米洲商業機關及常設見本展示會の創設に關する件 (バナ)
- (十八) 經濟協力を關する汎米事務局創設に關する件 (智)
- (十九) 經濟及金融協力を關する専門委員會設置に關する件 (セ)
- (二十) 最惠國待遇條款の地方的除外に關する件 (智)
- (二十一) 内國經濟保護に關する件 (ハ)
- (二十二) 隣接國外務大臣會議開催に關する件 (ホ及バラ)
- (二十三) 貿易協力の爲米洲國際商業會議所設立に關する件 (ハ)

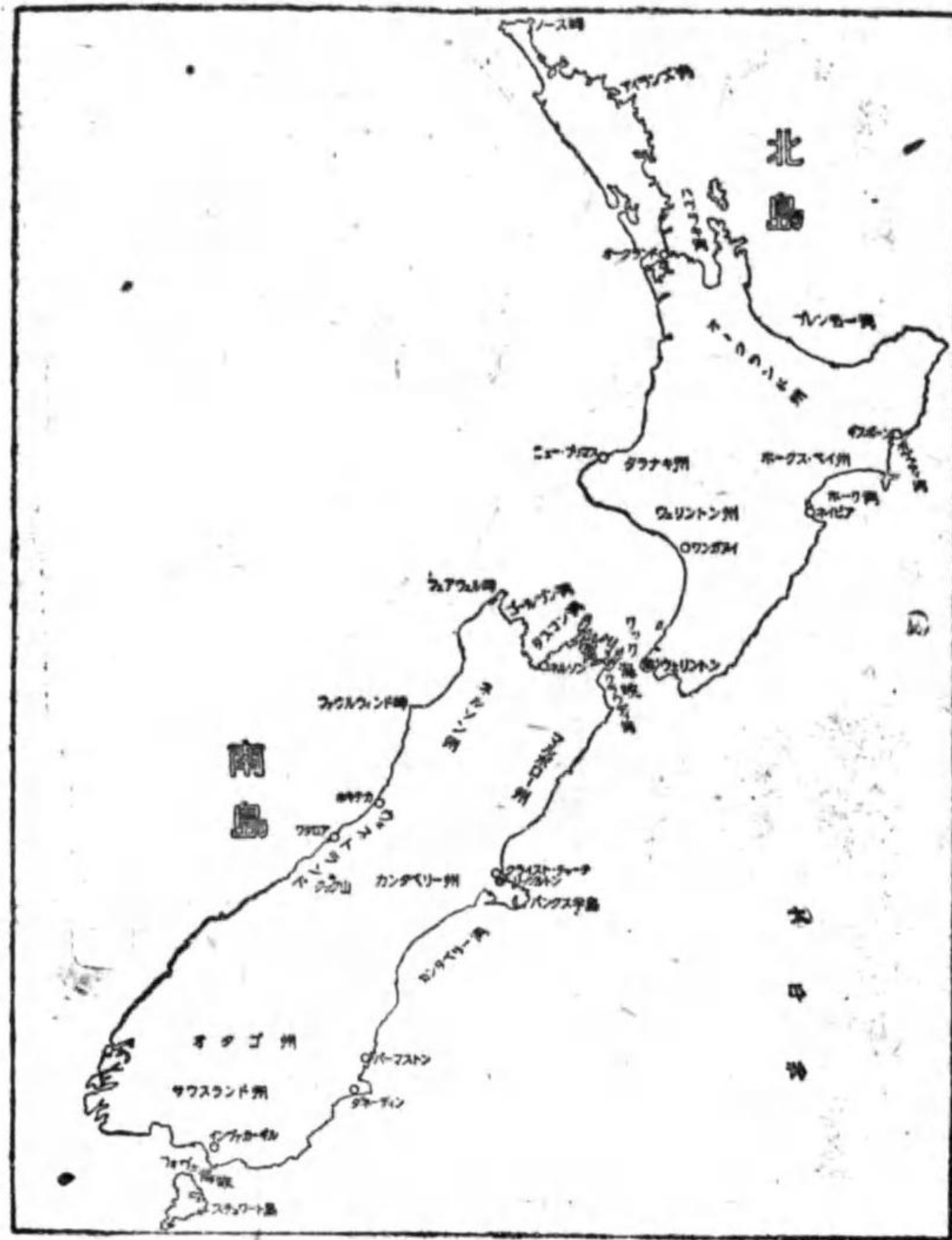
(一九三九年十二月二十日)

7 新西蘭近情一斑

はしがき

人口一人當り外國貿易額に於て世界第一位を占むること、風光明媚、氣候亦穩和にして兼ねて温泉に惠まること、標悍なる半面工藝的才能に富み、夙にポリネシヤ人中の白眉を以て知らるるマオリ族の郷土なること、其の他數へ來れば、自治領新西蘭(ニュー・ジラランド)が人の興味を唆る事情は決して乏しとしないが、第一次歐洲戰爭の場合と同じく、今次戰亂に際しても、英本國の對獨戰爭宣言を承けて、同じく獨逸國と交戰状態に入り、濠洲其の他の英帝國各部と共に、經濟上、軍事上、英本國等に對する寄與に相當の期待が聚がれてゐる。左記は、新西蘭政府發行年鑑(一九三九年)を基礎として、取敢へず政情の一斑を紹介したものである。

2



1



一、政治組織

1. 初期

新西蘭は濠洲のニュー・サウス・ウェールズ洲より獨立後、英本國の植民地として英本國の任命せる知事が之を統治し、其の下に知事の指名にかかる行政委員會及立法委員會が設けられた。此の制度は一八四七年迄続いたが、一八五二年に至り始めて新西蘭植民地に代議制度を賦與すべき法律が英本國議會を通過し、翌五三年新西蘭に實施された。此法律により立法院（上院に相當す）及代議院（下院に相當す）より成る總會（議會に相當す）が設けられることとなり、其の第一回總會は一八五四年に開かれた。當時行政部の委員、即ち政府の大臣は、議會即總會に對して責任を負はなかつた所、一八五六年に至り議會に議席を有する大臣の任命を見た。是は新西蘭現在の議會制度の基をなすものである。下つて一九〇七年新西蘭植民地の名稱は新西蘭自治領と改稱せられ、更に一九一七年に至り知事の地位は總督に昇格した。

2. 現今の組織

新西蘭自治領の現在の地位は、一九三一年十二月十一日附英本國ウェストミンスター法の規定する所で、右に依り新西蘭及他の自治領は英本國と略ぼ對等の地位を認めらるるに至つた。

現在は總督の下に英國流の議會政治が行はれてゐる。政府は之を行政院と稱し、總督及十三名の大員より成

り、議會は立法院及衆議院より成る。總督は英國皇帝を代表し、其の公の行爲は總て大臣の輔弼に従ふを要する。立法院は現今三九名の議員より成り、任期は七年であり、衆議院は定員八十名で、内四名のマオリ議員を含む。任期は三年である。又、下院に絶對多數を占むる政黨が内閣を組織することは英本國に等しい。選舉制度は成年普通選舉で女子も選舉權を有する。

二、政黨

1. 政黨の沿革

新西蘭に於ては、嘗て英本國に於けるが如く自由黨及保守黨相對立し、兩政黨間に於て交互に政權を掌握した。保守黨は一八七六年より一八九〇年に至る間サー・ハリ・アトキンソン其の他の首領の下に内閣を組織したが、一八九一年政權を自由黨に讓つて以來保守黨は勢威振はず、一九三〇年マッシーが首領となつてよりトリー黨乃至は保守黨と云ふ如き名稱は動もすれば國民に誤解を與ふる嫌あるを懼れ、名稱を今日のリフォーラム黨（革新黨）に改めた。自由黨は前記の如く一八九一年内閣を組織して以來一九一二年に至る迄政權を占め、バランス、スネッドン、ホール、サー・ジョーゼフ・ウォード、マケンジー等相次いで總理の印綬を帯びたが、一九一二年に至り、嘗ての保守黨であつたリフォーラム黨が久し振に政權を譲り、同黨首領マッシーは苦節二十二年の後政權を奪回した。其の後大戰中舉國一致の聲に促され所謂國民内閣が組織せられ、自由黨よりも首領サー・ジョーゼフ・ウォード其の他に之に参加したが、大戰終了と共に一九一九年自由黨員脱退し、再び純然たるリフォーラム黨

内閣に還り、以後一九二二年及一九二五年の兩度の總選舉に相次いで勝利を占め、一九二八年末の總選舉に至る迄前後十六年間の永きに互リリファーム黨は政權を持續した。其の間一九二五年にマッシーは歿し現首領コーツがマ氏の後を襲つた。

然るに一九二八年に至り、新西蘭政界に一大轉換期を劃する事態が現はれた。それは労働黨の擡頭である。

新西蘭政界に労働黨の出現したのは二十世紀以後のことに屬し、一九一一年の總選舉に於て僅に三名の議員を議會に送つたに過ぎなかつたものが、爾來總選舉毎に其の勢力を増大し、遂に一九二八年の總選舉にはリファーム黨並に統一黨(後述)の間に介在しカスチング・ヴァイトを握る迄の黨勢を獲得した。其の發展の經過を看るに、

一九一一年	三
一九一四年	八
一九一九年	一一
一九二一年	一七
一九二五年	一四
一九二八年	二〇

と逐年躍進を遂げて來た。他方一般政界は労働黨の擡頭と共に既成政黨の分野にも變化を生ずるに至つたが、それはユナイテッド黨(統一黨)の結成である。同黨は一九二七年より二八年に互リ自由黨員とリファーム黨の一部

分子が聯合し、之に労働黨中の右翼を加へて組織されたもので、自由黨の香宿サー・ジョーゼフ・ウォードを首領に戴いた。

即ち労働黨の擡頭と統一黨の出現なる新しき政治情勢の下に行はれた一九二八年の總選舉の結果は、政府黨たるリファーム黨に不利に轉換し、同黨は過半数を失ひ、遂に同年末政府の緊縮政策に反對せる統一黨は労働黨の支持を得て政權を獲得した。労働黨の支持に依る統一黨の政權の保持は其の後一九三二年迄繼續したが、同年統一黨も亦緊縮政策に轉向し、斯くてリファーム黨との間に政策の一致を見たので、労働黨は斷然其の統一黨支持の態度を放棄し、斯くて統一、リファーム兩既成政黨の提携を促進した。兩黨合同の主唱は統一黨より唱へられ、之に對してリファーム黨は當初其の要なじとして非協力的態度を示したが、労働黨の勢力増大及新しき事態を要求する選挙民の意向を反映し、遂に同年九月二十一日兩黨の合同成り、聯立内閣が成立を告げるに至つた。

此の政策は良く時宜に適し、聯立内閣の下に行はれた一九三二年末の總選舉に於てはリファーム、統一兩黨團結して労働黨を押へ、絶對多數を獲得して政權を保持するを得た。

2. 現時の政情

統一黨のフォーブス及リファーム黨のコーツ聯立内閣は一九三二年末の總選舉には能く労働黨を抑へて勝利を得たが、其の覇權は何時迄も續かず、一九三六年末の總選舉に於ては遂に一敗地に塗れ、労働黨は壓倒的勝利を博した。即ち同黨は議席八〇の中五二の絶對多數を得、新西蘭憲政史上始めて労働黨内閣の成立を見、同黨首領

エム・ジェー・サヴェジは一九三六年十二月五日内閣を組織するに至つた。

かく新西蘭政界に一新紀元を劃した労働黨大勝の所以を見るに、先づ政策的にフォープス、コーツ聯立内閣の緊縮政策及豫算均衡實現の爲の増税並に賃銀、俸給削減は漸く一般選挙民をして同内閣の施政に倦怠を感ぜしめ、反對に社會政策的施設、殊に失業救済に對する積極的方針、賃銀俸給の復原斷行等を含む盛り澤山の政策を掲げた労働黨は、新しきを望む選挙民の嗜好に投じ、政府黨の武器たる健全通貨の主張は經濟界行詰りに當面せる選挙民を納得せしむるに由なかつたのである。

3. 各政黨の政綱

現時新西蘭には労働黨と而して統一、リファーム兩黨の合同した國民黨の二大政黨が對立し、他に小會派はあつても其の勢力は微々たるもの故、前記二大政黨の政綱に付て聊か左に述べてみる。

A. 労働黨政綱

1. 資源の活用と國民生活の向上。
 - (イ) 自治領が包蔵する凡ゆる資源を最大限度に活用すべし。
 - (ロ) 従來國民黨系政權に依り萎縮低下せしめられたる生活程度の回復を計るべし。
 - (ハ) 前兩項の目的達成の爲、生産及労働の繁榮を實現し得るやう國內經濟の組織を改善すべし。右實現

の具體的方途の一として差當り左を實行す。

- a. 農酪業者に對し國內及國外需要を満すに足る同產品に關する保障價格の設定。
 - b. 相當なる生活標準を維持するに足る最低賃銀の設定、但し右は労働に従事する者の特別の知識經驗の價值に從ひ漸進的段階を有すべきこと。
2. 教育保健及陶汰の社會政策的改善。
 - (イ) 不具者及不具者家族の扶助。
 - (ロ) 寡婦及其の家族の積極的扶助。
 - (ハ) 國營生命保險を創設し凡ゆる市民に其の罹病中醫師の治療を受くるの權利をも附與するものとす。
 - (ニ) 滿六十歳を以て全般的の停年とし、之に達したるものは勤務に堪えざる病者戰傷病者と共に年金を享くるの權利あるものとす。
 - (ホ) 幼稚園より大學に至る凡ゆる程度の教育機關の組織擴充、機能發揮の爲最大の支援を與ふ。
 3. 信用及通貨の國家管理。此の重大政策の爲、政府は新西蘭貯蓄銀行を完全に國家の手に納む。但し同銀行の現個人所有株は政府之を公正なる市價にて買收す。
 4. 土地開發の國家管理。國民黨政府が土地開發に當たる不動産會社を個人的企業に委せるに依り該事業の退嬰を見たるに鑑み、之を國家管理に移し、國家が開發を指導し、積極的に農牧奥地方の利益を圖ることをとす。

5. 失業救済の組織的積極改善。現失業者補助金率の増額、鐵道建設を含む生産事業の開発其の他地方公共團體の生産的公共事業援助。
6. 製造工業の繁榮策。
 - (イ) 工業企劃の研究、科學發明等の最大の效用化。
 - (ロ) 労働時間の短縮。
7. 國際聯盟支援及英帝國內各領との密接なる關係の増進。
8. 重税の撤廢。

B. 國民黨政綱

1. 堅全財政策と豫算の均衡。
インフレ政策の排撃、國家冗費の節減。
2. 農牧業其の他個人企業の自由繁榮策。
 - (イ) 金融機關は各種産業資金に對し圓滑に融資し以て個人企業を助成し、及不動産會社を政黨の管理外に獨立せしめ、農牧業及其の他の産業企業を助長し其の機能を完全に發揮せしむ。
 - (ロ) 政府及民間各方面の代表より成る開發委員會の設定に依り産業、企業の改善を圖り、土地開發、石油、鑛業等の諸企業の調査及其の援助に當る。

3. 失業救済対策。
 - (イ) 鑛業、農業、航空業其の他公共事業の保護助成に依り失業者を吸収する一方、授職訓練機關を設定す。
4. 國民保護・養老扶助政策。
財政の許す限り、養老、退職、罹病、不具者、寡婦等に對する年金及國營保健に關する施設改善を行ふ。
5. 教育及圖書館制度の改善
教育施設及學校と連絡的に經營し得る組織の圖書館施設の新設地方教育機關の増大。
6. 英帝國各部との協調殊に新西蘭產品の市場開發。

三、財政

元來新西蘭の經濟は少數の農牧產物の輸出を促進する點に重點を置き、農牧產物は總生産價格の六割五分に達し且國家總收入の五割四分を占め、従つて農牧產物の市況如何は新西蘭財政に對し重大なる影響を及ぼした。斯る状態の下に新西蘭の經濟は輸出、特に農牧產物の輸出の順調なる限り健全なる歩調を保ち、財政の均衡も可能な譯であつた。然るに一九二九年以來の世界的不況は新西蘭にも波及し、國內物價殊に農牧產物の價格は低落し、國民の購買力は減少の一路を辿り、失業者を續出せしむるに至つた。この間に於ける國家總收入、生産價格、輸出入價格等の變動は右事實を如實に示す。大略左の如し。(單位百萬ポンド)

	一九二八年	一九三一年	低下割合%
國家總收入(推定)	一五四	一〇二	三四
生産總價格	一二八	九五	三四
農産物價格	八三	五〇	四〇
輸出價格(曆年)	五六	三五	三七・五
輸入價格(〃)	四五	二六	四二

かくして歳入減の結果豫算編成が非常に困難となつた。一九三〇—三一年度の豫算は三百萬ポンドの赤字を出し、右は經費節約、豫備金の使用、増税等で補はれたけれど、年度末には尙百六十六萬ポンドの歳入不足を告げた。

一九三一年八月この財政恐慌対策を練る爲、新西蘭の三政黨は合同協議會を開いたが、其の協議會の結果統一黨と革進黨との提携成り、聯立内閣の組織を見、労働黨は反對黨として残つた。其の後總選舉行はれ、聯立内閣の財政々策は國民の信任を得るに至つた。即ち聯立内閣は財政非常時に對處する爲豫算の收支を調節する必要よりして官吏の減俸を行ひ、同時に地方政府、民間の諸組合團體等に對する交附金、獎勵金、失業救済資金の寄附、主要道路費會計よりの振替等を廢止し、更に所得税、關稅等を増額し、又各種の新稅を創始したが、就中、最も重要なるは販賣稅の新設であつた。

但し右の如き對應策を講じたが尙赤字を示し、豫備金の支出を餘儀なくせしめ、其の金額も六百萬ポンドを越ゆる状態であつた上、世界的不況の根強さは各種の政府對策も其の效力を發揮するに由なく、漸く一九三三年一月以來の爲替低落及一九三四年度に於ける羊毛市價の回復が實質的に景氣回復への希望を強めるに至り、この事實は豫算面にも表はれ、一九三四年—三五年度には百六十二萬六千ポンドの歳入超過を示した。尤も右決算には金輸出、切手類賣捌、相續稅等の意外なる收入を含み、右金額は殆ど歳出超過額に相匹敵するものがあり、同時に豫算の各項目に互り實收入は豫定額を超過した。

かくて最近世界景氣の立直りと共に新西蘭の財政状態も次第に健全化し、其の財政政策も緊縮の消極策より景氣恢復への積極策へと轉向しつつある。

1. 最近の財政状態

左に最近二箇年間に於ける新西蘭の財政状態を示し其の特徴を略叙してみる。

收入の部 (單位磅)	一九三五—三六實收	一九三六—三七實收
關稅	八、一六一、一六一	九、四九九、二五四
ビール稅	七、一五、〇四二	八、四一、五八四
販賣稅	二、四六二、六〇二	三、〇四四、六一二
映畫上映稅	六〇、六五七	七二、二〇九

金 輸 出 税	一〇六、九七六	一〇八、七九三
公 道 通 行 税	二、一二四、一三〇	二、五〇三、一一一
印 紙 及 相 續 税	二、八四一、七六六	三、一六二、五〇二
所 得 税	四、五八一、三二八	六、六一八、七一六
雑 税	四三、八八一	四五、〇〇〇
(税 收 計)	二一、五五六、四一四	二五、八九五、七七一
鐵 道 收 入	一、〇五一、四七七	九〇三、八五八
郵 便 電 信 收 入	五四一、〇〇〇	五六六、〇〇〇
減 債 基 金 利 子 收 入	六一五、〇二〇	三八五、八五五
其 他 利 子 收 入	五一三、九四九	五三一、四〇五
雑 收 入	一、八九五、五〇六	二、五三〇、〇〇〇
收 入 總 計	二六、一七二、三六七	三〇、八一二、八八九
支 出 の 部		
公 債 費	一九三五—三六實支出	一九三六一—一九三七豫算
爲 替 補 給	九、三四五、九五四	九、二五九、〇〇〇
	一、五九三、五三六	一、四五五、〇〇〇

公 道 收 入 振 替	二、一〇七、四〇六	二、五一五、〇〇〇
其 他	七〇一、五五二	六一八、〇〇〇
社 會 施 設 費	七、七五六、二二二	一〇、三〇二、〇〇〇
各 省 費	四、三八五、九〇七	六、六五八、〇〇〇
計	二五、八九〇、五六七	三〇、八〇四、〇〇〇
各 州 勞 働 時 間 輕 減 費		一五〇、〇〇〇
其 他 追 加 豫 算		一〇〇、〇〇〇
支 出 總 計	二五、八九〇、五六七	三一、〇五四、〇〇〇

2. 特 徴

右豫算に現はれたる特徴左の通。

- (1) 四七〇、〇〇〇磅を以て七月一日より官吏の減俸を復原す。
- (2) 三〇八、〇〇〇磅を以て飛行場の整備を爲す。
- (3) 國防費を二五〇、〇〇〇磅増額す。内一九〇、〇〇〇磅を以て海軍に、六〇、〇〇〇磅を以て陸空軍に充つ。但シンガポール軍港寄附金一〇〇、〇〇〇磅は之を爲さず。
- (4) 恩給年金費を昨年度の三、七七〇、〇〇〇磅より五、四八〇、〇〇〇磅に増額する處、之を以て、

- (イ) 戦争年金を週一磅五志に引上げ。
- (ロ) 養老金を週一磅に引上げ。
- (ハ) 子女を有する寡婦の年金を週十志より一磅に引上げ。
- (ニ) 癩疾年金を週一磅とし、妻に對し十志、十六歳以下の兒童に付十志附加す。
- (五) 所得税基礎率を左の如く定む。
- (イ) 勤勞所得基礎率を一磅に付一志八片とし、五千五百磅迄は一磅に付百分の一片を加へ、右を超過する額に對しては百五十分の一片を加ふ。但最高を八志二片とす。
- (ロ) 會社所得に對しては基礎率を一志とす。累進率に關しては個人所得に同じ。但最高一磅に付七志六片とす。

3. 公債現在高

一九三七年三月三十一日現在公債高は左の通。

在 倫 敦	一五六、七三七、〇一六磅
在 濠 洲	八九一、九〇〇磅
在 新 西 蘭	一三〇、〇四一、二八四磅
計	二八七、六七〇、二〇〇磅

右は一九三六年三月三十一日末の二八二、五六一、〇九八磅に比し五、一〇九、一〇二磅の増加に當り、新西蘭政府に於ては、借款に依る場合、海外借入を避け且外債を漸減する方針を執つてゐる。

四、國 防

1. 陸 軍

新西蘭軍隊は一九〇九年の國防法及其の修正法並にそれ等に基づく規定に依り徵集、維持、組織せられ、之を別つて正規軍、地方軍、新西蘭空軍並に士官候補生とする。

一、平 時

一九〇九年の國防法の規定に依れば、平時十四才より(夫より以後ならば學校卒業の時より)十八才に至る者は見習士官として、更に十八才より二十五才に至る者は地方軍に於ける徵兵義務を負ふ。然るに一九三〇年十月一日以後、國防法中の右強制規定は履行せられざるに至り、一九三一年七月軍隊の再編成が企てられ、地方軍及見習士官としての勤務は志願制度となつた。現今訓練せらるる見習士官は中等學校の在學生に限られ、少數の例外を除けば同自治領内の比較的大なる中等學校は悉く見習士官隊を有する。地方軍の徵募兵は三年勤務の任意契約の下に募集せられ、三十二才迄其の勤務を延長し得るし、準士官、下士官に對しては更に三十五才迄延長を認め得る。

正規軍に於ては士官以外の階級の服役期間は五箇年であり、以後五十五才迄再服役を行ひ得る。五十五才を以て平常退役年齢とし、或場合には六十才迄延長を認め得る。

通常正規軍の將校は最初英國の士官學校若しシドニーの濠洲士官學校で訓育を受ける。將校の退役年齢は他の階級に對すると同一である。

二、國家非常時

地方軍は新西蘭の各地に於て勤務する義務を有するも、新西蘭自治領以外に於ての勤務は強制されない。但し各人は右に對し志願をなし得るが、此場合は總督の裁可に俟たねばならぬ。

一九〇九年の國防法に依り、新西蘭に六箇月在住せし十七才以上五十五才以下の凡ての男子は（或特別の例外を除き）民軍に勤務し、訓練を受くるの義務を有する。但し民軍は平時に於ては編成せられてゐない。従つて訓練も行はれてゐない。

正規軍の所屬員は、新西蘭國防法と矛盾せざる限りは、何時でも帝國陸軍令に服従し、新西蘭若し海外に於て勤務するの義務を負ふ。

一九三七年八月一日現在正規軍の兵力は士官一〇六名、その他の階級の者四三六名である。一九三六年八月一日現在の地方軍の兵力は、士官五六五名、その他の階級の者七、七一七名及軍樂隊員九四六名である。

2. 海 軍

一八八七年より一九〇九年に至る間に於ては海防に對する新西蘭の關心は殆ど全く濠洲及新西蘭近海に在る英國の海軍維持に貢獻する爲の獻金に終始して來た。一九一一年に至り、一九〇九年の英帝國の會議の取極に基づき、英本國議會は海軍訓練法（自治領海軍法）を制定した。此法律は自治領の法律に一致せしむる爲必要な修正を加へ、自治領の徵收する海軍兵力に帝國海軍訓練法を適用せしむることを規定したものである。一九一三年新西蘭は其の近海に於て使用すべき艦船を運用すべく特に一海軍機關を準備するの決定をなし、一九一三年の海防法の制定に依り此の決定を實施した。右法律に依り政府は海軍力を徵集、維持し、樞密院令の權限に基づき發せらるる規定に依り處置するを得、又新西蘭政府、英本國政府及其他の自治領政府の間に於ける船舶並に人員の移動も認められた。他方帝國海軍訓練法及英國海軍省令が新西蘭海軍に適用された。同法の規定に依れば、英本國が戦闘に参加する時は必ず自治領の海軍力は自動的に英本國政府の監督指揮の下に歸するものである。國交緊張若し非常時の際に於て、總督は布告に依り海軍力を英帝國の麾下に歸せしめ得る。

海軍の行政的司令權は左の組織に成る海軍委員會に委ねられて居る。

國	防	大	臣	委	員	長
				新西蘭鎮守府司令官	主	席
				海軍大佐	次	席
					海軍委員	

一九二二年六月二十日附樞密院令の規定に依り、新西蘭海軍の正式名稱を「英海軍新西蘭部隊」とした。

一九二二年制定の法律に依り、船乗を職業とせざる志願者より徵集し且將校も其の志願者中より出すこととせ

る海軍豫備軍なるものの編成を認めた。右海軍義勇軍はウェリントン、オークランド及ダネーディンに本部を有し、海軍委員會の一般的支配下に置かれる。

一九二七年自治領政府に對し、新嘉坡海軍根據地の建設上獻金を命ずる法律を議會に於て可決した。此獻金は年々補助金の形式を執り總額一、〇〇〇、〇〇〇磅と定められた。尙同年新西蘭政府は新嘉坡に對する補助金の完了した場合には、近代式巡洋艦維持の責任をも引受ける旨を聲明した。

尙海軍兵員數左の如し。(一九三七年三月三十一日現在)

士官 六
下士官以下 五八八

艦艇は巡洋艦二隻(リアンダー、アキリーズ)とスloop艦二隻(ウェリントン、リース)練習艦一隻(フィロイメル)トロール艦一隻(ワカクラ)其他一隻計七隻より成る。

3. 空軍

空軍は正規空軍、地方空軍、豫備空軍より成り一九三一年三月以來勢力を増強し、將校十名、其他の階級の者四五名なりし状態より、一九三七年八月三十一日現在に於て將校三六名、其他の階級の者一六〇名までに増加した。

尙地方空軍の兵力は將校は六八名である。

因に、一九三六—三七年度国防豫算は左の如し。

陸軍	四二七、六三五磅
海軍	六六二、六七五磅
空軍	一一〇、八〇八磅
計	一、二〇一、一一八磅

五、外國貿易

外國貿易は新西蘭の進歩發達に緊要缺くべからざるものである。蓋し國際聯盟事務局の調査に依るも、同領外國貿易の人口一人當り額が世界で最高位なる事實よりして推察出來よう。この外國貿易額は一九三四年には新西蘭通貨で七千八百六十二萬四千磅、即ち人口一人當りは約五十磅十五志に達してゐる。一九二〇年には一億七千九十五萬九千二百九十九磅で人口一人當り八十六磅十七志十一片であつたが、近年物價の下落により貿易額も從つて減少を來したのである。他方輸出額は、一九三四年には正金の輸出を除き、四千七百三十四萬二千八百四十七磅に達し、又同年の輸入額は二千五百七十一萬九千二百六十六磅であつた。但しこの計算は、濠洲からの輸入品は濠洲通貨を、爾餘諸國からの輸入品は英貨を夫々基礎として出してゐる。

新西蘭の最近五箇年間の輸出入額及外國貿易總額は左の如し。(但し正金の輸出入は除き、計算單位は一磅、但し外國貿易總額は新西蘭通貨を算定の基礎とした。)

	輸出	輸入	外國貿易總計
一九三二	三三、六〇九、九一九	二二、九八九、七九六	五八、五九九、五一五
一九三三	四一、〇〇五、九一九	二五、五八一、三六六	六六、五八七、二八五
一九三四	四七、三四二、八四七	三一、三三九、五五二	七八、六八二、三九九
一九三五	四六、五三八、三八一	三六、三一七、二六八	八二、八五五、六四八
一九三六	五六、七五一、九四〇	四四、二五八、八八六	一〇一、〇一〇、八二六

新西蘭の輸出品は大部分英本國に輸出せられ、一九三四年度對英本國輸出額は新西蘭の輸出額の八二・三六%に達し、其の一部分は歐洲大陸諸國に向け再輸出された。この再輸出は一九三〇年以來毎年平均四百五十萬磅に上つた。

英本國に次で新西蘭輸出品の最も重要な顧客は濠洲である。濠洲に對する輸出額は、一九三四年には總輸出額の三・八七%であつた。第三位の顧客は米國で二・五二%、第四位は佛國の二・四八%、第五位は獨逸の一・九〇%、第六位は日本の一・七二%となつてゐる。英本國よりの新西蘭物産の再輸出は、實際には見積額よりも多く、従つて對佛及び對獨逸輸出額の百分率は以上の數字が表はすより大きいものと思はれる。

尙對日輸出は堅實なる進歩を見せて居り、一九三二年には〇・六四%に過ぎなかつたものが一九三三年には〇・八六%と増加し、一九三四年には一・七二%と躍進した。最近三箇年間の新西蘭輸出貿易の動向を示せば左の如し。

仕向國別新西蘭輸出額

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
英 本 國	三三、七五九、九一九	三八、六三九、三四〇	三八、九三二、五六八	四五、四九三、九九九
濠 洲	一、九三三、三一一	一、八八二、五二六	一、七八一、八一	一、八四三、四七三
フイリヂ	八七、〇三三	八五、四九三	八六、一九一	一〇一、〇三三
印度・セイロン	二六、九九六	二六、五五五	二六、四四四	二七、三三三
カナダ	五六〇、八七五	六九七、六五五	六九六、九八四	一、一〇一、〇〇二
米 國	一、一八、九七三	一、二五〇、三六四	二、四八八、〇六六	二、八七七、七五三
佛 國	七三八、一七六	一、二八八、六九九	四八四、六二〇	一、六四六、一六八
獨 逸	三三六、八八六	九四四、三二〇	一、五、三〇三	二、七二、四八一
日 本	三五四、四六二	八五八、〇一五	四三三、四九五	一、五五九、八三七
其の他の外國	九三、三三九	一、七〇一、七六二	一、四七六、六六八	一、七三二、九二七
輸 出 合 計	五一、〇〇五、九一九	四七、三三二、八四七	四六、五三八、三八一	五六、七五一、九四〇

(單位新西蘭磅)

新西蘭は本來牧畜を主業とし氣候、風土、地勢等も凡て牧畜業に適してゐる。代表的物産は後述する如く、バター、チーズ、羊毛、冷凍肉、皮革、毛皮、其の他各種農産物であり、是等は又最重要輸出品を形成する。重要農産物としては果實殊に林檎、豌豆、牧草、クローバ種子を挙げ得るし、殊に果實の輸出は近年益々増加を示す。

又蜂蜜も豊富に産し、英國市場に於いては最優秀品として定評がある。其の他石炭、金、材木、魚類の輸出も盛んで、殊に材木の輸出は過去凡そ百年間繼續されて居り、又金の輸出も夙に行はれて来た。

新西蘭の對日輸出品としては羊毛、乾酪素、皮革、毛皮、脂、バター及最近二箇年間に於ては新に各種金屬屑を挙げ得る。金屬屑の輸出は一九三三年には三萬七千三十八磅であつたが、一九三四年には一萬八千四百十八磅に減少した。

本領の輸入品は實に多種多様で、重なるものは反物、織物、金屬、機械、砂糖、茶、酒精飲料水、煙草、紙、文房具、自動車、自動車部分品、ガソリン、機械油、化學藥品、一般藥品、電氣器具、新聞用紙、堅木、材木である。

過去三箇年間の生産國別輸入額は左の如し。(但し正金送輸を含む)

生産國別	新西蘭輸入額 (單位新西蘭磅)		
	一九三三年	一九三四年	一九三五年
英 本 國	一三、四九八、七四三	一六、一五三、七六一	一八、五九六、〇〇〇
濠 洲	二、八七〇、九二二	三、五三三、〇〇六	四、一九五、四四七
フ イ ー ジ ー	二、八六六、六六六	一、四一七、七九四	九三六、五五六
印 度 ・ セ イ ロ ン	一、一〇七、七六六	一、二二一、二九一	一、一五九、六九三
カ ナ ダ	一、二九六、三三三	二、〇八六、一三三	二、四三九、二五三
			三、三二七、二三三

米 國	佛 國	獨 逸	日 本	其の他の外國	輸 入 合 計
二、七六二、五五三	一、八四一、八三三	三、〇〇、九九五	六、六八、八六三	二、〇〇一、二二四	二、五五八、三六六
三、四四七、四四六	一、八五七、七四一	三、七七一、九二二	八、八八、四八二	三、二八二、三三三	三、三三九、五三二
四、三六二、五二九	一、〇〇、三三三	四、六九、八五三	一、〇七六、七七一	三、七二八、〇二二	三、三三二、二六七
五、一〇二、六六一	一、八八、一五二	六、七二、一九七	一、三二〇、二二八	四、六三三、五九二	四、三三六、八六六

右表によるに、一九三四年中の輸入は英帝國各地よりの分七五・七%、其の他の諸外國よりの分二四・三%となり、尙同年中英本國よりの輸入は五一・四六%、濠洲よりは二二・〇一%、米國よりは二一・一三%、蘭領印度よりは四一・〇%、日本よりは二・四八%である。

右表の示す如く、新西蘭の日貨輸入額は過去三箇年間に著しく増加し、一九三三年には六十六萬八千八百六十三磅、一九三四年には八十二萬八千四百八十二磅であつたものが、一九三五年には百七萬八千七百七十四磅に躍進した。尙一九三四年迄の對日貿易は新西蘭側の輸入超過であつたが、一九三四年及一九三六年には輸出超過に逆轉した。右は同年日本が主として新西蘭の羊毛を多量買付けたに依るものである。

新西蘭の日本から買取る物品は主として衣類、靴、織物、綿及び絹反物、材木、陶磁器、ガラス、ガラス器具、小間物、玩具、硫黄等である。

新西蘭の外國貿易の方針は當然關稅政策と密接なる關係に立つ、關稅政策としては、主として關稅收入の増

加、國內産業の保護、英帝國各地の生産品に對する特惠待遇、並に近年に及んでは一定の外國よりの輸入品に對する最惠國待遇を眼目とする。尙近年の國際經濟事情は新西蘭をして輸出の獎勵と共に關稅障壁の打破に依る國際貿易伸張の必要を痛感せしめつゝある點は特筆に價する。

六、關稅制度

一九三二年のオタワ協定に依り、新西蘭は他の自治領と共に關稅調査を行ひ、場合に依り稅率の修正を約し、又成功の確實なる自國の産業に付てのみ英本國製品に對する保護を與へ、且右保護は英本國生産者をして經濟的なる生産費の基礎に於て競争し得る程度ならしむることを約した。

オタワ會議後、なるべく速かに英本國の生産品若は加奈陀、南阿聯邦、愛蘭自由國、ニューファンドランド及印度を除く他の英領の生産品たる有稅品に對し附加稅を免除し、菓子、衣服、メリヤス、絹及人絹布の稅率を減じ、英領諸國に對する特惠としては外國品たるココ種子、生コーヒー、葉卷煙草、ラム酒、アスファルト、瀝青、或種の精製せざる香料及紙に對しては課稅若は現行稅率の引上げを行つた。

一九三三年關稅稅率調査の爲政府は關稅委員會を設置し、オタワ協定を實現し且之と併せて本自治領の財政、經濟及産業狀態を考慮し、關稅率の變更を政府に答申せしむることとした。次いで同委員會の報告に基づき、一九三四年七月十日、八月二十一日及九月十三日の決議を以て、關稅法修正法を批准した。

嘗ては無稅品たると有稅品たるとを問はず、殆ど一切の輸入品に對しては1%乃至2%の從價稅に依るプライ

メージ稅を課して居たが、一九三〇年之を廢し、新たに附加稅を課した。然し右附加稅は濠洲産の有稅品に對しては課せられず、1%乃至2%のプライメージ稅を支拂はしめたのである。

一九三二年十月十四日以後加奈陀、南阿聯邦、愛蘭自由國、ニューファンドランド及印度を除き、英本國産或は他の英領よりの貨物に對して附加稅を課せざることとし、又附加稅に代つて濠洲よりの貨物に課せしプライメージ稅は同日以後撤廢した。

又各國よりの無稅品に對し、一九三一年七月三十一日以後3%のプライメージ稅を課したが或特定の品目に付ては之を免除した。

新西蘭に於ては或種の貨物に對し輸出稅を課してゐる。

一八五八年の金稅法は金に對し輸出稅を課した。一八九〇年の金稅廢止及鑛業用財産課稅法に依り、南島産の金に對する輸出稅を廢し、鑛業用財産課稅制度を以てした。一九〇八年の統一金稅法は北島に産し若は之より輸出せらるる金に對し純分二十カラットのもの一オンスに付二志の輸出稅を繼續せしめた。更に一九三六年の鑛業法に依り一オンスに付六片を増徴し、右増徴は南島産の金へも適用された。一九三三年二月の關稅法修正法は純分二十カラット以上の金一オンスに付十二志六片を増徴し、且一切の金に及んだ。

尙一九〇一年及一九〇三年の法律に依り木材に輸出稅を課し、今日尙施行されてゐる。稅率は、板に對しては一〇〇立方呎に付三志、丸太に對しては一〇〇立方呎に付五志である。製材に付ては免稅せられる。

本來の帝國特惠を新西蘭に於て採用したのは一九〇三年の特惠及互惠通商法に依る。始めは僅か少數の品目に

付外國品に附加税を課するに止まつたが、一九〇七年の關稅法は此特惠附加を多數の品目に擴張した。一九二一年、一九二七年、一九三〇年及一九三四年の關稅率改正の結果として、英國品と外國品との間の關稅率の開きを擴大した。オタワ協定の下に、新西蘭は特惠のマーチンが二十%を超過せざる場合は英本國に對する現行特惠のマーチンを保持し、マーチンが右數字を超過する場合は、英本國政府の同意無くしては二十%以下に減縮せしめざることに協定した。一九三四年の關稅率に於ては、英國特惠稅率に基づく稅率の減縮を行つた。但し一般(外國)稅率は二、三の場合を除き其の儘据置とした。

尙新西蘭は南阿聯邦、濠洲、加奈陀、白耳義、獨逸と互惠通商條約を締結した。

即ち新西蘭は一九〇七年に始めて南阿聯邦と互惠條約を締結した。右は一九二二年に修正され、葡萄酒類に對する關稅を高め、煙草は關稅率表より削除された。更に一九二五年に修正が行はれ、玉蜀黍、乾林檎は關稅率表より削除され、一九三四年には一般稅率は二片(從價一磅に付)に引下げられた。

互惠條約の恩恵を蒙れる主要商品は葡萄酒であり次いで毛皮、魚類、果實、茶である。

其の他の總ての有稅品に於ては、火酒と煙草を除き三%の關稅引下が行はれる。

濠洲とは一九二二年に通商協定を締結し、右に依り關稅を課せる或る種の商品を除き、協定各國は相手國の商品に對し英國特惠關稅を課するものである。

而して濠洲との間には更に一九三三年新協定が締結され、濠洲に輸入さるる新西蘭生産品に對し、英國特惠關稅に於けるより更に低率の關稅が有らゆる商品に對し設けられてゐる。

加奈陀とは一九二五年に或る項目に對し貿易協定が結ばれたけれども一九三〇年に停止せられ、更に一九三三年に一年間の期限付で協定が出来、時に應じ此の協定は擴大された。
又白耳義とは一九三三年に通商協定が結ばれ、一九三六年に内容を更に擴張し、互に最惠國としての取扱をなす事等が規定されてゐる。

同じく獨逸とも一九三七年に互に最惠國としての取扱を認むる協定が締結された。

最近五箇年間の無稅輸入及有稅輸入額並に關稅收入額

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
無稅輸入	11,648,881	13,448,196	15,019,077	17,358,652	10,627,654
有稅輸入	14,101,114	13,571,628	16,310,355	18,958,621	23,638,311
合計	25,749,995	27,019,824	31,329,432	36,317,273	34,265,965
百分無稅	49.1	48.7	47.3	47.0	47.2
百分有稅	50.9	51.3	52.7	53.0	52.8
關稅收入	5,033,913	5,929,011	5,974,147	6,539,111	7,979,777

七、産業

新西蘭は特に原始産業に適する國柄である。土壤は變化に富み、且肥沃であり、比較的瘦せた土地すら氣候温

暖なる爲極めて有利に利用し得るのみならず、良き牧草は適當の地域に繁茂し、牧場の良質なる點に於て由來世界的に名聲がある。又田園には幾多の小川が流れ、水力電気も安價に供給するを得、現に農場に於ても電氣が各種の用途に利用されてゐる。

牧畜を主とする新西蘭は毎年牧草の栽培に多くの土地を割いてゐるが、勿論同國の將來は牧畜、主として酪農用の牛及羊の飼養と不可分の關係に立たう。新西蘭への移住者が來て以來一百年も経たぬ内に一千八百萬エーカーの土地が牧草栽培に利用され、穀類、主として燕麥及小麥は南島の東南部地方に産し、大麥も栽培されてゐるが之は甚だ微々たるものである。

農牧業に適する面積は新西蘭の三分の二に上り、約一二、六〇〇、〇〇〇エーカーは尙森林に蓋はれる。作付總面積（牧草の一八、五二九、七五八エーカー、作物の一八、八四三エーカーを含む）は一九三七年の調査に依れば、一九、五八八、〇〇六エーカーとなつて居り、一九三六年三月三十一日現在に於て、各種の條件の下に小作せられて居る王室御料地の面積は一七、六六五、四一六エーカーであつて、尙將來利用し得る土地として、一、七二八、八四四エーカーが残されてゐる。

(1) 農業

(イ) 小麦

新西蘭の栽培する最も重要な穀物は小麦であるが、小麦及小麦粉は猶本自治領の需要を満すに至らず、一九

三二年乃至三五年の五箇年間に互る小麦の純輸入量は年平均二五〇、〇〇〇ブッシュェルに上つた。一九三六年實施の樞密院令に依り、小麦増産の一助として商工大臣の認可せる期間を除いては、小麦若は小麦粉の輸入を禁止した。混入用としての堅實小麦の輸入を減少せしむる目的を以て商工大臣及小麦研究所委員は一九三七年の收穫に係るジュンバック―堅實小麦に對し獎勵金を支給し其の生産を獎勵しつつある。一九三四年小麦研究所に於て新種の小麦「雜種七號」を考案發表した。同種はパン用として甚だ好適であり、産出額も多く且つ風に對する抵抗力も強く、多大の成功を豫想されてゐる。

小麦生産地の中心はカンタベリーであり、一九三五年乃至三六年度に於ては本自治領小麦收穫高の八五%を産した。其の他の地方としてはオタゴであつて、前記年度に於ける生産額は本自治領全産出高の九%を示した。一九三二年乃至三七年に互る小麦の收穫高左の如し。

年 度	作付段別(エーカー)	産出高(千ブッシュェル)
一九三二	二六八、七五六	六、五八三
一九三三	三〇二、五三一	一一、〇五四
一九三四	二八六、二一一	九、〇三六
一九三五	二二五、三八九	五、九三三
一九三六	二四八、六三六	八、八五九
一九三七	二二一、七九〇	七、一六八

尙一九三一年乃至三六年に互る小麥粉の生産高は左の如く、生産額は國內需要を充すに足らず、常に相當額の輸入を行はねばならぬ状態である。

年 度	生 産 額	輸 入 超 過 額
一九三一	一二九、六〇二噸	一一、六八九噸
一九三二	一三〇、七二一	一一、八三五
一九三三	一三三、六二四	一〇、九八九
一九三四	一三一、四一四	一〇、七九一
一九三五	一三四、〇六七	一二、二二九
一九三六	一三二、九八七	七、五七一

* 右輸入超過額は再輸出を控除したる數字である。

(ロ) 燕 麥

燕麥の作付反別は小麥の夫を凌駕してゐる。一九三五年乃至三六年に於て燕麥の作付總面積の中八七%はカンタベリー、オタゴ及サウス・ランドに耕作せられ、五%は南島の爾餘の地、八%は北島の耕作に係る。燕麥收穫の大部分は概して家畜用の飼料であるが、其の割合は收穫の状況及市場の状況に依つても左右される。一九三二乃至三六年間、穀物とせられたる燕麥の全生産高に對する割合は左の如くである。

年 度	食用燕麥の全生産高に對する割合
一九三二	一八・八六%
一九三三	二七・三七
一九三四	二一・四八
一九三五	一五・六一
一九三六	二一・三三

尙一九三二乃至三七年間に於ける燕麥生産高は左の如くである。

年 度	食用分生産額(ブッシュェル)	飼料生産額(噸)
一九三二	二、八一八、一五三	三〇九、三〇一
一九三三	五、一三二、一八三	四五三、五〇三
一九三四	三、二四二、五〇〇	三五七、八六二
一九三五	一、八九〇、一四五	三一五、五八九
一九三六	三、三〇二、六四二	三九〇、一六八
一九三七	三、五二五、四三〇	三二六、六七二

(ハ) 其の他の農産物

爾餘の農産物として主要なる大麥の一九三二乃至三七年間に於ける生産状況左の如し。

年 度	作付段別(エーカー)	生産額(千アッシュェル)
一九三二	一八、二四五	五三七
一九三三	一六、三三六	五六一
一九三四	二一、〇二四	七三一
一九三五	一八、四四一	四八五
一九三六	二〇、六五九	七四五
一九三七	二〇、五四四	七四七

2) 牧畜業

一九三二年乃至三七年の間に於ける同自治領内の家畜飼育数は左の如し。

家畜數	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
馬	二六〇、九九四	二七六、八九七	二七五、九〇六	二七、九六六	二七、二七二	二七、七九七
牛	四〇七、八八三	四一三、〇三三	四〇一、一三六	四二五、九六二	四二五、〇三六	四二六、九〇一
羊	二六、六九、七六八	二七、七五、九六六	二八、六九、〇三六	二九、〇六、七五五	二九、三三、〇四一	二九、四〇、二一〇
豚	五三、四六六	五九、五八三	六〇、三三三	七二、七三三	八〇、八三三	八〇、八三三

以下聊か重要家畜に付て述べてみる。

(イ) 羊

新西蘭は極めて羊の飼養に適し、南島の丘陵地方及低地地方は夙にメリノを飼育し、原生の羊は影を没した。近年に至りメリノとの混種用として大いにリンコーンを使用し、更に工夫を凝らして今日世界的に有名なコリーデール種を造り出し、北島に於てはロムニー、マーシユ種が情況に適する關係上最も一般的である(此の種は南島に於ても増加しつつある)。此の他數量的に重要性を有するはポーター・レスタター、イングリッシュ・レスタター並にリンコーンの順序である。四月三十日現在に於ける羊頭數の最大限に達したのは一九三〇年で、三〇、八四一、二八七頭を算した。其の後一九三三年に至る迄年々約一、〇〇〇、〇〇〇頭を減じたが、爾後は漸次増加の傾向に在る。

新西蘭は羊飼育頭數の點では世界第七位、羊毛生産量に於ては第四位を占め、羊毛の輸出國としては第三位に位する。

羊毛生産國として同國が如何に重要な地位を占むるかを左に示す。

△最近に於ける世界の羊頭數

濠洲	一一三、〇四八、〇〇〇頭
米國	五二、二一〇、〇〇〇
蘇聯邦	五一、九二五、〇〇〇
印度	四三、五六五、〇〇〇
アルゼンチン	三九、三三〇、〇〇〇

新西蘭は前記の如く、世界第三位の羊毛輸出國であつて、年々約六百萬封度乃至七百萬封度を除き羊毛産出高の全部を輸出する。右は同國に未だ之を消費し得る程度の工業の發達が無い爲と思はれる。

右羊毛の輸出先を見るに、一九三五年七月一日乃至一九三六年六月三十日の期間に於ける狀況左の如し。

輸出先	數量(單位百萬封度)
英 本 國	一九五、〇
佛 蘭 西	三六、七
日 本	三一、九
白 耳 義	一一、六
其の他の諸國	二七、四
合 計	三〇三、六

新西蘭よりの羊毛輸出先としての日本は世界第三位を占め、今後と雖日濠通商關係の如何では濠洲に代るべき重要な羊毛供給國であり、此の點は我が國として新西蘭との將來の通商關係上特に考慮すべき點が多い。

尙羊は羊毛以外羊肉として新西蘭の經濟に貢獻しつつあるが一九三六年に於ける屠殺數は羊三、二六〇、八九〇頭、仔羊八、七五五、〇〇五頭である。羊肉及仔羊肉の國內消費量は近年著しく増加したとは云へ、其の大部分は輸出せられ、英本國は殆んど唯一の市場をなして居り、而も他國よりの輸入を壓倒し、殆ど同市場に於ける獨占的地歩を占めてゐる。即ち一九三五年に於ける新西蘭より英本國への羊肉輸出額は一、〇四一、〇〇〇ハンド

國 別	年 度	羊毛産額(單位百萬封度)
南 阿		三五、〇一一、〇〇〇
○新 西 蘭		三〇、一一四、〇〇〇
英 本 國		二四、九四四、〇〇〇
ス ペ イ ン		一五、四〇六、〇〇〇
ウ ル グ ア イ		一五、四〇六、〇〇〇
支 那		一四、九二六、〇〇〇

國 別	年 度	羊毛産額(單位百萬封度)
濠 洲	一九三五—三六	九六三
アルゼンチン	同	三六〇
○新 西 蘭	同	三一七
南 阿 弗 利 加	同	二五〇
ウ ル グ ワ イ	同	一〇五
米 國	同	四五一
蘇 聯 邦	同	一六七
英 本 國	同	一一〇

レッドウェイト、即ち英本國の全輸入量の六〇・七%を占め、仔羊肉は二、五九二、〇〇〇ハンドレッドウェイトで五・二%を占めてゐる。

(口) 牛

肉用及酪農用に新西蘭では多數の牛を飼育する。一九三七年に於ける頭数は四、三八九、一〇一頭であるが、最近乳酪業の發達著しきと世界市場より距離遠き爲牛肉は他國との競争困難なる事情とに依り、酪農用牛の飼育が特に盛である。

乳酪業及牛肉製造業は北島の獨占する所て、同島は新西蘭に於ける牛の八五%を産出し、其の内酪農用牛は八五%を占める。乳酪業中心地は北オークランド及オークランド地方で、同國に於ける同業用牛の半數以上を産し、之に次ぐものをタラナキ及ウェリントンとする。右諸地は同國酪農用牛の四分の一以上を産する。酪農用以外の牛に於てはウェリントン地方が首位を占め、四分の一餘を産し、之に次ぐものはギスポーン、ホークス・ベイ、オークランド及北部オークランドである。

新西蘭の冷凍肉は英本國に近接せる諸國よりの冷凍肉及生肉との競争困難なる結果、近年此處よりの同肉の輸出額は減少してゐる。然し一九三三年、數回に互り試験的に英本國に冷凍肉の輸送を行つた爲、發展の見込も今日では開けて來たし、急速に優良品としての地位を占めつつある。
最近五箇年に互る同國の牛の屠殺量及牛肉の輸出額を左に示す。

年 度	屠 殺 頭 數	屠 殺 概 量 (ハンドレッドウェイト)	輸 出 量 (ハンドレッドウェイト)
一九三三	四〇四、九八一	二、一六九、五四一	六〇〇、二五八
一九三四	四八八、四〇四	二、六一六、四五〇	八五三、四八八
一九三五	五〇二、五六三	二、六九二、三〇二	九〇一、二八二
一九三六	五七六、七五八	二、〇八九、七七五	八九〇、七〇二
一九三七	五一六、〇六九	二、七六四、六五五	七一一、九八七

牧牛に於て肉よりも更に重要なものはバター及チーズで、輸出品中重要な地位を占め、同領では乳酪業に對し殊に著しき關心をもつ。

即ち一九〇八年乳酪業法を制定し、乳酪品の生産、配給、加工並に製造等の統制を計り、製品の衛生化及改善に努め、内地用として又輸出品としての聲價を高めるに努めてゐる。

一九三四年乃至三五年に於ける同國のバター生産額は三億九千九百萬封度に上り(世界第六位)チーズ生産額は二億一千四百萬封度(世界第五位)となつてゐる。

即ち最近五箇年に於けるバター及チーズの輸出高は左の如し。(單位ハンドレッドウェイト)

年 度	バター總輸出高	英本國へのバター輸出高	チーズ總輸出高	英本國へのチーズ輸出高
一九三二	二、一八五、五四五	二、一五六、一二七	一、七九〇、四三一	一、七八八、九八九
一九三三	二、六三五、二四七	二、五九七、〇〇八	一、九八二、九四二	一、九八〇、八七二
一九三四	二、六一四、五一九	二、五六八、〇五六	一、九八四、四九六	一、九八三、〇五六
一九三五	二、七八九、二九八	二、六九六、八三二	一、七二七、五五二	一、七二三、一九七
一九三六	二、七九六、一四五	二、七二一、三四二	一、六五八、二〇六	一、六五四、八二七

右表にも明白なる如く、新西蘭のバター及チーズの輸出先は殆ど英本國に限られると云ふも差支なく、而も英本國の右品輸入總額中新西蘭の占める割合は、一九三三年度に於ては二七・五%、チーズに於ては實に六五%に及ぶ。

(ハ) 豚

養豚事業には近年頗る關心が拂はれて來た結果、豚の飼育頭数は著しく増加した。

即ち左表に示すが如く逐年頭数は激増し、従つて屠殺量並に冷凍肉、ハム、ベーコンの輸出額も著増し、例へば唯一の輸出先なる英本國への輸出額の如きも、一九三三年度に比すれば一九三三年度に於て四倍に躍進した状態である。

最近五箇年間に於ける豚の飼育数、屠殺量並に冷凍肉、ハム、ベーコンの輸出額左の如し。(單位ハンドレッドウエイト)

年 度	飼 育 頭 数	屠 殺 概 量	ハム、ベーコン、 冷凍肉の輸出量
一九三三	五九一、五八二	四五三、〇〇〇	一八六、六四六
一九三四	六六〇、三九三	五八八、五〇〇	三七八、七六〇
一九三五	七六二、七五五	七三一、〇〇〇	四五一、八二五
一九三六	八〇八、四六三	八一八、五〇〇	五六九、〇〇八
一九三七	八〇二、四一九	八五一、五〇〇	五七〇、六八六

(ニ) 蜂 蜜

乳酪業を目的とする地方は蜜蜂の飼育にも適し、優良種の蜂蜜を市場に提供してゐる。勿論他の主要なる産業に比すれば其の輸出額は僅少なると、大いに發展の可能性があり、農業省は輸出向蜂蜜に對し充分の關心を拂ひ、右事業の指導に當つてゐる。

最近五年間の蜂蜜輸出額左の如し。

年 度	輸 出 量(封度)	輸 出 額(磅)
一九三二	二二六、二四三	七、〇五四
一九三三	七五七、一〇六	二一、八二三
一九三四	六六九、六八三	一九、七三一
一九三五	一、一五五、二四七	三三、七八八
一九三六	七三九、九五六	二〇、八四四

3) 鑛 業

新西蘭と等大の國に於て言へば、新西蘭ほど商業的價値を有する鑛物資源の發見される國は他に見られぬけれど、諸多の國に比すれば、鐵鑛石以外の鑛物資源は豊富でない。

採金事業は初期に於ても新西蘭の進歩及移住に大いに貢獻したが、最近再び金の騰貴に依り活況を呈するに至つた。

探銀業は銀が主として金と共に産出せられる爲に、探金業と並行的に行はれてゐる。石炭は新西蘭の各所に産し、其の埋蔵推定量は一、六三一、〇〇〇、〇〇〇噸と見られる。同領に於ては鐵礦石を最も多量に産する地方はネルソン地方、ゴールズン・ベイのバラバラ及オナカカ附近で、六四、〇〇〇、〇〇〇噸の埋蔵量ありと推測される。

新西蘭産主要礦物の最近二箇年間の産出額を示せば左の如し。

礦物	一九三五年		一九三六年	
	數量	價額	數量	價額
金及銀	六〇三、二四四オンス	一、三〇〇、〇四六磅	五九七、五四八オンス	一、二七二、五八〇磅
白金	一四	七九	三〇	一八七
鉄	四、九〇二噸	二、三七五磅	噸	噸
石炭	二、一一五、一八四	二、一一五、一八四	二、一四〇、二一七	二、一四〇、二一七
タングステン	三九	四、七一九	二八	三、四四八

(4) 水産業

新西蘭は海岸線長く、天然の良港に富み、且礁壁ある灣多き爲早くより魚族の豊富を以て鳴り、北方沿岸は南赤道海流の影響を受け亞熱帯産の魚族に富み、南方沿岸は南氷洋の流水に洗はれ、毛皮用海獸の天然の棲息地を爲し、且寒帯産の各種の魚族を産出する。

又淡水魚は北半球より移入せるもの多く、鮭、鱒の類を主とし、茶色及び虹色トラウト、クイナット・サーモン及大西洋サーモン等を挙げ得る。

貝類としてはオークランド州の海邊に普通の熱帯牡蠣を産し、又英國産の如き大なるものがフォウター海峡附近にあり、孰れも食用として珍重される。尙トロヘアと稱する大なる雙殻貝を海岸砂地に産するが、その肉は罐詰とし或はスープ用に供せられる。

附 捕鯨業

最近各國の遠洋捕鯨業が發達した爲、新西蘭に於ける捕鯨業は嘗ての初期植民時代の盛大さを全く失つた。

即ち一九二三年以來は、僅かに北島の北端ベイ・オヴ・アイランズ附近に一箇所、マルボロー・サウンドのトリー海峡に一箇所の捕鯨根據地あるに過ぎず、而も前記根據地に於てすら、一九三一年以來は商業取引の活動を見ぬ有様である。一九三六年度の捕獲數量はマルボロー・サウンドに於ける座頭鯨六九頭で、之より二八〇噸の鯨油を得たに過ぎない。

(5) 林業

一九三六年三月三十一日に於て國有林の面積は四、〇四三、六九三エーカー、假國有林は三、八六六、四七九エーカーであつた。即ち右總面積は新西蘭の面積の一・九一%を占める。尙一九二三年より一九三二年の間に於ける新西蘭原始林の面積は一一、六〇〇、〇〇〇エーカーと推定せられ、其の後年々減少の趨勢にある故、前記數字

を之と對照して考察する時は、新西蘭の森林の大部分は國有若は之に準ずるものと認められる。而して其の監理及植林行政は國有林事務局の所管に屬する。

主要なる樹木の種類を擧ぐればカウリ、リム、タワ、ラタ、ブナ等である。

カウリの林は北島の北部に限られ、又良材なる爲濫伐せられ、現在では原始林の状態にて處々に殘存するに過ぎぬ状態となつた。

カウリ材及其の樹脂は現在でも此の國の重要物産の一となつてゐる。

新西蘭に産する松柏科の代表的なるものはリムで、建築材として多量に出る。尙トタラ、ミロ、マタイ、カヒカティア等があり、いづれも良材たるを失はぬ。

尙ほ製林中今日重要なものはリム及カヒカティアである。松柏科の木材は第三位を占めるが、最近五年間に於て此の種木材の生産高は二倍餘増加した。

新西蘭よりの輸出材中主なるものは、一九三五年度に於てカヒカティア二二、七〇八、七三二立方呎、リム九、〇〇五、五七二立方呎、ブナ二、七六六、〇二三立方呎、松柏類一、六〇六、八四六立方呎、カウリ六二六、五二二立方呎である。同年度に於ける輸入材中の主なるものは製材としてオレゴン松三、四七二、一八七立方呎、濠洲産ハーウッド八、〇八七、三一八立方呎、レッドウッド一、二五四、九一八立方呎、樺一、五五〇、三九八立方呎、其の他丸太箱として多くの木材を輸入する。

6) 製造工業

植民の初期に於て農業資源の開発は經濟的企業的主要目的を爲し、十九世紀の六十年代より八十年代の間に於ては砂金採集が移民を吸引する主要動機であつた。然るに同領は文明國より遠く隔絶せる結果、急激なる人口増加に基く需要の膨脹に對應する爲に製造工業の發達を必要とするに至つた。

製材業並に麻製造業等は植民の初期より既に重要性を有し、急速に發展して輸出産業の域に達してゐた。

牧羊の發達と共に獸皮業並に羊毛洗滌業が主要なる製造業となり、冷凍肉生産は一八八五年の五四三、八七八磅より一九〇五年の四、九二八、五四五磅に増加し、乳酪製造工場も廣く設置せられ總生産額は一八八五年の四三、〇九四磅より、一九〇五年の二、五八一、六三九磅に發展した。今日に於ても農牧産物加工業は本自治領の製造工業高の大部分を占めてゐる。

同領の製造工業の發達は主として農牧業の地位の優勢なるに壓され之に左右されてゐる。畜産品は海外市場に於ける競争に成功してゐるが、純然たる製造工業にあつては人口稠密なる諸國の大規模企業に依る製品との競争は困難で、従つて輸入品との競争に於ても僅かに國內の市場の一部に依存するの狀態である。

最近五箇年間に於ける製造工業の趨勢を示せば左の如し。

年 度	工場數	雇 傭 人 員	生 産 額 (磅)
一九三一—三二	四、九六九	六八、六九七	六六、五八八、七四四
一九三二—三三	四、九九三	六八、九二一	六六、一〇九、四五五
一九三三—三四	五、〇二八	七二、六五一	七一、七七〇、八七二
一九三四—三五	五、二七〇	七九、三五八	七九、三二四、四七三
一九三五—三六	五、五三六	八六、五八八	九〇、〇一四、七四八

八、交通

一九三六年三月三十一日現在の調査に依れば新西蘭の既設道路延長は五二、〇五八哩に達し、内三九、九四八哩は混凝土、瀝青、タール乃至金屬舗装である。

道路、橋梁取締は土木大臣の管轄下にある。大都市、獨立市以外の地方行政は主として地方官の手に委ねられ、其の土木事業は中央政府が財政的に援助する。併し維持は殆ど各地方にて引受け、諸税金を以て維持費の財源としてゐる。自動車交通の激増と共に、特殊舗装の自動車路が必要となり、政府はこの爲道路局を設け、其の監督下の主要道路は延長一二、一一四哩に達し、維持費には自動車燃料税を充當してゐる。

自動車會社間、或は自動車會社と鐵道間の不經濟なる競争を除く爲交通許可制度を布き、新線には認可を必要とする。

新西蘭鐵道の歴史は一八六〇年に始まる。この年クライストチャーチ・リッツルトン線の起工式が行はれ、三年後の一八六三年に開通した。爾後一八七六年に至り、全土の鐵道は各州廳の手を離れ、中央政府土木省の管理に移つた。従來國鐵は五名の委員より成る局に於て統轄されてゐたが、一九三六年以來鐵道總裁單獨の指揮下に歸した。延長三、三二〇哩、軌道幅員は三呎六吋である。

急行列車は北島ではオークランド・ウェリントン間、南島ではクライストチャーチ・インヴァカール間を運轉し、此等本線より無數の支線が分岐し、夜行には寢臺車がつき、食堂車の設備もある。南北兩島間の連絡には善

美を極めた快速船が就航し、貨客運賃共に低廉で南北島一體を成すの感を受ける。

鐵道収入の大部分は貨物、家畜運賃で、過去五年に互る鐵道収入は毎年平均六、二〇〇、〇〇〇磅を示した。

鐵道電化も著々として進み、第一期、第二期工事完成、更に第三期も殆ど竣工を見んとしてゐる。

濠洲、南北米、歐洲航路にはタービン若はモーター装置の豪華船が多數往復し、極東方面へは以前は濠洲を仲繼として聯絡をとつてゐたが、近年に至り大阪商船は大體月一回の割合にて定期船を就航せしめ、又山下汽船に於ても同様月一回の割合で不定期船を往復せしめてゐる。嘗ては生肉を積出す方法が不備であつた爲他の産地よりの生肉との競争に困難を感じたが、最新式貨物船が建造されるに及び、牛肉、羊肉、羔肉等完全なる冷凍のままで世界各地に輸出せられ、其の輸出額を頗る増大せしむるに至つた。

備 考

(一) 面積及屬領

新西蘭自治領は南太平洋に存する二大島嶼及數箇の小群島より成る。

(二) 自治領本土を構成する島嶼

北島及隣接島嶼

四四、二八一 平方哩

南島及隣接島嶼

五八、〇九二

スチュワート島及隣接島嶼

六七〇

チャタム諸島

三七二

計

一〇三、四一五

(三) 一八四七年新西蘭領に編入せられたる外洋諸島

スリー・キングス諸島

平方哩

オークランド諸島

二二四

キャンベル島

四四

アンチポーズ諸島

二四

パウンティー諸島

〇・五

スネアーズ諸島

一

ソランダー島

〇・五

計

三〇七

(三) 新西蘭に併合せられたる島嶼

(イ) カーマデック諸島(全面積一三平方哩、一八八七年併合せらる)

(ロ) クック及其他の他の太平洋諸島(一九〇一年併合せらる)

△クック諸島(面積一五〇平方哩)

ラロトンガ島

アイチユタキ島

マンガイア島

マウケ(パリー)島

アチウ島

タクテア島

ミチアロ島

マヌーエー及テ・オー・オー・チユ島(ハーヴェイ諸島)

△クック諸島以外の諸島嶼面積(一三〇平方哩)

ナイウエ(又はサヴェジ島)

ラカハンカ島(レアソン島)

パーマストーン島(アブラウ島)

- ブカブカ島(デインジャー島)
- ペンリン島(トンガレヴァー島)
- スワロー島(アンカレジ島)
- マニヒキ島(ハンフリー島)
- ナッソー島

計

二九三平方哩

前記諸領土の全面積は一〇四、〇一五平方哩で略々我が本州及九州の合計に匹敵する。

(四) 委任統治地西部サモア及ナウル島

國際聯盟の委任條項に依り、現在新西蘭は舊獨逸領西部サモアを統治し、更に英本國政府及濠洲政府と共にナウル島に對し聯盟の委任統治權を保持する。

(五) 南氷洋ロス屬領

一九二三年七月三十日附英本國勅令に依りロス海(南氷洋に在る)の海岸地方及之に隣接する諸島嶼及領土は一八八七年の英國植民地令に所謂「英國植民地」として宣言せられロス屬領と命名せられた。

新西蘭總督はロス屬領知事として、無人島ではあるが、同領の行政權を賦與されてゐる。

註(但し右ロス屬領を含む南極地方の領土權に付ては國際法上論争がある)

(六) ユニオン群島

一九二五年十一月四日以後ユニオン又の名をトケラウ群島(ファークオフ、ヌクノノ、アタフ島及此等に附從する小島嶼、岩石、及淺瀬より成り、全面積僅に四平方哩)は、ギルバート及エリス群島植民地より除外せられ、新西蘭總督の統治下に置かれたが、其の後右權限は西部サモア長官に委任された。

(二) 人口

一九三六年三月二十四日施行の新西蘭第一九回一般國勢調査に依れば、新西蘭本土の全人口は一、五八七、二二一、屬領諸島を合すれば一、六六〇、六八四人となる。

	男子	女子	總計
新西蘭本土の人口(マオリ族を除く)	七六二、一一一	七四〇、六二六	一、五〇二、七三七
新西蘭本土のマオリ族	四三、九〇〇	四〇、五七四	八四、四七四
新西蘭本土の人口(マオリ族を含む)	八〇六、〇一一	七八一、二〇〇	一、五八七、二一一
カーマテック群島の人口	七	—	七
クック群島及ナイウエ島の人口	八、三六七	七、九八三	一六、三五〇
トケラウ群島の人口	五六八	六〇二	一、一七〇
(一九三五年八月)西部サモア委任統治領の人口			五五、九四八
(一九三六年三月)			一、六八〇、六八四

計

近年に於ける平均死亡率は千人に付九人以下である。一九三〇年乃至一九三四年の五年間に於ける平均出生率

は、生存者千人に對し一七・五人の割合であり、同期間に於ける平均死亡率は八・三人の割合であつた。一九三四年に於ける出生率は千人に付一六・五人、同年に於ける死亡率は八・五人を示した。新西蘭に於ける幼児の死亡率は世界最低にして右は氣候、民族の生存力、大企業の比較的存在せざる點、竝に一部分は立法上及教育上の施設に依るものである。最近五ヶ年間の平均幼児死亡率は出生千人に對し三二・三であり、一九三四年の率は三二・一であつた。

(三) 氣候

氣候は溫暖で著しく健康的であり、氣温は英本國に於けるよりも更に平均がとれてゐる。夏はイングランドと同じく涼しいと共に、冬は伊太利に於ける如く暖い。オークランドに於ける年平均氣温(五八度)は略ぼ羅馬に於けると等しく、ウェリントン(五五度)に於ては大體ミランに、而してダネーデン(五一度)に於ては大體倫敦に等しい。一九三四年ウェリントンに於ける最大の氣温の開きは夏季酷暑の日の八三度六分より、冬季嚴寒の日の三一度九分に至る五一度七分であつた。一九三四年に於ける降雨量の差は、中部オタゴの十六吋及カンタベリー東海岸の二十一吋より、南島西海岸のフィオールド式海岸地方に於ける二六六吋並にホーク灣東海岸の二三吋よりタラナキ海岸の七九吋及北島中央山脈地方の一三三吋に至るものであつた。

(四) 地勢

新西蘭は概して山嶽重疊し、北島は寧ろ丘陵地の性質を有するも、南島には峻險なる南アルプスが海岸線に沿つて走り、一萬呎以上の高山十餘峰を數へる。此の山脈が南島端に於て海に臨む處は氷河の侵蝕に因る絶壁を成

し、其の美しき峽灣風景は彼の諸威にも劣らない。由來新西蘭は火山島なる關係上、殊に北島には活火山三四を數へ、温泉にも富む。

又同國は西風區に位置する爲、タスマン海方面より吹く多分に溫氣を帯びた風は是等の山嶽に當つて多量の雨を降らし、従つて多種類の植物の繁茂に適し、森林は實に同國地表の三分の一を占める。平野は北島ではクック海峡沿岸、南島では東南岸に相當開けて居り、地味肥沃と言はれてゐる。

(五) 歴史概略

(1) 初期の歴史

十七世紀以前の西蘭の歴史は神話と傳説とに包まれてゐる。一六四二年(寛永十九年)歐羅巴人が此地を發見した時は、マオリ族と稱するポリネシア種族が既に居住して居り、同種族はそれより更に數世紀以前に此等の島嶼を發見したのであつた。何時頃マオリ族が新西蘭を發見したか、又如何なる場所より彼等が到來したかは唯傳説として知られて居るに過ぎず、マオリ族其のものの起源に關してもポリネシア族の一般的傳説以外に何等の記録もない。此の傳説に依ると、西より東に恐らくはマレイシアを経て太平洋に逐次移住したものとなつてゐる。

マオリ族は移住者であり、彼等が渡來した時、既に北島の東海岸には彼等と同種族に屬する居住者——マオリ以前の移住者の子孫にして其の歴史は不明——のあることを發見した、と云ふ以外には殆ど何もかも窺知し得ない。傳説に依ると、數時代前マオリ族はハワイキと稱する國に居住したが、其の酋長の一人が永き航海の後新西蘭の北部の島嶼に到達した。此酋長は故郷に歸るや其の發見せる土地を激賞し、多數の親族及友人を勸説し、二

重底の獨木舟の一隊を率ゐて此の新しき土地に出發したと傳へられ、大部分の獨木舟の名稱は今日尙記憶されてゐる。而して傳説に依るハワイキの地位は不明である。マオリ族は多少の變化はあるも、東部太平洋諸島の共通語たるポリネシヤ語の極めて純粹なる方言を話す。

(2) 歐羅巴人に依る發見

和蘭の航海者アベル・ジャンセン・タスマンは一六四二年十二月十三日新西蘭を發見した。タスマンは一六四二年八月十四日ヘームスケルク號(ヨット)に乗り、シー・ハーン(海鳥)號(フライボート)を従へバタビヤを出發し、モリシアス島を訪れ、タスマニヤ島を發見した後、東方に向ひ彼の所謂「高山多き國」と稱する新西蘭南島の西海岸を認めた。但しタスマンは結局同國に足を踏み入れずして去つた。

タスマンの去れる後、英人クックの時に至る迄新西蘭を訪れたと云はるる記録は無い。クックはヤング・ニック・ヘッドなる地點にて、一七六九年(明和六年)十月六日陸地を認め、同月八日ボヴァティー灣へ投錨した。北島南島及スチュワート島——彼は此最後の島を南島と誤認した——を巡航して後一七七〇年三月三十一日フェアウェル岬から濠洲に向け出發した。彼は其の後再び一七七三年(安永二年)一七七四年及一七七七年に新西蘭を訪れ、其他數名の探險家も亦十八世紀の後半に於て新西蘭を訪れた。

(3) 移住及植民

今日判明してゐる所では、始めて新西蘭に歐羅巴人の滯留したのは一七九二年(寛政四年)でブリタニヤ號に搭じて來たキャプテン・ラーベンは南島の西海岸ファシル・ハーバーに獵虎捕獲隊を上陸せしめ、此等が呼び還される

迄、一年有餘に亘り前記の地點に滯留したのであつた。

其の後數年にして海岸の數地點に捕鯨根據地が建設せられ、一八一四年(文化十一年)には最初の宣教師ハル及ケンダルが新西蘭に來著した。兩宣教師は暫く在留して後ニュー・サウス・ウェールズに歸り、同年十一月十九日に再びニュー・サウス・ウェールズ政府所屬の布教師サミュエル・マースデンと共に來島した。マースデンは一八一五年三月二十三日ハル、ケンダル及キングの三名を残してシドニーに歸還し、此等三人はアイランズ灣ランギホアに最初の布教所を設けた。

一八二五年新西蘭の各所に於て、夫々單獨に植民地建設の企てが三度試みられたが孰れも不成功に終り、其の後數年間に植民地として僅かに主要捕鯨根據地の周圍にあるを見るに過ぎなかつた所、漸次多數の歐羅巴人は國內の各所に移住し、其の多くは土人の女と結婚した。

明確な植民計畫の下に於ける第一回の移民團は一八四〇年(天保十一年)一月二十二日ポート・ニコルソンに到着し、ウェリントン町の建設した。其の後數年間にネルソン、タラナキ、オタゴ及カンタベリーの植民地を英本國の各種團體より送られたる移民が建設した。

一八四〇年政廳の所在地となつたオークランドは、特に英本國より植民を送つたものではなく、主として濠洲及新西蘭の他の地方より人口を吸収した。

(4) 英國主權の確立

新西蘭に英國駐在官の任命を見たのは一八三三年のことで、本部はアイランズ灣のコロラレカ(現今のラッセ

ルの附近)にあつた。其の七年後、即ち一八四〇年一月二十九日海軍大佐ウィリアム・ホブソンはアイランズ灣に到着し、土人の同意を得て新西蘭諸島にヴィクトリア女王の主権を宣言し、其の政務を掌握するの権能を附與された。ホブソン大佐は一八四〇年一月三十日コロラレカに於て正式に其の任務を読み上げ、同年二月六日はウィタンギ條約と稱する契約を締結し、斯くて主権に伴ふ一切の権利及権能をヴィクトリア女王に讓渡せしめ、酋長及種族に對しては一切の領土的権利を確保した。本條約(若は其の謄本)には始め四十六人の酋長が署名し、國內の各所に廻附され、他の酋長も亦之に署名し、かくて六箇月足らずの間に五百十二の署名が行はれた。

一八四〇年五月二十一日ホブソン大佐は、北島の場合にはワイタンギ條約に依り南島及ヌチユワート島の場合には發見の權利に依り英國の主権を宣言した。南島に於て條約の署名せらるゝヤバンベリー少佐は一八四〇年六月十七日クラウディー灣に於てマオリ族の同意を得、同島に英國の主権を確認する旨の正式の宣言を行つた。

新西蘭は前述の如く一八四〇年五月三日迄濠洲ニュー・サウス・ウェルズの屬領であつたが、同日一八四〇年十一月十六日附の王室憲章に依り、別箇の植民地として創設せられた。

(一九三九年九月二十五日)

ヒトラー總統著「マイン・カンフ」

8 政黨と政綱の卷

はしがき

「國際事情」は、ヒトラー總統著「マイン・カンフ」の前後兩篇を通じて、既に左の各章を紹介した。

「獨逸の對露政策」 (昭和十三年版)

「新三國同盟論」 (同)

「獨逸と佛蘭西」 (昭和十四年版)

「ミュンヘンの卷」 (同)

「世界大戰の卷」 (同)

「ウィーンの卷」 (同)

本文は之等を承け、後篇第一章「ヴェルトアンシャウヌンク・ウント・バルタイ」を要譯したものである。

一、既成政黨と政綱

一九二〇年二月二十四日ナチスの民衆大會が開かれ、ミュンヘンのホーフプロイハウスの廣間に於て二十五箇條の政綱が二千人の聴衆の前に披露せられ、各條大喝采を以て迎へられたことは既記の如くである。

ナチスは固陋なる既成政黨の舊式の謬見を打破し、勝ち誇れるマルキシストを敵に廻はして一大決戦を試みんとするものである。而して二十五箇條は則ち戦に臨まんとするナチス黨の旗印である。

ドイツは今や亡滅の危機に瀕してゐる。而して我等の闘は壊滅を既倒に回さんとするの大運動である。然れば我等の政綱も亦眞剣なものでなければならぬ。當年の政黨は選舉目當てに無責任な標語を考へ出して民衆をたぶらかすけれども、我が黨の政綱は選舉の標語であつてはならぬ。終始渝らざる固き信念！それが我が黨の政綱でなければならぬ。

今頃の政黨の所謂政綱なるものは、良い加減にデッチ上げたものであつて、其の時の都合に依り、加へたり削つたり勝手極まるものである。殊に此の弊は有産の既成政黨に於て甚しいのである。既成政黨の政綱は、所謂政綱委員會の手に依つて起草されるのであるが、その裏面の事情を知つてみるとウンザリせざるを得ない。

政黨は新たに政綱を起草し、或は既に定まつて居る政綱の修正をやるが、起草若くは修正の任に當る委員會の唯一の關心は、次の選舉といふことのみである。委員は多くは議會の喰詰めものである。而して之等の喰詰め者が、人心の黨を去るやうな氣勢があると見てとるや、同じく喰詰め者の黨内の長老を集めて相談するのである

が、彼等のなすところはいつも同じである。則ち先づ委員會を設けることが第一であり、新聞の論調に察し、巷間の寓語に耳をそばだて、大衆の欲するところは何であるか、欲せざるところは何であるか、その欣ぶところは何であつて欣ばざるところは何であるかを臭ぎつける。之が第二である。而して之が爲に、彼等は職人のところへも行けば月給取りのところへも行き、農民のところへも行けば中小商人のところへも行く。凡そどの階級でも關係のあるところは親しく就いてその希望を偵察し、それを基礎として政綱の修正をなすのであるが、必要があれば反對黨の政綱をも採り入れて恥づるところを知らない。

斯くて委員は集まり舊政綱を改めて新政綱を起草するのであるが、その舊を去つて新に就くに當り聊かも信念なるものがなく、之まで掲げ來つた肝腎の政治的綱領でも人氣に觸ると思へば之を捨てて顧みないことは、戦地の兵隊が汚れたシャツを脱ぎ捨ててよりもつと手輕だ。かうして出來上つた政綱は總花主義で、どの階級にも不満足を與へぬやうに出來上がつてゐる。曰く、農民には農産物を高くしてやらう。曰く、商工業者には商品が賣れるやうにしてやらう。教員には月給を上げてやる。官吏には増俸してやる。寡婦孤兒は國家で養つてやる。鐵道は敷いてやる。關税は引下けてやる。租税も全廢は出來なからうが、徹底的に減免しよう。その他曰く何、曰く何で、都合の良いことばかりだ。抑も之が政黨の總花主義といふものだ。

此の如くにして心を用ゐても尙ほ探りもれの階級があつたり、聞きもらした大衆の要求があつたりして、それがあとで知れて來れば、惶てて又其の階級に都合の良いことや、そのもれた要求を充たすやうな文句を政綱のうち挿入し、之でどの階級からも憎まれる心配がないといふ見透しがついたところで、それを掲げて愈々選舉場

裏へ打つて出るのだが、その言ふところが大きい。曰く、我等候補者は國家改造の國士であると。聞いてあきれざるを得ない。

ところで選挙が終り、候補者が首尾良く當選して議員となり、議會に席を有することになれば、黨の政綱も誓約も忘れて終ひ、さきの起草委員會などもいつの間にか解散して名残を留めなくなる。かくて任期のあるうちは呑氣にくらすのだ。

然しながら、世のなかには夜ばかりでもないが晝ばかりでもない。議員生活にも辛い半面がある。四年の任期が盡きるか、或は又任期が盡きなくても政變があつたりして議會解散、總選挙施行となるとじつとして居ようと思つてもじつとして居られない不安、夫が選挙を前にした議員の生活だ。「こがねむし」の幼蟲が其の成蟲にならなければならぬやうに、一度議員に出た者は議員商賣がやめられないから、復び立候補の名乗を上げる。それまでの苦勞は並大抵でなく、議會が解散になれば選挙區の地盤へ歸り、議會報告と言つて、自黨の功勞を譽め上げて反對黨をこき下ろし、ヤンヤと言はせる魂膽であるが、それが豫期の如くうまく行かないで衰めるところか反對に聽衆から怒聲罵聲を浴せられ、ひどく不人気なことがある。こうなると之が又大きな心配だ。選挙民の不平等の小さいうちは良いが、次第に大きくなつて來ると放任して置くことが出來ないから、何等かの對策を講ずる必要が生じて來る。といつても他に良策のあらう筈がない。看板の色あけか塗り換より他に氣の利いた方はない。詰り又ぞろ政綱の修正にとりかゝるんだ。かくて再び修正委員會を設け、國民の要求を聞いて廻り、總花主義の政綱をデッチ上げるのである。ところが人間といふ者は馬鹿なもので、だまされると知つてゐて

も看板が新しくなり、新聞が又提灯を持つてうまく書き立てると選挙民といふ者はそれに釣込まれてわけもなく又もとの代議士を選挙する。思へば滑稽千萬でもある。

怪しげな候補者はかくの如くにして復び代議士となり、國家を喰ひものにして、良い氣持に油ぎつた顔をしてふくれ上がり、任期四年の歳月が経つと、又ぞろ選挙場を頭を下けて駈け廻る。當人はそれで良いのであろうが、こんなことをして人をだます議員も議員だが、だまされ通しの選挙民も選挙民だ。側から見ても居るものには堪へられない厭なことだ。

右に述べたのは主として既成政黨の内幕である。こんな風にして出て來る議員にも、こんな議員の集まつて居る既成政黨にも、氣味の悪い底力のある社會民主黨と太刀打の出來る筈のないのは言はずして明かだ。

既成政黨は、始めからマルキシズムと闘ひ、之を克服するの肚もなければ見透もないのだ。元來西歐式のデモクラシーは白人の國を奪はんとするユダヤ人のからくりである。ユダヤ人は之に依つて白人の國を覆さんとするのであるから、デモクラシーを基礎とする議會政治に依つてユダヤ人と闘はんとするのは間違つてゐる。これは何人にも明かなことであるにも係らず、議員といふ者は頭がわるいから判り切つたことが判らないのだ。若しデモクラシーの多數政治で國家の運命が救はれるものなら、既成政黨の多數を占むる現在のドイツは國勢の最も伸暢すべき時である。それにも係らず、國勢は伸びる所なくして反つて日に蹙り、多數を擁する既成政黨が爲す所なくして、「ならずもの」の集りに過ぎない少數の左黨に引きまはされてゐるのはどうしたわけか。そこにデモクラシーの欺瞞がなくてはならぬ。

マルキシストは國家顛覆の野心を包蔵するものである。而して此の目的を達する爲に既成政黨を利用し得る望のある間はデモクラシーとか、或は又議會政治とか言ふけれども、他日マルキシストに不利な政黨の大同團結でも出来てどうすることも出来なくなつたら、今度は掌を覆すが如く議會政治を攻撃し、之を捨て去ること弊服の如きものがある。而して議會政治を捨てた彼等は、直接行動に依り工場及び街頭の鬨に進出し、民衆を煽動して擾亂を醸すこと及び一九一八年當時の如くなるであろう。デモクラシーの政治に依つてユダヤ人の隠謀に對處せんとするはいかにも馬鹿けたことである。

此の如く議會政治はユダヤ人のからくりとして存するものである。ユダヤ人は自己に利する間は之を利用し、自己に不利となれば直ちに之を捨て去らんとして居るのが今日の議會政治である。ユダヤ人は我等の敵である。議會政治の謳歌者は敵に便宜な政治組織に執着してその危険を知らざるものである。

ところで既成政黨なるものは之を知らず、依然として議席の争奪に没頭し、それ以外に目的とするところがなく、御都合主義に依つて政策を一二にして憚らざるが故に、その政綱なるものも亦何等據るところがない。凡そ政黨の掲ぐる政策綱領は國家百年の長計を基とし、之を守るに確乎不動の信念を以てすべきものである。政黨の綱領も此の如くにして國民を引つける力が生れる。既成政黨の政綱には國民を引きつける力がない。

マルキシストは國家の顛覆を目的とするものであること、繰り返し述べた如くだ。彼等の運動は陰謀である。陰謀固より惡むべきであるが、陰謀を遂ぐる爲にあらゆる力を竭して倦まざる氣力と奮闘振りは敵ながら健氣である。此の時に當りマルキシストに對抗する唯一の手段は、既成政黨側でも今日の如き守勢に甘んずることな

く、積極的攻勢に出でてマルキシストを正面より叩きつけることである。而してそれには今までのやうな御都合主義でなく、國民の望をつなぐべき政綱の樹立が先づ必要だ。

バイエルン中央黨は國家主義の政黨を以て任ずるものである。然るに同黨出身の關係は今や革命的だと言つて我等の運動を批難してゐる。我等は之に對して次の如く答ふるのみである。然り、我等ナチスの運動は革命的であるかも知れない。然しながら、卿等は議席の争奪に心を奪はれて不知不識の間にマルキシストの先棒をかつぎ、國民を悲境に陥れた。これ卿等の過ちである。我等の運動は卿等の犯した過を匡正せんとするのだ。我等は卿等の如く退嬰をことゝせず、どこまでも積極的に敵を攻撃するの態勢をとり、こゝに新しき國家觀を掲げ之を實現するに確乎不動の信念を以てせんとするものだ。而して之が失はれた國民の獨立自由を恢復する唯一の手段であると。然ればナチス結黨に際し、我等の第一に警戒せるは我が黨をして、他の政黨の如く政黨すれせしめないことであつた。我黨は新しい國家觀を中心とする信念の士の集團である。若し我等にして議會の議席を争ふ黨人の集まりになることがあれば、それは此の上もない墮落である。我等はその點を互に警めた。斯くて我等の定めたナチスの政綱は、其の規模の遠大なることに於て先づ氣の弱い議會政治家の膽を奪ふものがあつた。

二、國民的感情

方今マルキシストの國際主義に對して國民主義といふ字が盛んに使はれてゐる。ところで國民主義なる字は意

義が廣漠に失し、人に依つて解釋が異なり、極めてあいまいである。それ故に、國民主義を標榜して起たんとするものは、先づ國民主義の内容を明確にする必要がある。それでなければ國際主義に對しても力ある闘が出来ぬ。國民主義は國民的感情を基礎とするものである。ところで國民的感情なるものは、宗教的感情といふが如く、之亦頗る茫漠たるものである。人間には本來宗教的感情なるものはあるけれども、大衆は哲學者でもなければ高僧でもないから、感情があるだけでは役に立たぬ。宗教的感情が力あるものになる爲には、狭くても具體的な信條を有する宗派に歸依することが必要である。教會の信條は目的でなくて手段であるけれども、宗教的感情が血あり肉あるものとなる爲には、教會の信條はなくてはならぬ必要な手段である。

教會の信條があつて、始めて我等の宗教的生活は動搖しない。世人の今日神を信じ、善を欲し、惡を避けるのは専ら宗教の信條あるが爲であつて、この信條が無くなつたら、依據するところがなくなつて、人々は歸趨に迷ふこととならう。人間の宗教生活には教會の信條は不可缺の條件である。

勿論、教會がなくても宗教的感情と云へばそのうちに神の存在とか、靈魂の不滅とか、永遠の生命とかいふ觀念は内在して居るけれども、それが動かない信仰とならない間は、空中の樓閣の如く、果敢ない、力のないものである。宗教的感情は貴いけれども、信仰とならなければ力がない。而して感情が信仰となるには教會の信條がどうしても必要である。

國民的感情なるものは、此の點に於て宗教的感情に類せるものがある。國民的感情のうちにも既にある種の觀念が含まれて居る。然りながら、之をして眞に生きた實際の要求たらしむる爲には政黨が之を具體的な政綱とし

て掲げ、之を實現することに努めねばならぬ。内に國民的な感情があつたとて、それだけでは役に立たぬ。外國の制壓を脱却する場合にも、國民は獨立を欲するといふだけでは百年経つても獨立の偉業は成就せぬ。國民が眞に外國の羈絆を脱せんとせば、國民の總力を先づ軍備の充實に傾注する必要がある。國民的感情の達成にも之を實現する手段が伴はねばならぬ。

國民的感情は如何に正しいとしても、又それが如何に大切なものであつても、政黨の政綱となつて生きた政治運動とならざる限り、實際的の用をなさぬ。而して政黨も亦、此の如き國民的感情を基礎とした立國の大義を政綱として掲げ、一意之が實現を計るものでなければ、眞の政黨と稱するを得ぬ。

此に於てか、國家の根本的改造に乗り出さんとする政黨は國民的感情に基いた政綱を掲げねばならぬ。而してその政綱は國民の政治的信念となるを必要とする。ところで、その政綱なるものは空疎なる理想たるに止まらず、直ちに此の世に於て實現せられねばならぬものなるが故に、單り理想が高いばかりでなく、之を實現する手段方法をも考へねばならぬ。従つて政黨の政綱を定むるに當つては、學者の理論と、政治家の實際とが必要となる。人間は本來缺點の多い弱いものであるから、理想ばかりを言つては始めから成功の望がない。國家改造の目的を達せんとせば、高遠なる理想のうちから人間として實現し得るものを引き出し、之に形體を與へることが必要である。此の如くにして始めて理想と實際との調和が生れる。

政黨の政綱は理論を旨とする學者と、民心の歸趨を看取するに敏なる政治家との協力に依らねばならぬ。今や大衆は暗中に何ものかを模索しながら、それを掴むことが出来ない。而して多くのものなかには、既に

判りかけてゐる者もあるが、それもつきりしないのだ。此の秋に當り、衆の内より一人身を挺して起ち、立國の大義を明かにして向ふところを知らしめたならば、國民は期せずしてその傘下に集り來るに相違ない。

三、ナシ・ナリズムの意義

我等はこゝでインタナシヨナリズムと、所謂國民的感情との異なる所以のものを探求してみよう。

「國家は民族問題と關係がない。國家は經濟の必要から生れたものである。然らざれば二三の者の權勢欲の所産に過ぎない。」これが今日廣く世間に行はれる國家觀である。此の如き國家觀は、民族の生命力を否定するとともに、人間としての個人の力をも否定するものである。その故は、既に民族を無差別平等に取扱へば、個人としての人間をも平等にみて個人の間に力の相違を認めなくなるからである。ユダヤ人は民族の差別を撤廢せんとするものである。これ則ち差別的な民族主義が不便にして、無差別な國際主義がユダヤ人制覇の目的達成に便なるが故である。民族平等の説は民族の獨立した國家を破壊する目的を以てユダヤ人の唱へ出した謬説に他ならぬ。

ユダヤ人であり、マルキシストである徒輩の國家觀が既に民族の獨立を破壊するを目的とするものとすれば、之に對抗して國家の存立を防護せんとするものは、マルクス主義と異つた國家觀の上に立つべき筈であるに係らず、國家主義を標榜する既成政黨の國家觀が、マルキシストの國際主義に異なるもの甚だ少きは異とすべきである。既成政黨がマルキシストに向ふに廻して闘ひの姿勢をとりつゝ、何事も出來ないのは、こんなことにも原因

してゐるのである。マルキシストは世界をユダヤ人の手に收めんとして陰謀をめぐらして居るのだ。それが判らないとはなさないことだ。

國民的感情に基く國家觀は、マルキシストのそれと全然趣を異にする。我等の國家觀は民族の差別を前提とする。我等の國家觀は民族を第一とし、國家をその次ぎに置く。我等の國家觀にあつては、民族の生存權確保が目的であつて、國家はその手段である。我等の觀るところに依れば、民族には先天的に優劣があり、高下があり、斷じて平等ではない。而して此の世界は優勝劣敗の原則の支配するところなるが故に、優れたるもの、強きものが榮え、劣れるもの、弱きものが衰えるのは天の命に由るものである。優勝劣敗、弱肉強食は自然界の貴族主義とも稱すべきものである。

我等の民族觀、又は人種觀と稱するものは則ち自然界の貴族主義であつて、我等は民族に優れたものと劣れるものがあり、民族に優劣がある如く、個人の間にも亦同じく優劣の差違あることを認むるものである。破壊的なマルキシズムに對し國家を護るの途は、人間を「物」と見ずして「個人の力」を認めるにある。國民的感情の要求する國家は、民族の生存を目的とすること右の如くであるから、時としては倫理にのみこだはつてゐることの出來ない場合もある。優勝劣敗、弱肉強食は良くないと腐儒はいつても、そんなことに頓着する必要はない。倫理はそれ自身に存在の理由を有するものでなくて、民族の存立に資するところあつて、始めて意義が與へられるものである。民族の發展に障礙となるべきものは、倫理としても之を承認するを得ぬ。大行は細瑾を顧みず、之が我等の倫理觀だ。何となれば、必要なのは優秀な民族の生存を確保することだ。優秀な民族が亡び、ユダヤ

人や黒ん坊の混血児ばかりの世界となつたら倫理を説いたとて一つも行はれなからうではないか。

人類の文化はアリアン民族の存在に依倚してゐる。それ故に、アリアン民族保存の爲には弱いことを言つて居てはならぬ。世のなかに悪いことは少くない。然りながら、優秀なるアリアン民族を亡ぼして人類の文化を破壊せんとする程恐ろしい罪悪はない。アリアン民族は神の寵兒である。神の寵兒に手を觸れんとする者は、神の威を恐れざる冒瀆者である。

マルキシストのインタナシヨナリズムに對し、國民的感情を基礎とする國家觀は右に述べた如くである。世の中は平和でなくて優勝劣敗の修羅場である。民族は互に競争して最も優れたものが他を抑へて最後の勝利を占め、支配民族として地球に君臨する。之が人類の運命であり、又生物の本能である。而して同時に我等ナチスの信條である。

今日では尙ハッキリしたことは判らぬが、人類の生活には早晚行詰りの生ずることがあろう。それは遠き將來のことであろうけれども、何かに打つかりさうだといふことは何人にも豫感がある。而してその時に當り、地球の人と物とを總動員し、支配民族として行詰の打開に任ずるものは單りアリアン民族のみであらう。

四、國民戰線の統一

我等の國家觀は此の如くであるが、同じく國家主義を標榜する政黨でも國家に關する觀方は區々であつて一定しない。第一近頃各地に異なつた國家主義の政黨政社の起ることそれ自體が、國家主義の陣營に統一された政綱

がないことを示すものである。此の點に於てマルキシストの運動は、一糸紊れざる統制振りを示してゐる。インタナシヨナリズムを旗印とするマルキシストの陣營は、鐵壁の固さを見せてゐる。この鐵壁を破るには、味方に於ても、國家主義、民族主義の旗印を一つに定める必要がある。それでなければ眞實の戰は出來ぬ。ところで健全な國家觀をハッキリさせ、之を一つの纏まつたものにしようとするにはどうしたら良いかといふに、それは新しい政黨があつて、國民本能のうちに動いてゐる國家的感情を巧みに捕へ、それに理論的體系を與へて國家主義の政綱を造るより他に途がない。國民の宗教的感情を生かすには、教會の信條がある。國民の政治的感情に依るべき足場を與へる政綱は、政黨の信條である。

マルクスのインタナシヨナリズムが力を得たのは、マルキシストが黨として活動せる爲である。マルクスのインタナシヨナリズムに對抗するには、國民主義も亦之を代表すべき政黨をもたねばならぬ。而して我がナチスは則ち自らその政黨であることを期するものである。

かくて我等の政黨組織に反對したのも、昨今は漸く我等の主張の間違でなかつたことを認めねばならなくなつた。蓋し、インタナシヨナリズムが一世を風靡したのは、マルキシストが軍隊的な政黨を組織し、それに依つて活動せるが爲であり、國民主義諸黨の振はないのは、國民主義を代表する政黨がなく、分れ々々になつて統一がない爲である。此に於てか、國民の暗中に模索して來たつかみ得ないものを彼等に代つて探し求め、之をつかんで彼等の前に提供するのが、我が黨の主要な任務となつたわけだ。

換言すれば、立國の大義を根柢とし、時と、人と、場合とを参照して適當なる政綱を作り、國民をして向ふと

ころを知らしめ、國民主義の諸勢力を一丸として、マルキシズムに打つからんとするのがナチス結黨の動機である。

(一九四〇年八月十五日)

國際事情 世界の動き——終り
昭和十五年版

昭和十五年九月十三日印刷
昭和十五年九月廿五日發行

定價金參圓

外務省情報部編纂

發行人 青木良太郎
東京市麻布區飯倉町四丁目一番地

印刷人 青木榮
東京市麻布區飯倉町四丁目一番地

印刷所 良榮堂印刷所
東京市麻布區飯倉町四丁目一番地



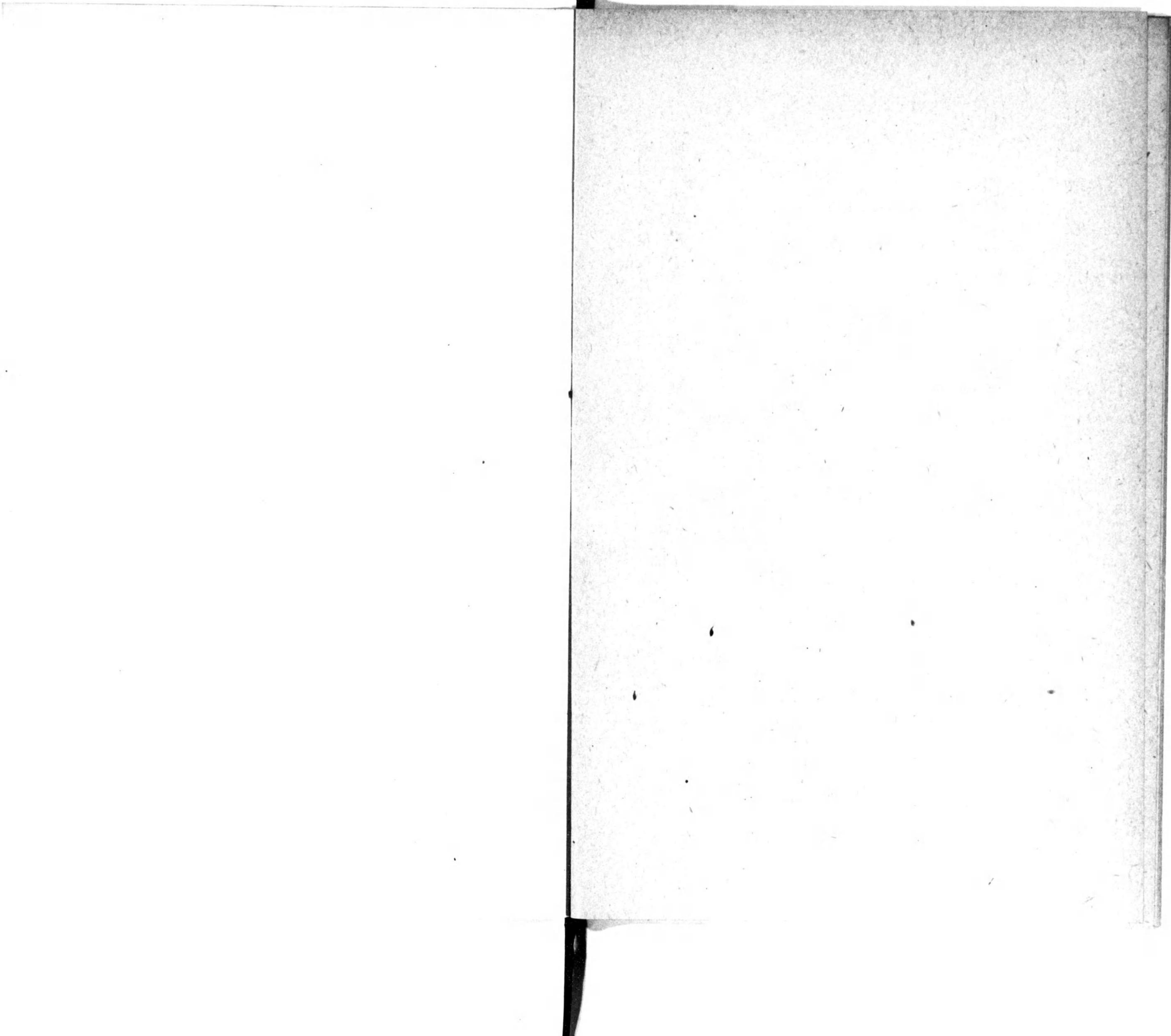
發行所

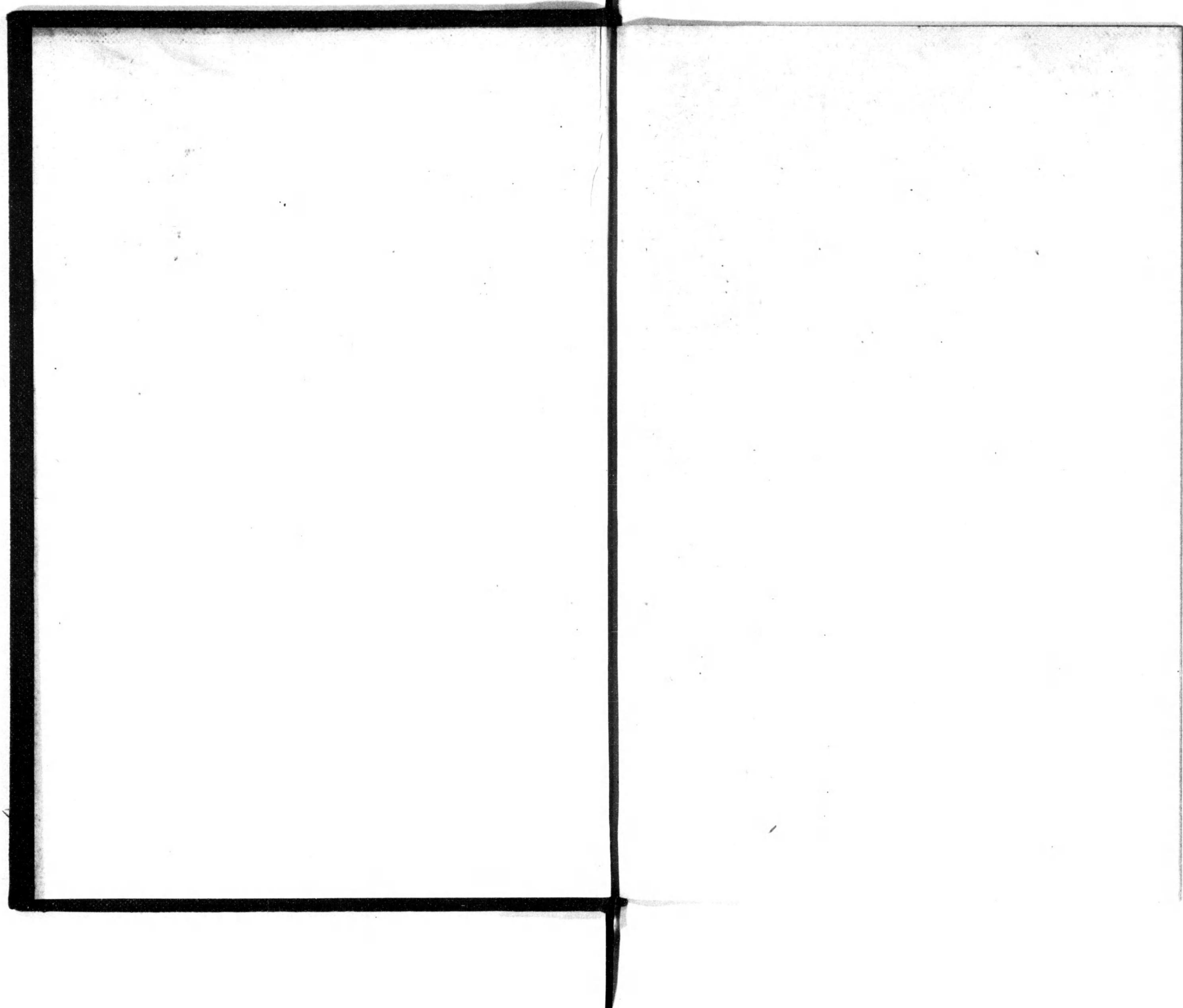
東京市麻布區飯倉町
四丁目一番地

良榮堂

電話赤坂一七四八番
振替東京六二六三二番

取次販賣書店 東京東京堂 巖松堂 有斐閣 大阪屋號書店





終

